

由利本荘市

株式会社

サイネックス

Yurihonjo City Guide book

由利本荘市

暮らしの便利帳

2022
保存版



由利本荘市ガイド
わがまち再発見
様々な手続きなど

行政ガイド
暮らしに役立つ情報など

生活ガイド
様々な手続きなど

市の情報を発信しています /



ホームページ



Facebook



Twitter



LINE

由利本荘市役所

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地

0184-24-3321 (代表)

由利本荘市
ガイド

6

戸籍・
住民登録

28

税金

32

国保・年金

35

福祉・保健

43

子育て支援・
学校教育

57

くらし

64

産業・
労働振興

74

文化・
スポーツ

78

いざという
ときに

87

相談

96

市政情報

98

生活ガイド

100



由利本荘市 暮らしの便利帳が 電子書籍に!!



パソコンやあなたの
お手持ちの携帯端末
でご覧になれます!



無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性 



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら 



発刊にあたって

由利本荘市長
湊 貴信



日頃より、市政に対しましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、市が行っている業務や各種手続き等の行政情報をはじめ、防災、子育て・教育、健康・福祉など、日々の暮らしに役立つ情報を網羅した「由利本荘市暮らしの便利帳2022」が刊行されました。

様々な分野でIT技術を活用したデジタル化がさけばれていますが、私は、アナログの媒体も大事だと考えており、皆さんには、この「暮らしの便利帳」をお手元に置いて、ご活用いただければ幸いに存じます。

この「暮らしの便利帳」は、株式会社サイネックスにご協力いただき、2年ぶりに改訂されたものです。発刊にあたり、広告掲載にご協賛いただきました多くの事業者の皆さんに深く感謝申し上げます。

皆さんとともに“希望あふれる、優しい由利本荘市”を創ってまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご利用にあたって

■「由利本荘市暮らしの便利帳」は、令和4年5月1日現在で編集しています。発行後、制度の変更などにより、掲載内容と実際とが異なることがありますので、詳しくは、各項目に記載してある担当窓口へ直接お問い合わせください。

■多くの情報を紹介するために、基本的な事項を中心に掲載しています。そのために例外的な事項を省略していることがあります。

■掲載内容についてのお問い合わせ先がわからないときは

広報広聴課 ☎ 0184-24-6237
FAX 0184-24-6090 へどうぞ

※業務時間：月～金 8:30～17:15 (祝日を除く)



Index

インデックス



広 告

不用品整理ですっきりしませんか。

いつか使うおもちゃや、おたからや
不用品整理ですっきりしませんか。
押し入れにしまったままにしているとバッグはペタ付が発生したり、時計は動かなくなったりと今よりも価値が下がる場合があります。片付け、整理収納をして、今こそ身の回りの整理を始めませんか。

底抜けで集めたコレクションの買取金額を知っておきたい方も、買取査定ならお任せください。大切な思い出の品々、安心してお賣取させていただきます。

驚さなスタッフが待ちしておりますので、お気軽にお越しください。

おたからや ごてんまり店 由利本荘市川口字上菖蒲5
【営業時間】10:00~18:30 【定休日】日曜日
TEL.0184-74-9382 おたからや ごてんまり店

【ご連絡ください】古物営業法に基づき、身分証明書のご提示が必要です。
下記のいずれかを必ずお持ちください

【運転免許証・パスポート・各種健康保険証・在留カード】等
古物営業法で定められた本人確認資料として使用させて頂きます。
ご本人の許可なく第三者に個人情報を開示または提供することは原則的に致しません。

■古物商 秋田県公安委員会:第231130002443号

**雨どい・屋根・カーポート・外壁など
お家の修理で困っている方へ**

**火災保険を活用して
お家の修繕しませんか?**

雨どい修理・屋根工事・外壁修理等
ご自分で修理する費用のかかる修理へ
お家のみの火災保険で、自分で修理ができる修理のできる修理へ

火災保険適用事例

台風によるカーポートの倒壊
台風によるさくらードの倒壊
台風による屋根の破損
台風による瓦屋根の破損
台風による軒天井の倒壊
台風による軒天井の倒壊
台風による内側の倒壊

まずはご自宅の **無料点検** を受けてください。お気軽にお問い合わせください!

株式会社秋田建物株式会社 **0184-74-9256**

音の鳴る信号機



地域によって
音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が
使えなくても
大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に入り出します。

国保・年金

35

- ▶ 国民健康保険 35
- ▶ 後期高齢者医療制度 37
- ▶ 健康保険、厚生年金保険 39
- ▶ 戦没者遺族等の恩給・年金 39
- ▶ 国民年金 39

福祉・保健

43

- ▶ 医療費の助成 43
- ▶ 病気の予防・発見に(各種検診) 44
- ▶ 予防接種 44
- ▶ 公的診療所は 46
- ▶ 介護保険 46
- ▶ 介護保険で受けられるサービス 47
- ▶ 地域包括支援センター 50
- ▶ 介護保険以外の高齢者福祉 51
- ▶ 障がいのある方のために 53
- ▶ 生活にお困りの方に 55
- ▶ 健康相談・健康教室 55
- ▶ 生活習慣病を予防しましょう! 56
- ▶ 生活支援相談センター 56
- ▶ 社会福祉協議会 56

子育て支援・学校教育

57

- ▶ 出産・育児 57
- ▶ 保育園、認定こども園に入るとき 59
- ▶ 小・中学校に入るとき 60
- ▶ 母子・父子家庭のために 62
- ▶ 障がいのある子どものために 63

税金

32

- ▶ 市税 32
- ▶ 市税に関する証明・閲覧 34
- ▶ 国税と県税 34

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。



フラットな入り口



ベビーカーでも
簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。

	くらし	64
▶ごみ・リサイクル	64	
▶水道・ガス・下水道	66	
▶土地・住宅・道路・河川	67	
▶生活一般	70	
▶消費者の困りごと・動物	71	
▶さまざまな情報を得たい方に	73	
▶自治活動への支援は	73	
▶公共交通	73	
▶移住相談	73	
	産業・労働振興	74
▶労働のこと	74	
▶中小企業の経営支援	74	
▶農業委員会	75	
▶農業振興	76	
▶畜産業・水産業の振興は	77	
	文化・スポーツ	78
▶生涯学習(趣味・教養など)	78	
▶公共施設を利用したい方は	80	
▶スポーツをしたい方は	80	
▶由利本荘市の指定文化財等件数一覧	84	
▶観光・レジャー施設などは	85	
	いざというときに	87
▶救急・急病のときは	87	
▶災害に際しては	87	
▶火災になったら	93	
▶防犯の心がけ	94	

- ▶交通事故 95
- ▶海の「もしも」は118番 95

相談 96

- ▶暮らしの相談コーナー 96
- ▶電話相談 97

市政情報 98

- ▶議会 98
- ▶選挙 98
- ▶個人情報保護と情報公開 99

生活ガイド 100

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

- ▶医療機関マップ 100
- ▶歯科医院マップ 104
- ▶一般社団法人 由利本荘医師会 106
- ▶由利本荘歯科医師会 106
- ▶一般社団法人 秋田県薬剤師会 本荘由利支部 107
- ▶由利本荘市商工会 107
- ▶一般社団法人 由利本荘医師会医療機関一覧 (由利本荘市内会員) 108
- ▶由利本荘市 歯科医療機関名簿 109
- ▶本荘由利支部 会員薬局一覧 110
- ▶リフォームの基礎知識 112
- ▶知っておきたい葬儀編 116
- ▶愛車の健康法 118

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広 告

この街には私たちがいます!!

地域密着の不動産会社

賃貸・売買 ピタットハウス

由利本荘店

お部屋をお探しの方

売りたい・貸したい方

お住まいの買い替え・リフォーム

『お気軽にご相談ください!』

0184-24-5539

由利本荘市御門 215 番地 1

(株)住まいるリード

ピタットハウス由利本荘

検索



～花ひとひらまで想いを込めて～

はなえにし

■花束 ■観葉植物
■フラワースタンド ■アレンジメント等

HANA EXHIBITION

0184-74-4305

由利本荘市内黒瀬字古屋敷147

QR code

土地や

建物などの

不動産

売ります

買います

貸します

本荘開発会社 0184-23-8668

子吉小学校

ダイソーヨシモト

ローソン

アスミ園地

東中学校

本荘IC

107号線

子吉川

G5

ゆまや

由利ダイヤ TSUTAYA

しまむら

本荘開発会社

【あなたの財産作りを応援します】

事務所/由利本荘市東梵天99-3(しまむら様隣)

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

高さの違う記載台



車いすの方や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

浮き出しているエレベーターのボタン



ひらく

点字がなくとも触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。

Life Cycle Index

知りたいときに
すぐに見つかる!



ライフサイクルインデックス



広 告

「住まいのトータルサポート」 FPの家

FPの家 FPの家
FPの家 FPの家
FPの家 FPの家
FPの家 FPの家
FPの家 FPの家



住宅新築・中古住宅・リフォーム

お客様のライフパートナー

鈴木不動産 稽査

秋田県由利本荘市表尾崎町22-4

TEL 0184-22-7157

宅地建物取引業免許 秋田県知事(14)第350号

<https://www.akita-suzuki.co.jp>

**土地・建物管理
賃貸・売買・仲介**

みなさまの不動産パートナー

エコサービス 株式会社

〒015-0051
秋田県由利本荘市川口字家後78-1
吉尾ビル1F 2号

TEL 0184-74-3761
FAX 0184-74-3766

のマークの場合は市役所に届出が必要です

戸籍の届出・各種登録は
市役所へ届け出てください



生活

- 税金…P32
- 国民健康保険…P35
- 国民年金…P39
- 各種検診…P44
- ごみ…P64

- 水道…P66
- 下水道…P66
- 施設…P78

のマークの場合は市役所に届出が必要です
結婚したら
婚姻届…28

赤ちゃんが生まれたら
出生届…28
生まれた日から
14日以内に届出

結婚

- 婚姻届…P28
- 戸籍…P28
- 住民登録…P29



のマークの場合は市役所に届出が必要です
市内へ引っ越ししてきたとき
転入届…29

引っ越ししてきた日から
14日以内に届出



のマークの場合は市役所に届出が必要です
市外へ引っ越ししていくとき
転出届…29

引っ越しをする前

のマークの場合は市役所に届出が必要です
市内で住まいが変わったら
転居届…29
引っ越しした日から
14日以内に届出



壮年

- 税金…P32
- 国民健康保険…P35
- 国民年金…P39
- 各種検診…P44

広 告



重機リース土木工事一式
重機工事請負とび土工工事
一般解体工事 製 装 工 事

秋田県知事許可(般-2)第10054号

轟サトウ重機

代表取締役 佐藤 登 由利本荘市土谷字前田1-14
☎23-3785 ☎23-3769 FAX23-3725



一般貨物自動車運送業
資材・重機の運搬はお任せ下さい。

轟サトウ重機運輸

代表取締役 佐藤 登 由利本荘市土谷字前田1-14
☎28-5577 FAX28-6972

birth

誕生



- 出生届…P28
- 国民健康保険…P35
- 母子健康手帳…P57
- 妊婦健康診査…P57

adult

成人



- 税金…P32
- 国民健康保険…P35
- 国民年金…P39

old age

老後



- 後期高齢者医療制度…P37
- 国民年金…P39
- 介護保険…P46
- 高齢者福祉…P50

child rearing

育児



emergency

緊急時

- 防災…P87
- 火災…P93

広告



JR 鉄道工事

有限会社共立電気

由利本荘市肴町60-6

TEL (0184) 23-0101
FAX (0184) 23-8075

家族が
亡くなったら
死亡届…28
死亡の事実を
知った日から
7日以内に届出



必要な方
印鑑登録
…30



各種電気工事 承ります!!

- 新築、リフォーム設計配線
■コンセントのスイッチ、照明・増設・交換
■エアコン取付時のコンセント工事
■アンテナ(CATV)の調節・移動・交換

電気のことでお困りなら
お気軽にご相談ください!

成田電気サービス

【営業時間】8:00～17:00 【定休日】日曜日
上記時間外・定休日の対応・施工も可能ですので相談ください!

〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町十二郷 128 番地
第二湯畠電工事
代表 唐田和弘 TEL:090-7561-7866
FAX:0184-65-3077

土木工事・解体工事・舗装工事
外構他各種工事承ります
瓦チップも販売中

菊地工業株式会社

由利本荘市前郷字前郷247-1

TEL 0184-53-3063
FAX 0184-53-3136
Mail k-kogyo@chokai.ne.jp

本荘由利 電気工事 協同組合

〒015-0013
秋田県由利本荘市石脇字田尻野35-75
TEL 0184-22-8499
FAX 0184-23-6990
E-mail/honyuden@gamma.ocn.ne.jp



東北電力ネットワーク指定工事店
電気工事一般・設計施工・内線

(株)新星電氣工業

〒015-0011
由利本荘市石脇字上ノ山20-3

TEL : (0184)23-4101
FAX : (0184)22-4608



Email : sinsei01@atlas.plala.or.jp

位置と地勢

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市、羽後町に接し、県都秋田市には20km～60kmの圏内にあります。

南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を1級河川子吉川が貫流して日本海にそそぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地帯から構成されています。

気候は、県内では比較的温暖な地域ですが、海岸部と山間部では気候条件が異なり、特に冬季においては積雪量に差がみられます。



由利本荘市の 概要を紹介します

・面積

1,209.59 km²

(東西約32.3km、南北約64.7km)

人口と世帯数

総人口 **73,216人**

35,181人 **38,035人**

世帯数 **30,846世帯**

(令和4年7月現在)

市章



1市7町の合併にちなみ、由利本荘市の由と本の字体を合体したデザインを全体のモチーフとし、ユリの花、ユリの根、ごてんまりをベースに、躍動感のある造形となっています。



広 告

鳥海山木のおもちゃ美術館
CHOKAI-SAN WOODEN TOT MUSEUM



秋田県由利本荘市町村字鳴瀬台65-1 旧鶴川小学校
TEL: 0184-74-9070 FAX: 0184-74-9079
E-mail: info@chokaisan-wtm.jp
URL: http://chokaisan-wtm.jp

鳥海山木のおもちゃ美術館

Eurus Energy
株式会社ユーラステクニカルサービス

再生可能エネルギーで未来をつなぐ
風力、太陽光発電事業をグローバルに展開するユーラスエナジーグループは、地域社会と良好なリレーションを構築しながら、再生可能エネルギーの普及・拡大に取り組んでいきます。

合同会社ユーラスエナジー西目
合同会社ユーラス由利高原風力
合同会社ユーラス東由利原風力
URL <https://www.eurus-energy.com>

三ヶ月クリーニング

由利本荘市本田仲町88-4
TEL:0184-22-3081

市の花・木・鳥



市の花「さくら」

山に山桜、東由利に黄桜、本荘公園をはじめ各学校地内や通学路などで身近に感じることができます。長い冬の寒さに耐え、待ちに待った暖かく明るい春を象徴しており、こぼれるほどに咲き誇る花と清らかな香りは人々を和ませます。



市の木「ケヤキ」

代表的な広葉樹であり、人家の防風林や、神社、仏閣、学校のシンボルなどでなじみが深い樹木です。枝は大きく四方に広がり、根が大地にしっかりと張り付く姿は逞しく力強く、無限の発展を感じさせるとともに本市発展の姿をイメージさせます。



市の鳥「キジ」

日本の固有種で、国鳥に選定されています。農耕地、河川敷、草原など広く生息しており、美しい容姿と夫婦親子の強い愛情が、平和の原点を感じさせます。



由利本荘市民憲章

(平成19年11月1日制定)

私たちのまちは、鳥海山の大きい恵みを受け、高原にさわやかな風そよぎ、田園うるおす清流が日本海へ続く、自然豊かなまちです。

ここに生きる私たちは、先人が築いてきた歴史と文化を大切にし、産業を育て活力あるまちをつくり、責任を持って未来に引き継ぐため、この市民憲章を定めます。

- 一、豊かな水と緑を守り育て、
生命力に満ちた自然との共生につとめます。
- 一、思いやりと感謝の心で助け合い、
温かな家庭と平和なまちをつくります。
- 一、すすんで心身をきたえ、
健康で笑顔あふれる明るい社会をきずきます。
- 一、ふるさとに学び、心を世界に開いて、
文化の香り高い風土をそだてます。
- 一、生きがいと誇りを持って仕事に励み、
希望に満ちた明日へ向かってすすみます。

由利本荘市歌

作詞 谷川俊太郎 / 作曲 谷川賛作

時に添い歴史つらぬき 里をうるおし人をむすんで
子吉川 海へと向かう水の道
その海はせめぎあう世界へひらく
先人の知恵に学んで今日を生きる

ふるさとの四季おりおりに 花はほほえみ風は薰って
鳥海の 山きよらかに据をひき
頂はめくるめく宇宙につづく
子どもらとともに夢見て明日を創る

国際交流・都市交流

国内友好都市

- いわき市(福島県)
- 佐久市(長野県)
- 高松市(香川県)
- 丸亀市(香川県)

国外友好都市

- 無錫市
(中華人民共和国 江蘇省)
- 梁山市
(大韓民国 慶尚南道)
- ヴァーツ市(ハンガリー)

広告

快適な水洗トイレの実現は 信頼・実績・アフター万全の

由利本荘市管工事協同組合

由利本荘市石脇字山ノ神 11-7 TEL:0184-24-2707 FAX:0184-24-2783

水道工事・ガス工事・下水道工事・冷暖房工事・排水工事など

配管工事は、各社へ調査・見積・申込手続をすべておまかせください

(株)共立設備 ☎ 23-3916 本荘設備工業 ☎ 22-1540

加藤設備工業 ☎ 23-0484 (株)三共施設 ☎ 22-7685

山忠設備(有) ☎ 23-6035 木内商機(株) ☎ 22-4131

山二施設工業(株)本荘営業所 ☎ 22-8749 (株)公企業バイブルメンテナンス ☎ 23-5580

総合施設(株)本荘支店 ☎ 24-2321 イシヤマ由利本荘営業所

高橋秋和建設株式会社 ☎ 33-3353 (株)鈴木土木工業 ☎ 65-3903

(株)佐藤土建 ☎ 22-4030 (有)鈴木ポンプ店 ☎ 22-4385

一般住宅屋根・外壁塗り替え
塗料販売・道路区画線
駐車場ライン引き等

株式会社

山田塗料店

代表取締役 山田 進
専務取締役 石川 浩一

由利本荘市一番堀180-1

TEL 22-8253

FAX 22-0618



市役所案内

市の組織・主な業務・電話番号

総務部	総務課	☎24-3321	議会関係、文書管理、情報公開、庁舎管理、職員関係事務
	財政課	☎24-6219	財政全般、予算の編成管理、基金、市債
	秘書課	☎24-6203	秘書用務
	管財課	☎24-6263	公有財産管理、公用車管理、財産区
	契約検査課	☎24-6222	工事入札全般、業者登録、工事の検査
	危機管理課	☎24-6238	災害対策、危機管理、国民保護
	行政改革推進課	☎24-6382	事務改善、行政改革、デジタル化推進
	税務課	☎24-6302	市税全般、市税証明、申告相談、地籍調査
	収納課	☎24-6256	納税相談、税収納、滞納整理
企画振興部	総合政策課	☎24-6226	総合政策、国際交流、統計調査
	地域づくり推進課	☎24-6230	住民自治活動支援、地域コミュニティサポート、公共交通
	移住支援課	☎24-6247	移住希望者・県外在住学生等への職業紹介、移住相談、空き家情報、奨学金返還支援
	情報政策課	☎24-6366	情報管理、電子計算機の管理
	広報広聴課	☎24-6237	広報紙、報道機関との連絡、市民要望、広聴
市民生活部	CATVセンター	☎65-3722	ケーブルテレビ(番組制作・放送)
	市民課	☎24-6243	戸籍、住民登録、マイナンバーカード、国保・年金、後期高齢・福祉医療、市民相談
	市民窓口センター	☎24-6291	各種証明書の発行、住所変更、戸籍届出、埋葬許可、国保年金医療等受付
	生活環境課	☎24-6253	ごみ、公害、交通安全、防犯、狂犬病、空家
健康福祉部	清掃事業所	☎22-4885	ごみ処理
	健康づくり課	☎22-1834	保健全般、検診、予防接種、献血
	福祉支援課	☎24-6315	福祉全般、恩給、障がい者福祉、生活保護
	こども未来課	☎24-6319	児童福祉、学童保育、保育園、認定こども園、母子・父子・寡婦福祉
	長寿生きがい課	☎24-6322	高齢者福祉、介護保険
産業振興部	地域包括支援センター	☎24-6345	高齢者総合相談
	農業振興課	☎24-6353	農業振興、山村振興、病害虫防除、畜産振興
	農山漁村振興課	☎24-6355	林業振興、森林計画、林道、土地改良、ほ場整備、水産業振興
	商工振興課	☎24-6372	商工業の振興、工業団地、雇用、労政、企業立地
観光文化スポーツ部	エネルギー政策課	☎24-6269	エネルギー政策、地球温暖化対策
	観光振興課	☎24-6349	観光振興、観光施設管理、観光ブランド推進、ジオパーク
	まるごと売り込み課	☎24-6266	物産振興、特産品、ふるさと納税
建設部	文化・スポーツ課	☎74-8038	芸術文化、木育推進、社会体育・スポーツ振興、体育施設
	建設管理課	☎24-6329	道路、街路灯、河川、除雪
	都市計画課	☎24-6399	都市計画の立案、街路、都市公園
	建築住宅課	☎24-6334	市営住宅、市有建築物の耐震化、市有施設の建設及び整備

広 告

安全・安心な生活を応援します

 株式会社
シェイエイ秋田しんせいサービス

〒015-0042 秋田県由利本荘市埋田字小館81-16
<https://shinsei-service.com/>
TEL:0184-27-2771 FAX:0184-22-2774



A-COOP 子吉店
埋田字小館62
TEL0184-22-2299
☎0120-04-6158

A-COOP やしま店
矢島町七日町字熊之堂131-1
TEL0184-55-4718

A-COOP おおうち店
大内三川字三川38
TEL0184-65-3615

A-COOP 烏海店
烏海町上世子字堀台109-1
TEL0184-59-2861

JASS

本荘中央給油センター
中央燃料配送センター
荒町字時台64
TEL0184-24-3353
☎0120-843353

岩城給油センター
岩城勝手字鳥ヶ森27-10
TEL0184-73-2248

大内給油センター
大内三川字三川41
TEL0184-65-3750

東由利給油センター
東由利老方字両前寺71-2
TEL0184-69-2460

鶴川給油センター
鶴川字石垣327
TEL0184-53-3358

矢島給油センター
矢島町七日町字羽坂49-1
TEL0184-55-4715

鳥海給油センター
鳥海町下川内字大谷地平97-1
TEL0184-57-3165

笛子給油センター
笛子町上笛子字堀台109-1
TEL0184-59-2090



由利自動車センター
荒町字時台76
TEL0184-23-2631

大内自動車センター
大内三川字三川41
TEL0184-62-0256



LPGセンター
埋田字小館81-16
TEL0184-28-5687



総合支所		7カ所
------	--	-----

会計課	☎24-6308	公金等の出納・管理、決算調整
議会事務局	☎24-6386	市議会全般、請願・陳情の受理、市議会だよりの発行
選挙管理委員会事務局	☎24-6390	選挙の執行管理、選挙人名簿の調製、直接請求の受理
監査委員事務局	☎24-6392	財務事務などの監査・検査・審査
農業委員会事務局	☎24-6259	農地の権利移動・農地転用等の許可、農地相談

(西目町沼田字弁天前40-61 西目総合支所内)

教育委員会	教育総務課	☎32-1306	教育委員会の会議、職員関係、学校施設の整備等
	学校教育課	☎32-1330	学校教育全般、学校教育の基本方針策定、奨学金
	生涯学習課	☎32-1332	生涯学習全般、社会教育機関、社会教育、文化財全般

▶ 教育機関

市立学校

公民館(78ページ) 各施設(78~84ページ)

(表尾崎町5)

企業局	管理課	☎22-4375	基本計画、職員関係、文書管理、入札・契約、庁舎管理、法務
	営業課	☎22-3504	営業全般、使用開始・中止届の受理、お客様相談、料金事務
	水道課	☎22-2326	水源・浄水施設・配水施設などの管理、水道の建設改良工事
	下水道課	☎24-6336	下水道施設管理、下水道整備工事
	ガス課	☎22-0402	ガス事業全般、ガス供給施設全般
	鳥海・矢島上下水道事務所	☎57-2203	水道・下水道全般(鳥海総合支所内に設置)
	岩城上下水道事務所	☎73-2015	水道・下水道全般(岩城総合支所内)
	大内上下水道事務所	☎65-2803	水道・下水道全般(大内総合支所内)
	東由利上下水道事務所	☎69-2115	水道・下水道全般(東由利総合支所内)

(美倉町27-2)

消防本部	総務課	☎22-4282	
	警防課	☎22-4283	
	救急課	☎22-4290	
	予防課	☎22-4287	
	通信指令課	☎22-4292	

由利本荘市消防署(美倉町27-2 ☎22-0011)

矢島分署(矢島町元町字大川原127-1 ☎55-2111)

岩城分署(岩城二古字狐森66-5 ☎73-2100)

由利分署(前郷字上川原11 ☎53-3119)

大内分署(徳沢字才ノ神102 ☎65-2020)

東由利分署(東由利老方字橋脇112 ☎69-2214)

西目分署(西目町沼田字新道下2-536 ☎33-2350)

鳥海分署(鳥海町上笛子字石神92-1 ☎59-2199)

広 告

新鮮いっぱい! 良い品いろいろ!

厳選生鮮食料品 惣菜 酒 たばこ

より良い品をより安く主婦の店

(株)本荘消費

由利本荘市本荘27番地
TEL 0184(22)8155
FAX 0184(24)3428

大城電機工業 株式会社

〒015-0864
秋田県由利本荘市大鍬町306
[TEL]0184-23-2395

明るい地域づくりに貢献する

NIKAHO DENKI

仁賀保電機工業株式会社
代表取締役 斎藤聰
本社 〒018-0402 にかほ市平沢字新町128
TEL.0184(35)2033 FAX.0184(35)2035
由利本荘営業所 〒015-0067 由利本荘市三条字三条谷地219-3
TEL.0184(23)5351 FAX.0184(74)4121
<http://nikahodenki.sakura.ne.jp/home/>

▶ 総合支所・出張所の主な業務

総合支所は、矢島、岩城、由利、大内、東由利、西目、鳥海の各地域で、住民に直結した事務を行っております。
また一部出張所でも、窓口業務を行っております。

課名	担当部門	主な業務内容
市民サービス課	総務、企画、財政、税務、会計	総合支所の庶務・文書管理・庁舎管理、地縁団体、市税の賦課・申告相談、地籍調査、財産区、統計、住民自治組織支援、地域自治区、地域振興、都市交流、男女共同参画、広聴、会計、行政改革事務、選挙
	窓口業務、環境、市民相談、保健、福祉	戸籍・住民登録、印鑑登録、埋火葬許可、国保、後期高齢者医療、福祉医療、国民年金、ごみの収集、公害、自然保護、そ族昆虫駆除、交通安全、防犯、市民相談、消費者行政、地域の保健、福祉業務全般、健診・検診、予防接種、犬の登録、狂犬病予防、障がい者福祉、生活保護、児童福祉、保育所、高齢者福祉、介護保険、各種届出受理
産業建設課	農林水産業、観光、文化、スポーツ、道路、河川、公園、住宅、下水道、除雪	地域の農業・畜産・水産業振興、土地改良、農業水利、商工業振興、企業融資、地域の観光振興、スポーツ・芸術文化振興、関連施設管理、各種事務相談・届出受理、地域の道路・土木施設の整備・管理、河川・港湾・海岸・市営住宅の建設管理、下水道、浄化槽、集落排水事業
鳥海診療所・直根診療所・笛子診療所(鳥海総合支所のみ)		
教育学習課 (7カ所)	総務、学校教育、社会教育	学校教育、教育施設管理、小中学校の転入学通知、教職員・児童生徒の福祉厚生、生涯学習・社会教育、青少年の健全育成、社会教育機関の管理、指定文化財などの管理
農業委員会の事務所	農地転用などの農地関係、農業委員会所管の届出・受理(各総合支所)	
上下水道事務所	上下水道事業(岩城総合支所、大内総合支所、東由利総合支所、鳥海総合支所に設置)	
各出張所(5カ所)	戸籍・住民登録などの窓口業務、施設の管理	

▶ 出張所 ※市外局番(0184)

亀田出張所(岩城亀田町字田町41 ☎72-2001)
下川大内出張所(松本字上川原14-4 ☎66-2001)

上川大内出張所(小栗山字小栗山113 ☎67-2301)

直根出張所(鳥海町中直根字中山5-2 ☎58-2111)

笛子出張所(鳥海町上笛子字下野77-2 ☎59-2311)

▶ 総合支所の電話番号

矢島総合支所 矢島町矢島町21-2 ☎55-2025

市民サービス課(☎55-4951)
産業建設課(☎55-4953)
教育学習課(矢島町七日町字羽坂64-1日新館内 ☎56-2204)
農業委員会の事務所(☎55-4957)

東由利総合支所 東由利老方字橋脇112 ☎69-2526

市民サービス課(☎69-2110)、産業建設課(☎69-2116)
教育学習課(☎69-2310)
農業委員会の事務所(☎69-2116)
東由利上下水道事務所(☎69-2115)

岩城総合支所 岩城内道川字新鶴潟50 ☎73-2131

市民サービス課(☎73-2011)、産業建設課(☎73-2014)
教育学習課(☎73-2468)
農業委員会の事務所(☎73-2014)
岩城上下水道事務所(☎73-2015)

西目総合支所 西目町沼田字弁天前40-61 ☎33-4189

市民サービス課(☎33-4610)
産業建設課(☎33-4614)
教育学習課(西目町沼田字新道下2-533シーガル内 ☎33-2315)
農業委員会の事務所(☎33-4614)

由利総合支所 前郷字御伊勢下4-1 ☎53-2962

市民サービス課(☎53-2112)
産業建設課(☎53-2114)
教育学習課(前郷字御伊勢下24-1善隣館内 ☎53-2245)
農業委員会の事務所(☎53-2114)

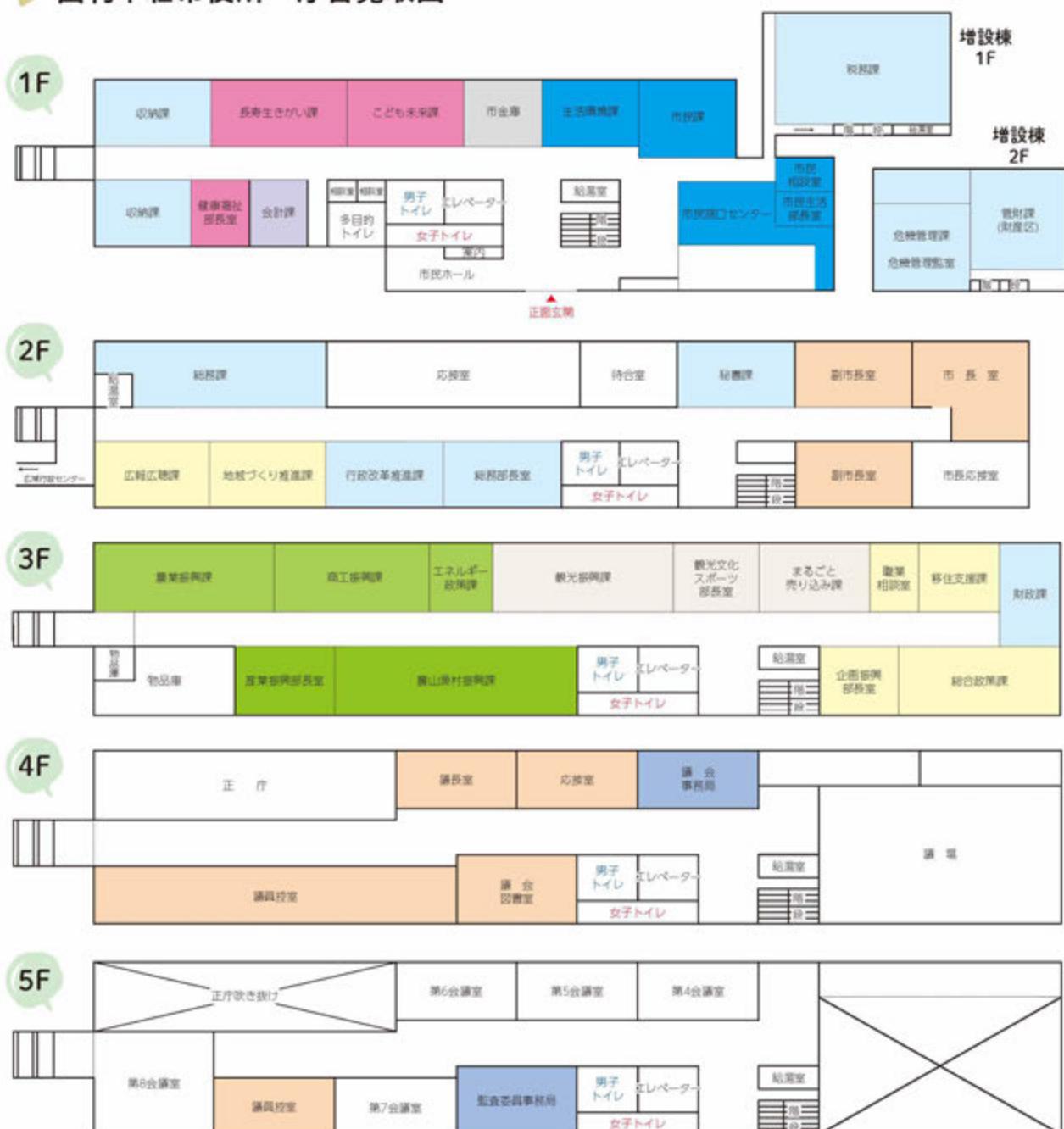
鳥海総合支所 鳥海町伏見字赤波28-1 ☎57-2076

市民サービス課(☎57-2201)
産業建設課(☎57-2205)
教育学習課(鳥海町伏見字久保193紫水館内 ☎57-3020)
農業委員会の事務所(☎57-2205)
鳥海・矢島上下水道事務所(☎57-2203)
鳥海診療所(鳥海町伏見字久保8-2 ☎57-2003)
直根診療所(鳥海町中直根字茅野65-3 ☎58-2004)
笛子診療所(鳥海町上笛子字堺台105 ☎59-2321)

大内総合支所 岩谷町字日渡100 ☎65-2610

市民サービス課(☎65-2211)、産業建設課(☎65-2216)
教育学習課(☎65-2210)
農業委員会の事務所(☎65-2804)
大内上下水道事務所(☎65-2803)

→ 由利本荘市役所 庁舎見取図



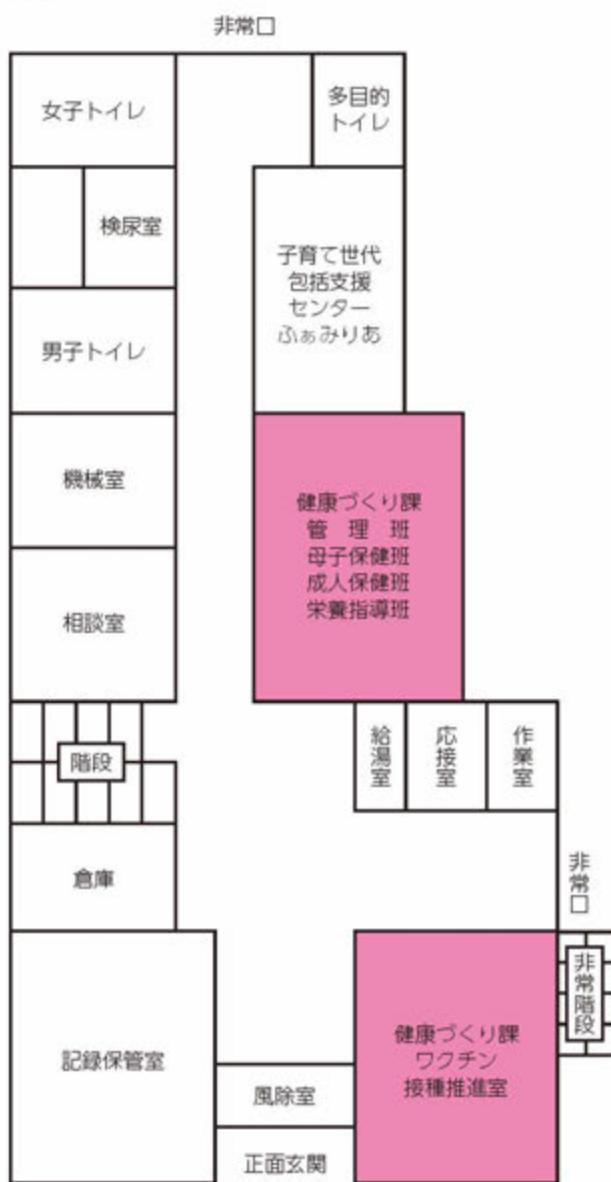
广告

The image shows a vertical advertisement. At the top, the text "建設業 土木工事一式" (Construction Industry Civil Engineering General Work) is displayed above the company name "株式会社共同総業" (Kogyo Seisaku Kai). Below the company name, the representative director's name "代表取締役 今野 英勝" (Representative Director Kenji Imino) is listed. The central visual element is a vibrant green sprout with three leaves growing from a small mound of soil against a light blue background.

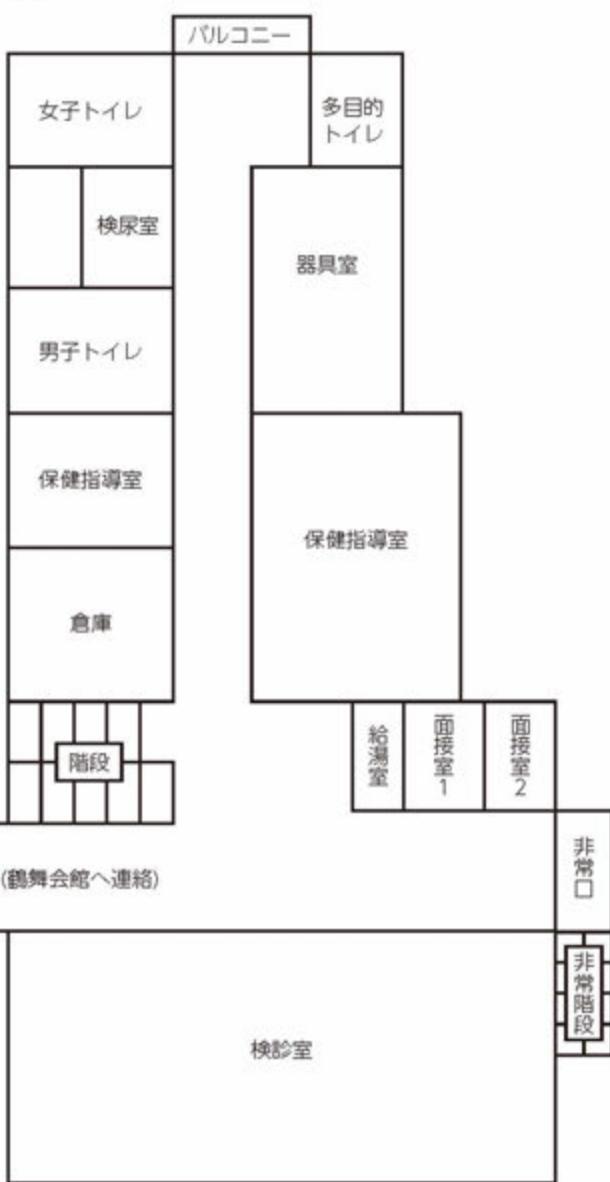
The advertisement features a photograph of a park at night. The scene is bathed in warm, golden light from numerous street lamps and the glowing leaves of trees. A paved path or road leads through the park, lined with trees whose branches are silhouetted against the bright lights. The overall atmosphere is peaceful and suggests a well-maintained urban or suburban environment.

▶ 本荘保健センター 見取図

1F



2F



発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。



高さの違う公衆電話



子どもや車いすの方などさまざまな方に対応できる高さの異なる公衆電話。

高さの違う2種類の手すり



身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

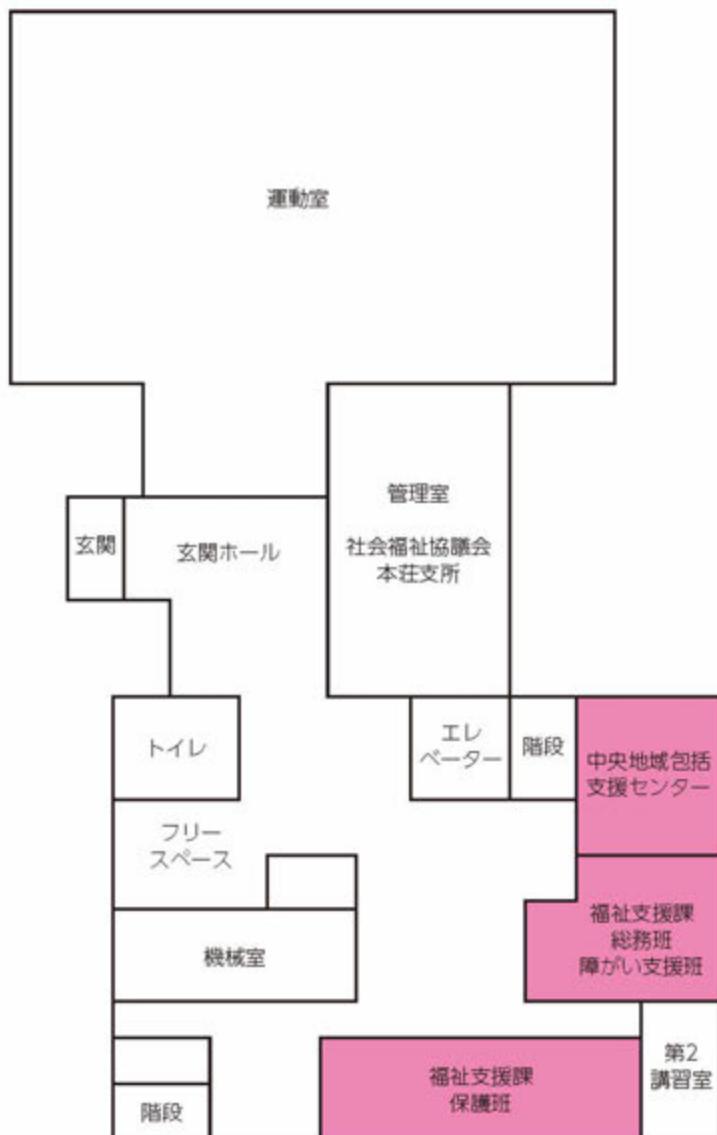
エレベーター



車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

→ 鶴舞会館 見取図

1F



2F



発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。



段差のないUDブロック



段差がないから
安全に歩ける

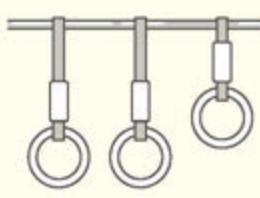
杖を持った方や車椅子・ベビー
カーもスムーズな通行ができます。

路面誘導サイン



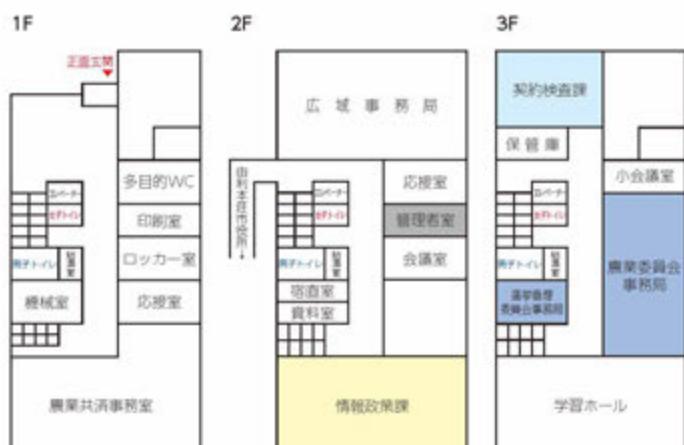
車いすの方や子どもの低い目線で
も見やすいように歩道に設置。

高さの違うつり革



身長の高低に合わせて使える高さ
の違うつり革。

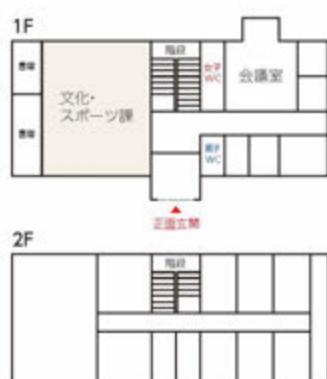
➡ 本荘由利広域行政センター 庁舎見取図



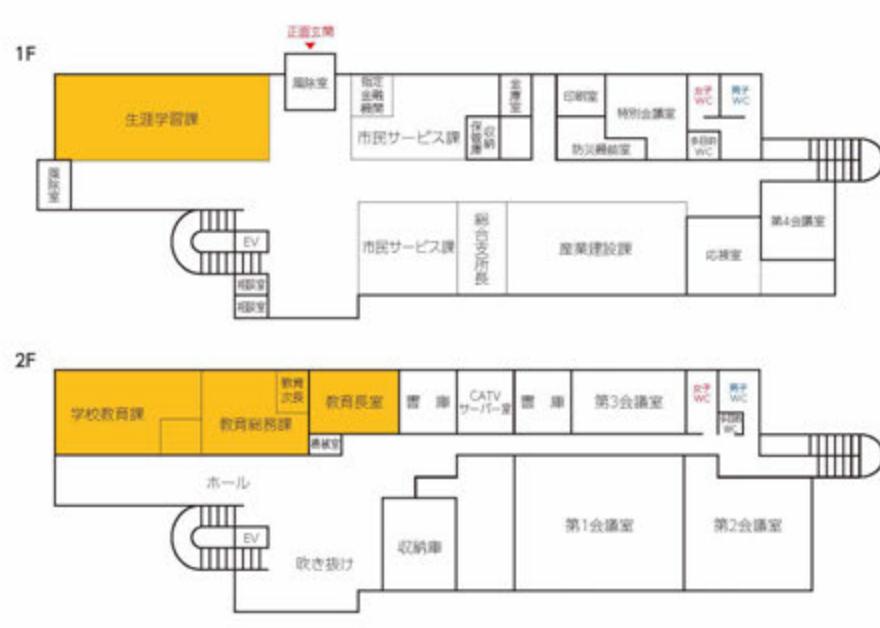
➡ 由利本荘市第二庁舎 庁舎見取図



➡ セミナーハウス見取図



➡ 教育委員会・西目総合支所 庁舎見取図



—広告—

有限会社 山崎工務店
由利本荘市岩城亀田亀田町今町24
TEL:0184-62-5048
FAX:0184-74-2750

一般社団法人
住活協リフォーム

電気設備工事・設計施工
有限会社 東由利電設
代表取締役 佐藤 隆史
由利本荘市東由利老方字下川原38
TEL:0184-69-2329
FAX:0184-69-2212

●技術と信用を大切にする
株式会社 塚本建設
代表取締役 石川 寛志
由利本荘市水林3-7 ☎ 0184-23-2222
FAX 0184-23-2225

移住・定住促進

お問い合わせ

企画振興部 移住支援課 TEL:0184-24-6247

移住をお考えなら『由利本荘移住まるごとネットワーク』へ登録を

移住・定住の促進

移住支援課では、移住や二地域暮らし、地方と関わりを持ちたい方、またふるさと由利本荘へUターンをお考えの方、学生(専門学校生含)のみなさまのサポート窓口です。

由利本荘での「仕事」や「住まい」の相談から、地域情報、暮らしの情報を随時ご提供いたします。都市部での移住イベントやオンラインによる個別相談などを年間を通じて開催しております。サポートをご希望される方は専用フォームからのご登録が必要となります。

就職相談・仕事等の紹介・斡旋をしています！

移住支援課では、移住希望者、Uターン者、学生等を対象に「無料職業紹介所」(市職員等が職業を紹介・斡旋できる制度)を開設しています。就職相談から仕事の紹介、斡旋のほか、企業見学(就労体験含)や企業担当者との面談の調整等もおこなっています。

定住促進奨励金

『由利本荘移住まるごとネットワーク』登録者で、一定の要件を満たし、県外から移住された方に対して「定住促進奨励金」(30万円)を交付します。

詳細は移住支援課へご相談ください。

要件一例



2人以上の世帯
3年以上県外に住所を有していた
土地と家屋の購入または
賃貸物件の契約

自分らしい働き方で仲間づくり! 「ナリワイづくりプロジェクト」

「ナリワイづくりプロジェクト」とは、地域の困りごとや隠れたニーズ、地域資源などを自身のスキルやアイデア、地域内外の協力を得ながら、小さなビジネスに変え、仲間づくりをしていく取り組みです。令和4年度から地域おこし協力隊を中心にスタートしています。

お問い合わせ

移住支援課 TEL:0184-24-6247

移住・定住
応援サイト



“由利本荘暮らしミーティング”
「ごてんまり」作製を体験

由利本荘市奖学金 返還助成事業

本市に定住し、かつ県内で就業・起業した方を対象に、就学時に貸与を受けた奖学金の返還額について、最長3年間助成します。秋田県奖学金返還助成事業の交付決定を受けていることが必要です。

交付額(上限)

・就業枠 67,000円/年
・起業枠 134,000円/年

採用面接やインターンシップの交通費助成事業

次の場合、かかった交通費について助成が受けられます。

- ・市無料職業紹介所から紹介状の交付を受けた方で、採用面接を受ける場合
- ・市外在住の学生等が、市が主催するインターンシップに参加する場合

交付額(上限)

関東及び北海道地方から秋田県内	20,000円
東北地方から秋田県内	10,000円
近畿及び中部地方から秋田県内	25,000円
中国、四国及び九州地方から秋田県内	30,000円
求人企業との面接地が秋田県外	20,000円

※交付額に満たない場合は実費額(千円未満切り捨て)
※同一都道府県内の国内旅行は対象外
(インターンシップは除く)

由利本荘市移住支援金

連続して5年以上東京都23区に在住または通勤している方で、県の移住支援金対象求人に正規就労もしくは起業・テレワーク等で、由利本荘市へ移住された方に、移住支援金を支給します。

※本市で交付している「定住促進奨励金」との重複受給はできません。

支援金の額

家族で移住…100万円／世帯 単身で移住…60万円／世帯

※本支援金の交付を受けた方の中で、県が独自に定める業種における有資格者は、さらに県より世帯100万円、単身60万円が支給されます。

広告



溶接工事・出張溶接工事
アルミステンレス熔接

渡辺電熔

〒015-006
由利本荘市万願寺字上寺田70-1
TEL 0184-24-3614
FAX 0184-22-5910



内・外塗り替えで
リフレッシュ
安心・きれいに塗装
見積は無料で対応します

一般建築塗装

秋田県知事許可 第10484号 秋田県塗装業組合連合会会員

有限会社 板垣塗装店

事務所 〒015-0837 由利本荘市出戸町字赤沼下道225-2
TEL(0184)23-0079 FAX23-0148
作業所 〒015-0837 由利本荘市出戸町字赤沼下道72-4



住まいづくりは笑顔づくり

文化地所

由利本荘市一番堰160-1
TEL:0184-24-2244
FAX:0184-22-2424



国指定史跡 鳥海山

雄大な山容を誇り、人々の心の拠り所として崇拝されてきた山



信仰の山「鳥海山」

秋田県と山形県の県境に位置する大型成層火山の鳥海山は、標高2,236メートルの独立峰として東北で最も高く、その雄姿と度重なる火山活動から、古代には不安定な治安と重なって、國を護る北方の要所に位置する大物忌神の山として崇拝されてきた信仰の山です。

その後は出羽国を中心的な信仰の山として崇敬され、近世にはさらに農業神として崇拝された結果、畏れられながらも、一方では人々に恵みをもたらす存在として親しまれ、精神的な支えになってきました。

中世、鳥海山を取り巻く各地には、修験者がそれぞれ活動拠点を設けて登拝口とし、独自の鳥海山登拝道(道者道)を確立しました。これら各登拝口や登拝道は、鳥海山の文化遺産を代表するものであり、鳥海山の宗教・文化・信仰の実態を知るうえで極めて重要な史跡です。

森子大物忌神社境内・滝沢口登拝道

森子大物忌神社境内は、鳥海山北麓の由利本荘市森子に位置する羽黒派滝沢修験組織の活動拠点であり、鳥海山遙拝所として大物忌神を祀る地です。社殿左側には「道者道」と称される鳥海山登拝道があり、ここが鳥海山二合目の木境を通り、山頂の大物忌神社に至る滝沢口登拝道の起点となっています。



木坂大物忌神社



矢島口登拝道



開山神社



比良衛・多良衛像(開山神社蔵)

木境大物忌神社境内、矢島口登拝道

鳥海山の二合目にあたる木境にある木境大物忌神社は、鳥海山の遙拝所として、また矢島修験組織の行場として重要な役割を果たしてきました。女人禁制であった藩政期においても、女性は木境の大物忌神社までは参拝できるものとされ、その関係から別名「女人堂」とも言われました。

嘉祥3年(850)に比良衛・多良衛兄弟が開いたとされる矢島口登拝道は「道者道」と呼ばれ、「道銭小屋跡」から「開山神社」、「仁乗上人碑」に至る800メートルの「道者道」は山頂の大物忌神社と遙拝所の木境大物忌神社を結ぶ貴重な遺構です。



広 告

Walk With The Community!!

地域と共に歩む!!

電気機械器具製造業



北日本興業株式会社

代表取締役 佐藤 一弘

〒015-0341

秋田県由利本荘市前郷字御伊勢下21-2 TEL:0184-53-2304 0184-53-2305
E-mail : info@kitanihon-kogyo.co.jp FAX:0184-53-2177





A



B



C



D



E



F



G



H



I



J



K



L

A 桑ノ木台湿原

ふるい時代の鳥海山の岩なだれが堆積してつくった標高690mに位置する湿原です。

E 加田喜沼湿原

標高約30mの低地に位置し、1万年以上前の芋川の流れが湿原として残ったものだと考えられています。

I 檜山滝

柱上の割れ目(柱状節理)が美しい黒々とした岩肌を白水が末広がりになって落ちる優美な滝です。

B 法体の滝とポットホール

法体の滝は、約10万年前に鳥海山の噴火で流れ出た大量の溶岩と、鳥海山に由来する豊かな水がつくり出した名瀑です。

F 石沢大滝と屏風岩

石沢大滝の周辺は、日本列島が大陸の縁に位置していた約3,000万年前の地質が見られる場所です。

J 宮沢林道の大しゅう曲露頭

幅約20m、高さ約50mにわたって、ジグザグに折れ曲がった地層(しゅう曲)が見られる場所です。

C 竜ヶ原湿原

鳥海山の岩なだれがつくった平坦な土地を、溶岩の末端から湧き出す水が満たしてできた湿原です。

G 赤田大滝

落差23mの滝をつくる白っぽい岩石は、かつて海底火山の活動で噴出した流紋岩です。

K 新山公園(新山安山岩)

新山公園のところどころにみられる岩の塊は、約800万年前の海底火山の活動で噴出した安山岩です。

D ポツメキ湧水

一日900tにもおよぶ豊富な湧水量は、八塩山周辺を南北にはしる断層に由来すると考えられています。

H 亀田不動滝

滝をつくる岩石は玄武岩のなかで、地中でマグマがゆっくりと冷えて固まるときにできる割れ目「柱状節理」がみごとです。

L 由利原高原

鳥海山の巨大な岩なだれ堆積地が長い時間をかけてなだらかな地形が広がる高原になりました。

広 告

 株式会社シビル設計 Civil Engineering
代表取締役 植村 均
〒015-0852
秋田県由利本荘市一番堰186番地1
TEL 0184-27-2605
FAX 0184-27-2606
<https://www.akcivil.co.jp/>


総合建設業
佐藤建設株式会社
代表取締役 佐藤 安隆
〒015-0721 由利本荘市鳥海町上笹子沖23-4
TEL 0184-59-2130(代)
FAX 0184-59-2325
Email:satou-kk.chokai@movie.ocn.ne.jp

令和3年度 秋田県農業工事競争
現場代理人 門部雄一
**法面工事一式
一般土木工事一式**
有限会社 三浦土木
代表取締役 三浦秀人
〒015-0404
由利本荘市矢島町七日町字熊之堂94
TEL 0184-56-2058
FAX 0184-56-2064
E-Mail miura_doboku@nifty.com



ナイスアリーナ(由利本荘アリーナ)

防災・スポーツ・健康・交流の拠点施設



本施設は、市が「すべての市民が安全・安心・快適に利用できる複合型交流拠点の創出」を基本理念に掲げ、「スポーツ交流」、「防災」、「賑わい交流」を推進する拠点施設として、平成30年10月に開館しました。



東北最大級のフロア面積を誇る メインアリーナ

最大5千人の収容が可能であり、プロスポーツの公式戦や各種スポーツの全国大会など、トップレベルの競技に加え、次世代を担う子供たちに夢と感動を与える各種イベントなどの開催が可能となりました。



スポーツや各種会合など、 多目的に利用できる施設

さらに、アリーナゾーンには「サブアリーナ」、「剣道場」、「柔道場」、「トレーニングルーム」「ランニングコース」を備え、コミュニティゾーンには、スポーツ合宿に利用する宿泊室や浴室、町内会・サークル等の各種会合にも対応できる会議室や96畳の和室があるほか、別棟の「屋根付きグラウンド」には、床に人工芝を敷き詰め、硬式テニスやフットサルなど、多目的な利用が可能となっています。

- 由利本荘市石脇字田尻野18
- 0184-22-0001
- 9:00 ~ 21:30
- 毎月第3月曜日・年末年始
- 利用料金についてはナイスアリーナにお問い合わせください



サブアリーナ



剣道場



トレーニングルーム



屋根付きグラウンド

広 告

 株式会社 三浦組

由利本荘市西目町沼田字新道下2-289
TEL (0184)-33-2307
FAX (0184)-33-3757

【信用第一】・【地域貢献】



矢島建設株式会社

代表取締役 土田克夫
専務取締役 土田寛史

〒015-0404
秋田県由利本荘市矢島町七日町字曲り瀬123-1
TEL 0184-56-2455
FAX 0184-56-2456

一般建設業
秋田県知事許可(特-4)第7号
土木・水道施設・管工事
舗装・建築・解体工事

産業廃棄物収集運搬業
秋田県知事許可00505210249

有限会社 佐藤工務店

由利本荘市西沢字上屋敷17-1
TEL.0184-53-3573
FAX.0184-53-2212

鳥海山 木のおもちゃ美術館

「旧鮎川小学校」が体験型木育拠点施設として多世代でお楽しみいただけます



長年地域の方に愛され、守られ続けてきた国登録有形文化財「旧鮎川小学校」が、多世代交流の体験型木育拠点施設「鳥海山木のおもちゃ美術館」として生まれ変わりました。

館内は、無料ゾーンと有料ゾーンに分かれており、無料ゾーンには、軽食やドリンクを提供する「キッチンカフェ kino」や授乳室、木工室、地域の民具を展示した「ゆきぐにの民具展示室」などがあります。有料ゾーンには、100種類以上の木のおもちゃが並び、実際に触れて楽しむことができる「あそびのへや」や、乳幼児とその保護者が安心して遊べる「ハイハイひろば」が設けられているほか、旧体育館が「ちよかいたワー」や5千個の木のどんぐりプールやツリーハウス、26のおもちゃの小部屋がある「もりのあそびば」に整備され、1日中木に触れながら遊べる施設となっています。

- ⑨ 由利本荘市町村字鳴瀬台65-1 ☎ 0184-74-9070
- ⑩ 9:00 ~ 16:00、冬期間(12月~2月)は10:00 ~ 16:00(※最終入館は15:30)
- ⑪ 毎週木曜日・年末年始(※木曜日が祝日の場合は変更あり)
- ⑫ 一般の方:おとな800円 こども(小学生以下)600円
・団体割引(15名以上)一人につき100円引き
・障害者手帳をお持ちの方 半額 (ご本人と介助の方1名)
由利本荘市在住の方:おとな500円
こども(小学生以下)300円 こども(未就学児)100円



ホームページ

上履きをご持参ください

「ケガの防止」と「施設・設備の保全」の観点から、上履きの持参をお願いしております。



無料ゾーン



キッチンカフェ kino



ゆきぐにの民具展示室

有料ゾーン



あそびのへや1



ハイハイひろば



もりのあそびば



おもちゃ列車に乗って出かけよう!



木のおもちゃ列車「なかよしこよし号」を運行しています(1日2往復)。内装には県産材を含むナラやスギなどがふんだんに使われ、秋田の曲げ木技術も取り入れられています。

広 告

書道教室

幼年、小・中学生(毛筆・硬筆)
高校生、一般(初心者歓迎)

〒015-0814 由利本荘市後町76

会津 千寿子

☎ 0184-22-1478
090-4882-1486



土木一式工事・とび土工・舗装
解体工事・塗装工事業

株式会社 丸宇建設

代表取締役 佐藤 聖悦

由利本荘市東鮎川字立井地 50
TEL 0184-53-4116
FAX 0184-74-5536

電気のことなら
お任せください



「地域を明るく照らしたい」
それが私たちの願いです。

エコキュート・IHクッキングヒーター・エアコン取付
LED化電気工事・アンペア変更
電気設備工事・リフォーム電気工事

まずはお気軽にお電話ください。

省力化 自動制御機器配線 東北電力指定工事店

(有)今野電気
〒015-0361 由利本荘市黒沢勘定免3
TEL. 0184-53-2217
FAX. 0184-53-3462



県指定
重要
文化財

土田家住宅

17世紀後半に建築されたと伝えられる、県内最古の民家です。中世の武家住宅の様式を残しつつ、座敷の前を突出させた「座敷中門」を備え、日本海側の民家に見られる中門造りの発生の歴史を考えるうえで重要な民家です。



天鷲村

亀田藩主岩城氏の陣屋・亀田城下の武家屋敷や職人・農家住宅を移築し、人々の暮らしを再現したテーマパーク型観光施設です。展示されている甲冑や調度品は、遠い歴史の浪漫を感じさせます。



湯出野遺跡

縄文時代後・晩期の遺跡です。103基の土竪墓が発見され、大規模な墓域であったことがわかりました。勾玉・小玉・耳飾などの副葬品や土偶などが多く見つかっています。



妙慶寺

戦国武将真田幸村の娘「お田の方」が1629年に建立した寺院です。県指定有形文化財の精巧な甲冑など、そのゆかりの品々が残されているほか、シーボルト事件で亀田藩に預かりとなったオランダ語通訳馬場為八郎の碑があります。



県指定
有形
文化財

永泉寺山門

永泉寺は、本荘藩主六郷家の菩提寺です。その山門は、最後の藩主六郷政鑑の代に、永泉寺三六世義門達宣の発願により、3年の歳月をかけて慶応元年(1865)に完成した楼門です。

広告

車をとおし地域社会に貢献する
エコ車検・エコ整備・人と車と地球に
やさしい環境メンテナンス
あなたの愛車も
東北運輸局指定民間車検場へ

スズキ取扱店

車検整備・新車・中古車販売
钣金・塗装・自動車保険

ロータス牧野・株式会社牧野自動車
全労済・教職員共済指定工場
代表取締役 牧野 克則

TEL 0184-22-2333
FAX 0184-22-2334

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

感知式の水道蛇口



握力の弱い方だけでなく、衛生面が
気になる方も安心して利用できます。

ピクトグラム



图形で情報を伝えるので、言語に
左右されず内容を認識できます。

街の魅力を道の駅で満喫!

家族や友達とドライブしながら♪みんなで行って楽しもう!!



岩城

秋田県の日本海側を南北に走る国道7号の本荘と秋田のほぼ中間にある道の駅です。物産販売、多目的施設を備えた交流ターミナル「ケベック」や岩城温泉「港の湯」が併設されているほか、岩城オートキャンプ場・コテージが隣接しています。

由利本荘市岩城内道川字新鶴潟192-43
0184-73-3789



おおうち

日本海東北自動車道大内JCTから車で約1分ほど東に来たところにある道の駅です。温泉や宿泊施設、物産販売、情報施設などを備えた「ぽぽろっこ」があります。

由利本荘市岩谷町字西越36
0184-62-1126



にしめ

秋田県の日本海側を南北に走る国道7号を本荘から車で約10分ほど南に来たところにある道の駅です。施設内には、物産販売、情報施設を備えており、周辺には、入浴施設やボウリング場があります。

由利本荘市西目町
沼田字新道下1112-2
0184-33-4260



清水の里・鳥海郷

国道108号沿いで本荘と湯沢のほぼ中間にある道の駅です。物産販売の施設があります。

由利本荘市鳥海町上筈子字堺台100
0184-59-2022



東由利

秋田県南部を東西に結ぶ国道107号の本荘と横手のほぼ中間にある道の駅です。ショッピングプラザ「ぶれっそ」や黄桜温泉「湯楽里(ゆらり)」があります。

由利本荘市東由利老方字畠田28
0184-69-2611



広告

**塗り替えて
我が家をリフレッシュ!!**

MAGENTA
豪華で艶らしい色りを演出する
カラーリング

GREEN
爽やかでピュアな輝きを放つ
やさしさとした佇まい

屋根 外壁 内壁

(株)うご建装

由利本荘市西目町海士剥字海士剥下73-39
TEL 0184-33-2811
FAX 0184-33-2658
メールアドレス ugokensou@chokai.ne.jp

一般貨物自動車運送業

有限会社 本荘浜砂利店

Tel 018-0601
由利本荘市西目町海士剥字海士剥下61-4
TEL 0184-33-2432
FAX 0184-33-2796

**土木工事・建築工事
舗装工事・建物解体**

株式会社 大友組

由利本荘市鳥海町上筈子字堺台76-1
TEL 0184-59-2301
FAX 0184-59-2853



由利本荘の歳時記

古式を受け継ぐ伝統の行事、熱気が弾ける新しいイベント



1月

新山神社裸まいり A

日本海から吹き上げる寒風の中、地域の若衆たちが、水ごりを取り、白鉢巻、白腹巻に注連(しめ)を巻き、「ジョヤサ、ジョヤサ」の掛け声とともに、6kmに及ぶ参道を駆け上がる勇壮な行事です。

■ 第3日曜日 ■ 本荘

2月

西滝沢水辺プラザ 雪まつり

■ 上旬 ■ 由利

やしま冬まつり・ 酒蔵開放

■ 中旬 ■ 矢島

雪ものがたり

■ 中旬 ■ 東由利

3月

長坂稻荷神社 梵天まつり

■ 第2日曜日 ■ 大内

3月

由利本荘ひな街道

「町中ひなめぐり」 B

市内には、藩主や豪商の持ち物であったとされる質の高い雛人形が残されています。毎年この季節には数々の雛人形で街が彩られます。

■ 上旬～中旬 ■ 本荘・矢島

4月

西滝沢水辺プラザ 桜まつり

■ 中旬 ■ 由利

本荘さくらまつり

■ 中旬～下旬 ■ 本荘公園

桜・菜の花まつり

■ 中旬～5月上旬 ■ 西目

鳥海山矢島口山開き

■ 下旬 ■ 矢島越川

黄桜まつり

■ 下旬～5月中旬 ■ 東由利

6月

新緑まつり

■ 上旬 ■ 鳥海



鳥海山百宅口山開き

■ 第3日曜日 ■ 鳥海 大清水園地

7月

亀田大神楽(旧藩祭) C

旧亀田藩二万石の城下町の中心であった亀田町内の祭り。市無形文化財の亀田大神楽や手踊りが町内を練り歩き、その華やかさで賑わう様子は旧藩時代を偲ばせます。

■ 中旬 ■ 岩城

西滝沢水辺プラザ夏まつり (川に親しむ集い)

■ 中旬 ■ 由利

海開き

■ 下旬 ■ 本荘・西目・道川海水浴場

広告



東北電力認定
電気設備設計・施工



(代表 富樫 敏典)

由利本荘市石脇字中浜23-39

☎(0184)22-4675
FAX(0184)22-8350



healingspace of hair
hairmake
bridal
七五三
成人式

(完全予約制)

由利本荘市中梵天68-2
TEL/0184-23-2314
定休日 毎週月曜・第二・第三火曜

秋田フリマ食品株式会社

食を通じて健康と安心をお伝えします



秋田県誘致企業第一号

由利本荘市石脇字赤穴1
TEL:0184-23-4186
FAX:0184-24-2483



- 7月**
- Mt.鳥海
バイシクルクラシック
■下旬 ☎ 矢島
 - 折渡地蔵尊例大祭
■23日、24日 ☎ 大内
 - 日本海洋上花火大会
■下旬 ☎ 岩城
 - 菖蒲カーニバル
■下旬もしくは8月上旬 ☎ 本荘
 - 本荘川まつり花火大会 D**
夏の一大イベント。スター・マインをはじめ、水上花火やナイアガラなど約6,000発の花火が夏の夜空を鮮やかに彩り、燈籠流しが清流子吉川の川面に美しい花を咲かせます。
■下旬もしくは8月上旬 ☎ 本荘
 - 8月**
 - ひまわりまつり
■7月下旬～8月中旬 ☎ 西目
 - 鳥海高原由利原まつり
■上旬 ☎ 由利



- 8月**
- 屋敷番楽
■16日 ☎ 由利
 - 鳥海獅子まつり
■16日 ☎ 鳥海
 - 赤田長谷寺大仏まつり
■22日 ☎ 本荘
 - 9月**
 - 八朔まつり E
約400年の歴史をもつ矢島神明社の祭典。五穀豊穣と無病息災を願って、前日の宵宮には神樂太鼓の音が鳴り響き、祭り当日は六丁の山車が御神輿とともに町内を練り歩きます。
■第2日曜日 前日宵宮 ☎ 矢島
 - 西目健康マラソン
■第2日曜日 ☎ 西目
 - 八幡神社祭典 F
本荘藩主の参勤交代を伝承する「大名行列」が見どころ。江戸時代の豪華な絵巻物が再現され、町内の子供が殿様に扮し、供奉たちが古式に習って威勢のいい掛け声とともに街を練り歩きます。
■敬老の日の前日 ☎ 本荘



- 10月**
- 鳥海高原南由利原
コスモスマツリ
■上旬 ☎ 由利
 - 法体の滝紅葉まつり
■中旬 ☎ 鳥海
 - 西滝沢水辺プラザ
秋まつり
■中旬 ☎ 由利
 - 12月**
 - 全国ごてんまりコンクール
■中旬 ☎ 本荘
 - 南由利原
スノーモビルランド
オープン
■上旬 ☎ 由利
 - 鳥海高原矢島スキー場
オープン
■中旬 ☎ 矢島



広告

メガネの和光

メガネ サングラス 補聴器

フレームを活かして
レンズ交換出来ます。

テレビの音が大きいと言われる…
電話で相手の声がよく聞き取れない
当店にお気軽にご相談ください。

よくあるご質問です。
遠くが見づらい… 老眼が進んだ?
レンズに傷が…

補聴器の「聞こえ」を
無料でお試し頂けます。

本店 ☎ 22-0339
東バイパス店 ☎ 23-7750
石脇店 ☎ 24-0041

ホームページ
www.megane-nogata.com

出張訪問もしております。お問い合わせください。

指定サービス工場

鶴見製作所
三笠産業
BOSCH
トヨーコーケン

パナソニックLSテクノサービス(株)
(ライフルリューションズ)
新ダイワ工業
静岡製機
象印エンブロック

有限会社
坂井電機工業

本社 秋田県由利本荘市川口字家後87-86
電話・FAX0184(23)2489
E-mail sakaidenki-honcho@minos.ocn.ne.jp
秋田出張所 秋田市山王沼田町2の40
及び秋田工場 電話・FAX018(862)7334

新車・中古車・車検・整備・板金
オイル交換ボディーメンテナンス・レッカーワーク…
お車の事なら 信頼と低価格の店 株式会社 M-FLATへ

株式会社 M-FLAT
TEL/FAX 0184-74-7370

東北陸運支局 認証工場

Tel:018-0011
由利本荘市山下字浜原2番地285
受付時間 09:00～16:00
定休日 水曜日

<http://m-flat.spcar.jp>

いいものたくさん、由利本荘の特産品

山からも海からも、気候風土で磨かれた美味しい

丹精込めて育てた
故郷ブランド



秋田由利牛

鳥海山麓と出羽丘陵に広がる豊富な草資源と清らかな水により黒毛和種「秋田由利牛」が飼育されています。

農家の熱心な健康管理のもと、自然豊かな環境でのびのびと育った秋田由利牛は、すっきりした脂にするため「飼料用米」を食べさせており、県内はもとより首都圏からも注目されています。



松皮もち

鳥海を代表する味覚の松皮もち。餅の色はアカマツの皮に含まれている天然の成分(ポリフェノール)です。ひとつひとつ手作りされる、懐かしい味を是非ご賞味ください。

そば・うどん

鳥海山麓特有の気候によって、味・栄養ともに優れた良質なそばが育ちます。また、天然水で練られたうどんは、コシ、ツヤがあり、お土産にも喜ばれています。



土づくり実証米

鳥海山が育む水と豊かな大地、地域の自然が調和した由利本荘地域のおいしいお米です。

広 告

農事組合法人 鳥海高原花立牧場



淡い金色をおびた美しい色をしているジャージー牛乳を皆さんに!!
ジャージー牛は愛嬌があり、人によくなつくのでぜひ遊びに来てください。

〒015-0411 秋田県由利本荘市矢島町城内字花立2-32
TEL 0184-27-5111 FAX 0184-27-5123





秋田鳥海りんどう

秋田鳥海りんどうは、夏季に冷涼な鳥海山麓の風土を生かして県内一の産地となっています。鳥海山自生りんどうの品種であることや、濃厚な花色や品質が市場で高く評価されています。



ハムフライ

プレスハムにパン粉を付けて揚げたもので、一般的にハムカツとも呼ばれていますが、由利本荘市内ではハムフライという名称で親しまれてきました。

子供のおやつに、食卓のおかずに、学校給食にと、地域に密着し愛されたご当地グルメが「本荘ハムフライ」です。



りんご

西目・鳥海山地域は、本荘由利地域を代表するりんごの産地。太陽の光をたっぷりと浴びた、糖度の高い美味しいりんごが育ちます。爽やかなシャキッとしたりんご本来の風味をどうぞ。



シャインマスカット

皮が薄く、種のない一粒を噛んだ瞬間、弾けるようなみずみずしさと芳醇な香りが特徴のシャインマスカット。糖度が高く果汁たっぷりの果物をぜひご賞味ください。



日本海の味覚

ハタハタは冬場に産卵のため、日本海沿岸に押し寄せてきます。ブリコと呼ばれる卵は、独自のぬるぬるした食感が好まれ、冬の秋田を代表する魚として有名です。

広告

秋田の農業は折林ファームにおまかせください

私たちは由利本荘市松ヶ崎地域で水稻、そば、大豆、玉ねぎ他野菜、比内地鶏の生産を行っています。地域の農地を豊かな資源として、次世代の子供達へ残せるよう農業を通じ、持続可能な農業形成の実現に向けて貢献してまいります。

SDGsの取組

- 高齢化や後継者不足で離農する農家が増える中、農地の維持、活用、雇用確保を促進するため、農地基盤整備を実行し松ヶ崎地域の保全農地を5%増加させる取り組みを行っています。
- 持続可能な生産消費体制への構築として、地域生産物の販売、加工促進を実行し、生産者間の連携、新規農業法人設立への支援推進を行っています。

有限会社
折林ファーム
〒015-0034 由利本荘市芦川字折林122(7号線沿い)
TEL.0184-28-2928 FAX.0184-28-2958
<http://oribayashi-farm.com>
詳細はこちら▶

最新情報はこちら→

営業時間 11:00 ~ 21:00

定休日 月曜日・火曜日



カフェ & ライブレストラン
リバーロード

TEL : 0184-74-7907

**Cafe & Live Restaurant
RiverRoad**

由利本荘市岩城内道川字新鶴鳴 3-4
(岩城総合支所向かい)

発見!

わたしのまちの
ユニバーサルデザイン

多目的トイレ



高齢者や障害のある方、お子さま連れなど誰でも利用できます。



『市民の声を行政に』



広聴活動は

地域で開催される座談会や市が開催する広聴会など、広く意見や要望を伺う機会を設けています。また、手紙やメール、FAXなどによる「わたしから市長への提案」を随時受け付けています。

● 広報広聴課 ☎ 24-6237

広報「ゆりほんじょう」の発行

市民の皆さんと市政を結ぶ広報紙を毎月2回(1日、15日号)発行し、各世帯に配布します。地域の話題や市からの大切なお知らせなどをお伝えしますのでご活用ください。また、広報に対するご意見などもお寄せください。

● 広報広聴課 ☎ 24-6237



市のホームページ・SNS

市の情報を随時提供し、またいち早くお知らせするため、市のホームページやSNSを活用した情報発信を行っています。

ホームページ



Facebook
公式アカウント



Twitter
公式アカウント



LINE
公式アカウント



教養の豆知識 SDGsとは?

エス・ディー・ジーズ

持続可能な開発目標 S D G s とは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



外務省HP「SDGsとは?」より加工編集して作成 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)

Administration Guide Index

行政ガイドインデックス



戸籍・住民登録 28



産業・労働振興 74



税金 32



文化・スポーツ 78



国保・年金 35



いざというときに 87



福祉・保健 43



相談 96



子育て支援・学校教育 57



市政情報 98



くらし 64



秋田斜新報

株式会社 佐々木新聞店

本荘東販売所・松ヶ崎販売所
〒015-0873 秋田県由利本荘市鶴沼87-4
TEL (0184) 24-4321
FAX (0184) 44-8264

文具・事務用品・スチール家具・OA機器・学校教育教材・書籍・コンピュータ・ネットワーク構築・保守・工場用品・建物施設・家電・ギフト

SUDAKI 株式会社 スダキ商事

〒015-0072 秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4
URL : <https://sudaki.co.jp> E-mail : info@sudaki.jp

小売部 TEL: 22-2422 FAX: 24-5333

情報機器営業部/技術センター/総務部

TEL: 22-2700 FAX: 22-8482

文教営業部 TEL: 22-4663 FAX: 24-4072

本荘パソコンスクール

受付時間9:00~17:30 TEL: 23-3899

基本操作から資格取得まで(学生割引あります)

受講生随時募集中

★ 資格試験・認定校 ★

日商PC・簿記検定/MOS/ヒアリングテストセンター/秋田技術専門校 委託講習

文具・事務用品の店頭購入のお支払いには便利なクレジットカード・電子マネーがご利用可能です。

JCB/VISA/Mastercard 他各種

Pay Pay/Suica/nanaco 他各種



戸籍・住民登録

戸籍

戸籍の届け出

問 市民窓口センター・各総合支所市民サービス課または各出張所

戸籍は、親子、夫婦など個人の身分関係を証明するもので、現在は、夫婦、親子、単身によってそれぞれ戸籍が作られています。この戸籍の所在を本籍といいます。戸籍に関する届け出は、市民窓口センター・各総合支所市民サービス課や各出張所で受け付けています。

なお、下表にない届け出（認知届、養子離縁届、入籍届、分籍届など）については、お問い合わせください。

区分	届出期間	届出場所	届出人	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父母の本籍地、住所地および所在地または出産をした場所のいずれかの市区町村役場	父・母、同居人、出産に立ち会った医師・助産師の順	①出生届 ②母子健康手帳 ③届出人の印鑑（任意） ※命名は、常用漢字・人名用漢字・カタカナ・ひらがなの範囲で。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地または届出人の住所地あるいは死亡した市区町村役場	同居の親族、同居人、家主、地主、家屋・土地管理人（同居していない親族も届出可）	①死亡届 ②届出人の印鑑（任意） ③死亡診断書または死体検案書 ※埋火葬許可の申請も受け付けます。
婚姻届	届出日から法律上の効力が発生	夫または妻の本籍地あるいは住所地および所在地の市区町村役場	夫および妻	①婚姻届（18歳以上の証人2人が署名） ②届出人の印鑑（一方は旧姓のもの）（任意） ③写真により本人確認できるもの（運転免許証など） ※夫婦の一方または双方の戸籍が届出地にないときは、ない者の戸籍謄本を添付。
離婚届	届出日から法律上の効力が発生（ただし、調停や裁判の場合は右△を参照）	夫婦の本籍地、または住所地および所在地の市区町村役場	夫および妻	①離婚届（協議離婚は18歳以上の証人2人が署名） ②届出人の印鑑（任意） ③写真により本人確認できるもの（運転免許証など） ※本籍が届出地にないときは戸籍謄本を添付。 ◇裁判または調停離婚の場合には、裁判確定または調停成立後10日以内に届出すること。また、裁判判決の謄本および確定証明書、または調停調書の謄本を添付すること。
養子縁組届	届出日から法律上の効力が発生	養親および養子の本籍地または住所地および所在地の市区町村役場	養子（養子が15歳未満の場合はその法定代理人）および養親となる人	①養子縁組届（18歳以上の証人2人が署名） ②届出人の印鑑（養子が15歳未満の場合は法定代理人の印鑑）（任意） ③写真により本人確認できるもの（運転免許証など） ※養親および養子の本籍が届出地にないときには、それぞれの戸籍謄本を添付。 ※未成年者を養子とする場合は家庭裁判所の許可書を添付。ただし、夫婦いずれかの子を養子とする場合は不要。
転籍届	届出日から法律上の効力が発生	転籍者の本籍地、住所地または転籍地の市区町村役場	戸籍の筆頭者およびその配偶者	①転籍届 ②届出人の印鑑（任意） ※他の市区町村に転籍する場合は戸籍謄本を添付。



住民登録

問 市民窓口センター・各総合支所市民サービス課または各出張所

由利本荘市に転入したときや市外に転出するとき、市内で転居したときは、住民異動の届け出をしてください。届け出を忘れるか、選挙権の行使や義務教育の就学、国民健康保険の給付などが受けられない場合があります。忘れずに届け出をしましょう。

なお、転出届をすると、転出証明書を交付しますので、これを持って新住所地の市区町村役場で転入の手続きをしてください。届け出の際、本人確認をしますので、運転免許証などをお持ちください。

●届出一覧表

届け出の種類	届け出はどういうときに	届け出の期間	届け出に必要なもの
転入届	他の市区町村から本市に引っ越ししたとき	転入した日から14日以内	①マイナンバーカード(交付済の方) ②転出証明書(転出した市区町村で発行) ③高校生世代以下の子どもがいる場合は、子どもの健康保険証 ④障害者手帳(お持ちの方) ⑤障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかにあてはまる場合は健康保険証 ・身体障害者手帳4~6級で65歳以上の方 ・身体障害者手帳1~3級の方(年齢不問) ・療育手帳Aの方(年齢不問) ⑥介護保険の要介護認定を受けている方は介護保険受給資格証明書 ⑦離職し、転入後に国民年金に加入する方は厚生年金資格喪失証明書または離職票および年金手帳
転出届	由利本荘市から他の市区町村へ引っ越しするとき	引っ越しをする14日前から、または住所を移した日から14日以内	①マイナンバーカード(交付済の方) ②印鑑登録証(登録者) ③国民健康保険証(加入者) ④介護保険証(加入者) ⑤福祉医療費受給者証(受給者) ⑥後期高齢者医療被保険者証(加入者)
転居届	本市内で引っ越ししたとき	住所を移した日から14日以内	①マイナンバーカード(交付済の方) ②国民健康保険証(加入者) ③介護保険証(加入者) ④福祉医療費受給者証(受給者) ⑤後期高齢者医療被保険者証(加入者)
世帯変更届	世帯主が変わったとき、世帯が分離・合併したとき、世帯を変更したとき	変更のあった日から14日以内	①国民健康保険証(加入者)

*転入届、転出届、転居届、世帯変更届には印鑑不要ですが、関連する手続きに印鑑が必要になる場合があります。

引っ越しに伴う各種届け出

都市ガス・水道…66ページに掲載しています。

学校…60ページに掲載しています。

電気…東北電力コールセンター(☎0120-175266)へご連絡ください。

電話…NTT東日本(116番)などへご連絡ください。

外国人の方の住居地(変更)届出

●新たに来日された方

出入国港において在留カードが交付された方(注)は、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出してください。

(注)旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参の上、手続をしてください。

*在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者となった方についても、同様に、住居地の届出が必要になります

●引越しをされた方

中長期在留者の方が、住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カードとマイナンバーカードを持参の上、移転先の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出してください。

●転入届・転居届と一括して行えます!

外国人住民の方は住民基本台帳制度の対象となります。具体的には、中長期在留者など適法に3か月を超えて在留し住所を有する外国人を主な対象としています。

住居地の届出は、在留カードとマイナンバーカードを持参していただいて、住民基本台帳制度における転入届・転居届と一括して行うことができます。

これらの届出は、原則として、本人が行っていただくことになりますが、委任状により代理人に委任することもできます。

広告

住宅リフォーム
外装・内装・水まわり



有限会社 田口建設
代表取締役社長 田口 大和
〒018-1305
秋田県由利本荘市岩城二古字孤森180-15
TEL 0184-73-2341
FAX 0184-73-3284



証明書が必要なときは

問 市民窓口センター・各総合支所市民サービス課または各出張所

住民登録などの証明書は、市民窓口センター・各総合支所市民サービス課や各出張所で申請することができますが、戸籍関係の証明書(戸籍謄本・抄本、身分証明など)は、本籍地で交付されます。本人確認をしますので、運転免許証などを持参ください。

●郵便による証明請求

住民票の写しや戸籍謄本・抄本が必要な場合、請求書に手数料(郵便小為替)と返信用封筒(あて先に自宅を明記し、切手を貼ったもの)を添えて郵便で請求することができます。請求書は、自分で作成したもののはか、ホームページからダウンロードしたものを利用することができます。

区分	内容	受付場所	手数料
住民票の写し	住民票に記載された事項を写したもの	市民窓口センター、各総合支所市民サービス課、各出張所	1通 200円
印鑑登録証明書	登録している印鑑の写しを証明したもの		1通 200円
戸籍謄本 除籍謄本 改製原戸籍謄本	戸籍(除籍・改製原戸籍)に記載された事項の全部を写したもの。		戸籍1通 450円 除籍1通 750円 改製原戸籍1通 750円
戸籍抄本 除籍抄本 改製原戸籍抄本	戸籍(除籍・改製原戸籍)のうち、必要な人の部分だけを記載したもの		戸籍1通 450円 除籍1通 750円 改製原戸籍1通 750円
戸籍記載事項証明 除籍記載事項証明 住民票記載事項証明	戸籍(除籍・住民票)のうち、必要な事項だけを記載したもの		戸籍1通 350円 除籍1通 450円 住民票1通 200円
戸籍受理証明	戸籍に関する届け出を受け付けたことを証明するもの		1通 350円 上質紙 1,400円
戸籍附票の写し	本籍を有するものについて住所地を記載したもの		1通 200円
身分証明書	成年後見および破産宣告の有無を証明したもの		1通 200円 ※本人以外は委任状が必要
マイナンバーカード (再発行)	身分証明やマイナンバーの証明として利用できます。		1件 1,000円

印鑑登録

問 市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課

印鑑を登録するには

印鑑登録は、お手持ちの印鑑を登録者個人のものとして、公に立証するために登録する制度です。この登録された印鑑を実印といい、不動産売買や保証人などに必要とされ、個人の財産や権利を守る大切なものです。窓口は、市民窓口センター・各総合支所市民サービス課です。

●登録できる方

満15歳以上で、住民登録をしている方です。ただし、意思能力がない場合は登録できません。

●登録できる印鑑

登録できる印鑑は一人につき1つで、次の条件を満たす印鑑に限ります。

●印鑑登録の手続き

- ・氏名以外のことが彫られていないもの。
- ・印影の全部が、一辺が8mm以上25mm未満の正方形に収まるもの。
- ・変形または欠けやすい材質(ゴム印など)以外のもの。
- ・3分の1以上、ふちが欠けたり、磨耗したりしていないもの。
- ・機械製造などで大量に生産されたものでないもの(三文判は登録できません。)。

●登録証交付手数料

印鑑登録では、印鑑登録証の交付に300円の手数料がかかります。

また、印鑑登録証または登録印鑑をなくした場合、印鑑登録証を再交付しますが、再交付に1,000円の手数料がかかります。

区分	必要なもの
本人が申請するとき	①登録する印鑑 ②写真により登録する本人であると証明できるもの(運転免許証、旅券、マイナンバーカード、在留カードなど官公署が発行したもの) ※運転免許証などがなく、窓口で本人の確認ができないときは、その日の登録はできません。本人あてに照会文書を郵送しますので、20日以内に照会回答書を持って登録申請をしてください。
代理人が申請するとき	本人が来られないときは、委任の旨を証する書面(委任状や代理人選任届など)があれば、代理人による登録もできます。本人と代理人の印鑑をお持ちください。 ※この場合、その日の登録はできません。本人へ照会文書を郵送しますので、20日以内に照会回答書を持って登録申請をしてください。

区分	必要なもの
登録印鑑や印鑑登録証をなくしたとき	①登録印鑑または印鑑登録証 ②写真により登録する本人であると証明できるもの(運転免許証、旅券、マイナンバーカード、在留カードなど官公署が発行したもの)
登録印を変えたいとき	①新たに登録する印鑑 ②印鑑登録証 ③写真により登録する本人であると証明できるもの(運転免許証、旅券、マイナンバーカード、在留カードなど官公署が発行したもの)
印鑑登録を抹消するとき	①登録印鑑 ②印鑑登録証 ③写真により登録する本人であると証明できるもの(運転免許証、旅券、マイナンバーカード、在留カードなど官公署が発行したもの)

印鑑登録証明の発行

印鑑登録証を添えて、申請してください。1通200円です。印鑑登録証がないと、本人であっても交付できません。
なお、必要な方の印鑑登録証をお持ちいただければ、代理人でも申請できます。本人確認をしますので、運転免許証などを持参ください。

マイナンバーカード

問 市民課または各総合支所市民サービス課

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための公的身分証明書として利用できるほか、コンビニ交付サービス(※)、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにご利用いただけます。有効期間は10年間です。(18歳未満は5年間)

※コンビニ交付サービス…マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)で住民票などの各種証明書が取得できるサービスです。



●電子証明書について

1.署名用電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。電子申請(e-Tax等)や民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録の際に使用します。

2.利用者証明用電子証明書

マイナポータルやコンビニ交付サービス、オンラインバンキング等の民間のサイトにログイン等をする際に利用します。(電子証明書の有効期間は5年間)

マイナンバーカードの手続き

カードの申請や交付、転入・転居に伴う券面記載事項を更新するなど、マイナンバーカードの手続きは市民課のマイナンバー窓口で行います。

表にない手続き(紛失・廃止・一時停止・一時停止解除)についてはお問い合わせください。

手続の種類	必要なもの
交付申請(窓口申請補助) または交付申請書の発行	本人確認書類
カード交付	・交付通知書(はがき)・通知カード・本人確認書類 ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
電子証明書の更新	マイナンバーカード(設定した暗証番号)
券面事項の更新 (転居・転入や婚姻等に伴う住所や氏名の変更があった場合)	マイナンバーカード(設定した暗証番号) ※異動・戸籍届出と同日に手続きできます
暗証番号再設定	マイナンバーカード

※本人確認書類(有効期間内)

・1点で確認できるもの

運転免許証・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)・旅券・身体障害者手帳・在留カード など

・2点で確認できるもの

「漢字氏名・生年月日」または「漢字氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認めるもの

(例)健康保険証・年金手帳・社員証・学生証・医療受給者証 など





税金

市税

問 税務課(☎24-6301~6)または各総合支所市民サービス課

市税とは

本市では、皆さん安心して快適な生活を送ることができるよう福祉、保健、教育、ごみ・し尿処理、水道、産業振興、道路・公園の整備、消防などいろいろな仕事をしています。これらに必要な費用は皆さんに納めていただく市税によって主に支えられています。本市で課税する市税は次のとおりです。

個人の市民税

● 納める方

1月1日現在、本市に住んでいる方で前年に一定額以上の所得があった方

● 納め方

- ①納付書または口座振替による納付(普通徴収)
- ②勤務先の給与から天引きによる納付(給与特別徴収)
- ③公的年金から天引きによる納付(年金特別徴収)

● 税額の計算方法

均等割額…3,500円、ほかに県民税2,300円(水と緑の森づくり税800円を含みます)

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、平成26年度から令和5年度まで、臨時の市・県民税の均等割の税率(税額)をそれぞれ500円引き上げています。

所得割額…課税標準額×税率—税額控除

※税率は一律で、市民税6%、県民税4%です。

● 市・県民税の申告は3月15日まで

適正な課税するために、前年に中に所得があった方は、毎年2月上旬から3月15日までに市・県民税の申告をしなければなりません。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

- ①勤務先1カ所からの給与のみで年末調整済みの方
- ②所得税の確定申告をした方

● 市・県民税が非課税の方

- ①生活保護を受けている方
- ②障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ③前年の合計所得金額が次の額以下の方
 - ・扶養親族のいない方…38万円
 - ・扶養親族のいる方…28万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)+26万8千円

● 申告の受付先

税務課または各総合支所市民サービス課

法人の市民税

● 納める方

市内に事務所や事業所のある法人

● 納め方

事業年度の終了から2カ月以内に確定申告を行い、納税することになっています。中間決算を行う法人は、中間申告することもできます。事業の開始や廃止、所在・名称などの変更があった場合は、税務課や各総合支所市民サービス課に届け出が必要です。

● 税額の計算方法

均等割額…資本などの金額と従業者数に応じて5万円から300万円までの9段階

法人税割額…法人税額(国税)×税率(6.0%)

固定資産税

● 納める方

土地、家屋、償却資産(機械などの事業用資産)を1月1日現在所有している法人や個人、共有義務者

● 税額の計算方法

(土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計)×税率(1.4%)

● 固定資産の届け出

家屋を取り壊したり、未登記家屋で所有者が変わった場合などは、税務課または各総合支所市民サービス課に届け出が必要です。また、事業用の償却資産の所有者は1月末までに申告してください。

● 免税点

固定資産課税台帳に登録された固定資産の課税標準額の合計が、次の額に満たないときは、課税されません。

①土地30万円 ②家屋20万円 ③償却資産150万円

広告

はたらく人の生活応援バンク
預金もローンも
ろうきんへ

R ろうきん

東北労働金庫
<http://www.tohoku-rokin.or.jp>
【本荘支店】
TEL 0184-23-3850
FAX 0184-24-2149

Masao Suzuki office

事業の頼もしいパートナー
電子申告に対応

鈴木正男
税理士事務所

由利本荘市二番堰36-4
TEL 0184-24-5145
FAX 0184-24-5340

TKC会計事務所

税務、会計についての疑問はお気軽に当事務所までご相談下さい。
経験豊かなアドバイザーが、皆様を応援させていただきます。

鈴木唯一税理士事務所

税理士 鈴木唯一 税理士 渡辺 保

◆経理指導 ◆各種税務相談 ◆監査
◆パソコン導入支援 ◆その他の業務

秋田県由利本荘市水林316-1
TEL 0184-24-4553
FAX 0184-24-3912
<https://suzuki-zeirisi.tkcnf.com>

●住宅用地の特例

住宅用地は、200m²までは課税標準額が1/6に、残り部分は基本的に課税標準額が1/3に軽減されます。

●新築住宅の軽減

新築の一般住宅は3年間(長期優良住宅は5年間)、マンションなど3階建て以上の中高層耐火構造住宅は5年間、120m²相当部分の税額が1/2に軽減されます。(ただし、居住用床面積が50m²以上280m²以下の建物に限ります。)

●固定資産課税台帳の閲覧

通年(平日のみ)、税務課または各総合支所市民サービス課で閲覧できます。

●土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日から第1期納期限までに税務課または各総合支所市民サービス課で縦覧できます。

軽自動車税 種別割

●納める方

4月1日現在で原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)をお持ちの方。

●届け出の場所と必要なもの

購入や廃車、譲渡、盗難、住所変更などがあったときは速やかに申告してください。

●原動機付自転車・小型特殊自動車…

税務課または各総合支所市民サービス課で

新規登録…届出者の本人確認書類、メーカー名、車台番号、排気量、型式、認定番号、販売・譲渡証明書

廃車、盗難…届出者の本人確認書類、住所氏名、ナンバープレート(盗難の場合は、更に警察への盗難届受理番号)

譲渡…廃車と新規登録に必要な書類と同じ

住所変更…転居先で手続きが異なります。転居先の役所でお問い合わせください。

●軽自動車(四輪車・三輪車)…

軽自動車検査協会秋田事務所 ☎050-3816-1834

または本荘自動車協会 ☎22-2113

●125ccを超える二輪車…

東北運輸局秋田運輸支局 ☎050-5540-2012

●納める税額

用途や排気量などにより年額2,000円~12,900円

●合併前のナンバープレート

合併前の旧市町名のナンバープレートは合併後も有効です。

たばこ税

市内で販売されたたばこ1箱(紙巻き20本入り)につき約131円が、市たばこ税として本市に納入されます。

鉱産税

鉱物を掘採する鉱業者が納める税です。税額は鉱物価格の1%、ただし1カ月の価格が200万円以下の場合は0.7%です。

都市計画税

●納める方

1月1日現在、市内の都市計画区域のうち条例で定められた区域内に土地・家屋を所有する法人や個人および共有義務者。固定資産税と同時に課税されます。

●納める税額

(土地、家屋の課税標準額の合計)×0.1%

●免税点

固定資産税と同じです。

●住宅用地の特例

住宅用地は、200m²までは課税標準額が1/3に、残りの部分は基本的に課税標準額が2/3に軽減されます。

※都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業等に要する費用に充てられています。

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場(温泉など)を利用する入湯客に対して課税され、利用料金に含まれています。税額は1人1日150円です。ただし次の場合は、入湯税は免除となります。

・12歳未満の方の入湯の場合

・日帰り入湯で、その利用料金が1,000円(消費税および地方消費税の額を除く)以下

この税は、環境衛生施設や観光施設、消防施設の整備などに使われます。

国民健康保険税

市内に住み、国民健康保険に加入している世帯の世帯主に課税されます。

加入・脱退などの異動があった場合は必ず届け出をしてください。詳しくは35ページをご覧ください。

市税を納めるときは

●収納課(☎24-6256)または各総合支所市民サービス課

市税の納付は、送付される納税通知書により、市役所、総合支所、市内の金融機関(金融機関名は納税通知書に記載)、郵便局の窓口、コンビニなどで納めることができますので、納期限までに納めてください。

●便利な口座振替をご利用ください

お申し込みをいただいた口座から、自動的に納税できる口座振替のご利用をお勧めします。手数料が不要で、納期ごとに市役所や金融機関などへ足を運ぶ必要がなく、また納め忘れの心配もなく便利で安心です。市内金融機関、収納課または各総合支所市民サービス課でお申し込みください。また、すでに口座振替の方で、納税義務者の変更や通帳の名義変更などがあった場合には、再度手続きが必要です。

市税の納期

税金の種類	1期	2期	3期	4期
市県民税(普通徴収)	6月	8月	10月	1月
固定資産税	5月	7月	12月	2月
軽自動車税(種別割)	5月のみ			
国民健康保険税(普通徴収)	7月から翌年2月までの毎月(8回)			

納期限までに完納されない場合は、督促状が送付されます。

滞納には延滞金が加算されます

市税の滞納には延滞金(年率8.7%、1ヵ月以内2.4%(令和4年現在))が加算されます。そのままにしておくと、財産の差し押さえなどを受けることになります。



市税に関する証明・閲覧

問 税務課または各総合支所市民サービス課

申請は、申請者の身分が確認できるもの(運転免許証など顔写真付きの確認書類は1種類、健康保険証などは2種類)が必要です。本人以外(生計同一の家族以外)が申請する場合は、委任状と委任者の印鑑押印が必要です。

種類	手数料
所得証明書	
課税証明書	
所得課税証明書	
資産証明書	
固定資産証明書	1通につき200円 ただし、車検に必要な軽自動車税の納税証明書は無料です。 申請時は車検証かそのコピーが必要です。
固定資産評価証明書	
納税証明書	
完納証明書	
営業証明書	
公課証明書	
名寄帳・公図閲覧	
登載証明書	

種類	手数料
住宅用家屋証明書	1件につき1,300円
土地台帳の閲覧	1小字につき200円
家屋台帳の閲覧	1冊につき200円
図面の閲覧	1枚につき200円
地籍図面	1枚につき200円
筆界点座標値	1筆につき500円
図根点座標値	1点につき500円
平板図(集成図を含む)	1枚につきA3版まで200円
1筆図形	1筆につき500円

税金

国税と県税

国税と県税

税金には市税のほか、国税と県税があります。

●国税

種類 ①所得税②法人税③消費税④相続税⑤贈与税など
相談先 本荘税務署(給人町17本荘合同庁舎内☎22-2335)

●県税

種類 ①県民税②事業税③不動産取得税④自動車税⑤地方消費税など
相談先 秋田県総合県税事務所由利支所(水林366 ☎23-4105)





国保・年金

国民健康保険

問 市民課または各総合支所市民サービス課

国民健康保険(国保)は、万一の病気やケガに備え、経済的に心配なく医者に診断してもらえるように、健康なときからお金(保険税)を出し合う保険制度です。

国民健康保険の対象者

国民健康保険には、職場の健康保険などに加入している方や後期高齢者医療制度、生活保護を受けている方以外は、すべての方が加入しなければなりません。

また、加入は大人・子どもの区別なく、一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとに行い、世帯主がその届け出をすることになっています。

●被保険証の種類

区分	被保険者証の種類
70歳未満の方	国民健康保険被保険者証
70歳～74歳	国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証※病院にかかるときは、両方を窓口に提示してください。

◇新たに国民健康保険に加入する場合は、手続きの際に次のものが必要です。

- ・世帯主と申請の対象となる方のマイナンバー(手続きによっては申請の対象の方のみ)が必要です。
- ・被用者健康保険(社会保険)の資格喪失証明書(被扶養者の方も含む)
- ・同じ世帯に国保加入者がいる場合は、国民健康保険被保険者証

こんなときは手続き		必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	転出証明書
	ほかの健康保険をやめたときや被扶養者からはずれたとき	健康保険の資格喪失証明書、被保険者証(家族が加入している場合)
	子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人登録をしたとき(短期滞在者は除く)	外国人登録証
国保をやめるとき	ほかの市区町村へ転出するとき	被保険者証
	職場の医療保険に入ったときや被扶養者に認定されたとき	被保険者証、職場の被保険者証(未交付のときは証明できるもの)
	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証
	死亡したとき	被保険者証
	外国人でほかの地域へ転出するとき	被保険者証、外国人登録証
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	被保険者証
	被保険者証をなくしたり、破損したりしたとき	破損した保険証、本人であることを証明する顔写真付き身分証明証(運転免許証など)
	修学のためほかの市区町村で生活するとき	被保険者証、在学証明書

※国保の被保険者証を交付する際には、運転免許証などの官公庁発行の顔写真付きの証明書等の本人確認書類が必要です。確認できない場合は、自宅に送付となります。

国民健康保険で受けられる給付は

問 市民課または各総合支所市民サービス課

被保険者証

- ・1人に1枚交付されます。
- ・診療を受けるときは必ず持参し、窓口に提示してください。

医療費

病気やケガでお医者さんにかかったとき、医療費の7割から8割を国保が負担しますので、自己負担は次のとおりになります。ただし、由利本荘市に住む乳幼児、小中学生及び高校生世代や母子・父子家庭の児童、障がいのある方などで福祉医療制度(43ページ)の対象になる方は、同制度で医療費を負担しますので、自己負担はありません。

●医療費の自己負担割合

●70歳未満の方

区分	未就学の乳幼児	一般の方
入院外来	2割	3割

●70歳～74歳の方

区分	課税所得が145万円以上かつ、年収が単身世帯で383万円以上、2人以上の世帯で520万円以上の方	左記以外の方
入院 外来	3割	2割

高額療養費

世帯1ヶ月間の医療費の負担額が、下表のように1ヶ月の自己負担限度額を超えた場合、申請する(領収書が必要)と、超えた分が高額療養費として支給されます。

●高額療養費の手続き

国民健康保険被保険者証、領収書等、世帯主名義の預金通帳、印鑑、世帯主と療養者全員のマイナンバーがわかるものをお持ちになり、市民課・各総合支所市民サービス課で手続きをしてください。

●特定の病気で長期治療をすると

厚生労働省特定の特定疾病(血友病、人工透析が必要な慢性腎不全など)で、長期にわたり高額な医療費がかかった場合、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を医療機関の窓口に提示すれば、月額1万円までの患者負担ですみます。(70歳未満の上位所得者は2万円)

<1ヶ月間の自己負担限度額>

●70歳未満の方

(入院・外来はそれぞれ別に計算します。)

区分	直近12ヶ月間の高額療養費の該当回数	
	1~3回目	4回目以上
ア 旧ただし書所得901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 旧ただし書所得600万円超~901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 旧ただし書所得210万円超~600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 旧ただし書所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税	35,400円	24,600円

*旧ただし書所得とは、総所得金額から基礎控除額(33万円)を引いた額です。

*合算対象基準額(21,000円)以上の医療費の合計額にて計算されます。

●70~74歳の方

区分	外来+入院(世帯単位)		
	外来(個人単位)	3回目まで	多数該当
現Ⅲ (課税所得690万円以上)		252,600円 +(総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
現Ⅱ (課税所得380万円以上)		167,400円 +(総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
現Ⅰ (課税所得145万円以上)		80,100円 +(総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般 (課税所得145万円未満)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
低Ⅱ (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円	
低Ⅰ (住民税非課税世帯:年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	

*多数該当:同一世帯で診療月を含めた直近12ヶ月間に高額医療費の給付が4回以上ある場合、4回目から多数該当となり自己負担限度額が変わります。

*区分「一般」について、世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

*現役並みⅡ、現役並みⅠ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰの方については、「限度額適用認定証」等の交付を申請してください。

入院時の食事療養費

入院したとき、食事にかかる費用の一部を国保が負担しますので、自己負担額は次のとおりになります。ただし、「一般」以外に該当するためには、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示しなければなりませんので、市民課または各総合支所市民サービス課に申請してください。なお、食事代は高額療養費の対象外です。

<入院時食事代の自己負担額(1食につき)>

一般		460円
住民税非課税世帯の方 70歳以上の住民税非課税区分Ⅱの方	過去12ヶ月の入院日数	90日目まで 210円
		91日目から 160円
70歳以上で住民税非課税区分Ⅰの方		100円

出産育児一時金

出産したときの一時金は、病院などに市が直接支払います。(直接支払制度)ただし、出産費用が「42万円」(※40.8万円)未満だった場合は、申請により差額分を支給します。申請には、被保険者証、印鑑、医療機関との合意文書、出産費用の明細書または領収書、通帳が必要です。直接支払制度を利用しない場合は、申請により世帯主へ市が直接支給します。申請に必要な書類は、差額分の支給申請に同じです。

*産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産した場合。

葬祭費

亡くなったときは、申請により、5万円を支給します。申請には、葬祭を行った方の通帳、被保険者証、印鑑が必要です。



訪問看護療養費

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、申請により費用の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。

移送費

病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的必要があり、移送された場合は、移送費が現金給付として支給されます。

高額医療・高額介護合算療養費制度

- 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、1年間（毎年8月～翌年7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

支給基準額

（70～74歳の方）

基準額

① 高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場合	…67万円
② ①・③・④以外の場合	…56万円
③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合	…31万円
④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定以下 ※の場合	…19万円
※年金収入80万円以下など	

支給基準額

（70歳未満の方）

① 旧ただし書所得901万円超の場合	…212万円
② 旧ただし書所得600万円超901万円以下の場合	…141万円
③ 旧ただし書所得210万円超600万円以下の場合	…67万円
④ 旧ただし書所得210万円以下	…60万円
⑤ 住民税非課税世帯	…34万円

申請手続きについての留意点

- 次に該当する方は、市役所窓口のほか、転居前の市町村や、以前加入していた医療保険の窓口への手続きが必要となります。

◆1年（毎年8月から翌年7月末まで）の間に、

- ・ほかの市町村から転居された方
- ・ほかの医療保険から国民健康保険に移られた方

国民健康保険税

税務課 ☎24-6306または各総合支所市民サービス課

国民健康保険税は、誰もが安心して医療を受けられるための保険制度を支える大切な財源です。病気やけがの治療にかかる医療費は、「病院の窓口で支払う自己負担分」と「国や県からの補助」、そして、みなさんが納めている「国民健康保険税」でまかなわれています。

●納稅義務者

国民健康保険税は、世帯主が納稅義務者となります。

世帯主が国民健康保険の加入者でなくとも、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、納稅義務者は世帯主となります。

●国保と介護保険

40歳から64歳までの国保加入者は、医療給付費分としての「基礎課税分」と後期高齢者に係る医療費負担分としての「後期高齢者支援金分」に加えて、「介護保険に係る納付金分」を合わせて国民健康保険税として納めていただきます。

65歳以上の介護保険料については、50ページをご覧ください。

●税率・納期

国民健康保険税の税率は、医療と所得の水準に応じて県が定めた納付金を納めるため、市内の国保加入者の人数、所得などを勘案しながら、市が決定します。

税率が改正される場合はあらかじめ市の広報誌などでお知らせします。

国民健康保険税の普通徴収（納付書や口座振替で納めていただく場合）の納期は、7月から翌年2月までの8回です。年金からの特別徴収の方は、年6回、年金支給日に天引きされます。

●保険税を滞納していると…

特別な事情がないのに保険税を滞納すると、以下のような順に措置がとられます。納付が困難なときは早めにご相談を。

- 督促状が送付されます。
- 被保険者証の有効期間が短縮されます。
- 医療費の負担がいったん全額自己負担になります。
- 保険給付が一時差し止められます。
- 差し止められた給付額から滞納分が差し引かれます。

●納付は口座振替が便利！

お申し込みをいただいた口座から、自動的に納税できる口座振替のご利用をお勧めします。手数料が不要で、納期ごとに市役所や金融機関などへ足を運ぶ必要がなく、また納め忘れの心配もなく便利で安心です。申し込みは市内金融機関または収納課・各総合支所市民サービス課へ。また、すでに口座振替の方で、納税義務者の変更や通帳の名義変更などがあった場合は、再度手続きが必要です。

後期高齢者医療制度

問 市民課または各総合支所市民サービス課

後期高齢者医療制度は、高齢者の方の医療を国民全体で支えあう制度です。

対象者

①75歳以上の方（75歳の誕生日から加入）

②65歳～74歳で一定の障がいがあることにより、秋田県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

加入・脱退の届け出は

①75歳以上の方

全員が加入することになりますので、脱退はできません。

②これから75歳の誕生日を迎える方

自動的に加入手続きされますので申請などの必要はありません。以前加入していた保険は届け出がなくても脱退したことになります。（75歳未満の社保扶養の方がいる場合は、国保加入手続きが必要となります。）

75歳の誕生日の前の月に被保険者証がご自宅に送付されます。

③65歳～74歳で一定の障がいがある方

75歳の誕生日を迎えるまでは、いつでも加入と脱退ができますのでその都度届け出が必要です。

一定の障がいの内容は下記のとおりです。

- ・身体障害者手帳の1級～3級および4級の一部（音声障がい、言語障がい、下肢障がいの1号、3号、4号）
- ・国民年金（障害年金）証書の等級が1・2級
- ・精神障害者保健福祉手帳の等級が1・2級
- ・療育手帳の障がいの程度が重度（A）

このような場合は手続きが必要です

- ・住所・氏名が変わったとき
- ・被保険者証をなくしたり、破損したとき
- ・被保険者証の送付を住所地以外に希望される場合
- ・保険料を口座振替での納付を希望される場合
- ・死亡されたとき

※上記以外でも手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

医療費の自己負担額

所得に応じて、医療費の自己負担割合と1カ月の自己負担限度額は次のようになります。

区分	自己負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
市民税課税世帯	3割	252,600円+ $(\text{総医療費} - 842,000 \text{円}) \times 1\%$ <140,100円>※3	
		167,400円+ $(\text{総医療費} - 558,000 \text{円}) \times 1\%$ <93,000円>※3	
		80,100円+ $(\text{総医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$ <44,400円>※3	
一般※1	1割 ※4	18,000円※2	57,600円 <44,400円>※3
市民税非課税世帯		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

用語の説明

- ・現役並み所得者Ⅲは、課税所得が690万円以上の方
- ・現役並み所得者Ⅱは、課税所得が380万円以上の方
- ・現役並み所得者Ⅰは、課税所得が145万円以上の方
- ・一般は、課税所得が145万円未満の方
- ・低所得者Ⅱは、市民税非課税世帯の方
- ・低所得者Ⅰは、低所得者Ⅱに該当し世帯員の所得が0円となる方(例:年金収入80万円以下)
- ・現役並み所得者ⅡまたはⅠ、低所得者ⅡまたはⅠの自己負担額限度額で負担する場合は、「限度額適用認定証」(現役並み所得者)、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(低所得者)を医療機関へ提示しなければなりませんので、申請が必要です。
- ※1 同じ世帯の加入者全員の収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「総所得金額から43万円を引いた額」の合計額が210万円以下の場合も含みます。
- ※2 1年間(8月~翌年7月)の外来の自己負担額の上限額は144,000円です。
- ※3 ()内は、直近12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額となります。
- ※4 令和4年10月1日から、1割負担の方のうち、同じ世帯の被保険者に課税所得28万円以上の方がいて、年金収入とその他の合計所得金額の合計額が320万円以上(1人世帯の場合は、200万円以上)の方は2割負担となります。

入院時の食事代

入院したとき、食事にかかる費用の一部を保険者が負担しますので、自己負担額は次のようになります。

区分	負担額(1食当たり)
現役並み所得者、一般 ※	460円
低所得者Ⅱ	90日までの入院
	過去12カ月で90日を超える入院
低所得者Ⅰ	100円

※次に該当する方の食事代は1食260円です。

- ・指定難病患者
- ・平成28年4月1日においてすでに、1年以上精神病床に入院している方

※90日を超えて入院したときは、再度申請が必要です。

医療費が高額になった場合

1カ月の医療費が左記の自己負担額を超えた場合、高額療養費として支給されます。振込口座を一度登録すると次から自動的に振り込みされます。

申請が必要な給付

申請すると受けられる給付		必要なもの
療養費	医師の指示により購入したコルセットなどの補装具	診断書、領収書、印鑑、通帳、保険証
移送費	緊急・やむを得ず医師の指示により転院などの移送に費用がかかった場合	領収書、印鑑、通帳、保険証、医師の意見書、個人番号の確認できるもの
葬祭費	被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った方に5万円が支給されます。	印鑑、通帳、保険証
高額医療・介護合算療養費	医療保険と介護保険の年間分(8月1日~翌年7月31日)の自己負担の合計額が限度額を超えた場合、申請のお知らせをします。お知らせの通知がない方は、該当しません。	印鑑、通帳、保険証

保険料について

保険料は、被保険者ごとに計算し全員が納めることになります。これまでご家族の健康保険などの被扶養者により保険料の納付がなかった方も納めることになります。

●保険料の決まり方

被保険者全員が負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計になります。

保険料額 = 均等割額 + 所得割額(総所得金額等 - 43万円 × 所得割率)

保険料率は秋田県内均一で2年ごとに見直します。

●均等割額の軽減

所得の低い世帯の方は、世帯主および被保険者の所得に応じて軽減されます。軽減する割合は、2割、5割、7割となります。

●ご家族の健康保険などの被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療保険に加入する前に、ご家族の健康保険など(国民健康保険・国民健康保険組合を除く)の被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方の均等割額は5割軽減されます(所得が少ない方については、7割軽減となります)。所得割額はかかりません。

●保険料の納付方法

保険料は原則として年金から天引きにより納めることになります。(特別徴収)

ただし、天引き対象の年金の年額が18万円未満の方や介護保険料と保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替で納めることになります。(普通徴収)

75歳の誕生日を迎えた方は、その時期により特別徴収の開始期が異なります。特別徴収されるまでは納付書または口座振替で納めていただきます。



●保険料の納付方法の変更

特別徴収で納めている方は、納付方法を口座振替に変更できます。口座振替を希望される方は市民課または各総合支所市民サービス課で手続きが必要です。

振込口座は、どなた様の口座でも振り替えができます。

●保険料を滞納すると

特別な理由がないまま保険料を滞納した場合は、通常の有効期限より短い「短期被保険者証」が発行されます。また、滞納が1年以上続いた場合は被保険者証を返還していただき、代わりに「資格証明書」が交付される場合があります。資格証明書で医療を受けた場合は、いったん全額自己負担していただくことになります。

健康保険、厚生年金保険

問 日本年金機構 本荘年金事務所 (表尾崎町21-2 ☎24-1111)

健康保険や厚生年金保険は、本人の意志に関係なく、健康保険や厚生年金保険が適用されている事業所に勤めれば自動的に加入することになります。適用されている事業所は、法人事業所や常時5人以上の従業員を使用する会社・工場などです。加入は事業所単位となっており、厚生年金保険の加入手続きは事業主が行います。

戦没者遺族等の恩給・年金

問 福祉支援課または各総合支所市民サービス課

旧軍人、軍属、戦傷病者、戦没者遺族の恩給・年金など

旧軍人、軍属の方の恩給、戦傷病者の障害年金、戦没者の遺族年金や公務扶助料及び各種特別弔慰金・給付金の各制度があります。

国民年金

問 市民課または各総合支所市民サービス課

国民年金にはみんなが加入

国民年金は、20歳以上60歳未満の全国民が加入し、老後や万一の事故などの場合、年金を支給して生活の安定を図る制度です。保険料を納付した期間と免除された期間が合わせて10年以上あれば、老齢基礎年金などが生涯支給されます。

年金制度は2階建て

国民年金基金	厚生年金	共済組合
国民年金(基礎年金)		



自営業者など
第1号被保険者



サラリーマンやOL
第2号被保険者



サラリーマンの妻
第3号被保険者

厚生年金や共済組合に加入した方には、基礎年金として国民年金と、給料に比例した上乗せの年金が支給されます。同様に第1号被保険者は、上乗せとして国民年金基金に加入することができます。

必ず加入する人

第1号被保険者…日本国内に住んでいる自営業者や自由業者、学生、外国人登録をされている方で、20歳以上60歳未満の方。

第2号被保険者…厚生年金や共済組合などに加入している方。自動的に国民年金にも加入したことになります。

第3号被保険者…厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方。加入者の勤務する会社または共済組合へ届出が必要です。保険料は、配偶者が加入している年金制度が負担します。

希望すれば加入できる人(任意加入)

①受給資格期間の足りない方や満額受けられない60歳以上65歳未満の方(受給権のない人は70歳まで)

②外国に住む20歳以上65歳未満の日本人

保険料

第1号被保険者の保険料は、送付される納付書で納めてください。さらに付加保険料月額400円を納めると、より多く年金が受けられます。任意加入被保険者は原則として口座振替で納付することになります。

第2号被保険者と第3号被保険者は、加入する年金制度が一括して納めることになりますので、自分で納める必要はありません。

保険料の免除制度

免除の手続きをすると、将来、年金を受けることができる保険料納付期間(10年以上)に、その免除期間も数えられます。ただし、受け取る年金額に影響があります。

法定免除 ①生活保護法による生活扶助を受けている人
②障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1・2級)受給権者

申請免除 ①前年の所得が少なく保険料を納めることが困難な場合。所得により「全額免除」「半額免除」「4分の3免除」「4分の1免除」があります。
(「半額免除」「4分の3免除」「4分の1免除」の一部免除は減額された保険料を納付しないと「未納期間」として扱われます。)
②失業により保険料を納めることが困難な場合
③震災、風水害、火災、失業など特別な理由のため、保険料納付が困難な場合

●免除を受けた期間は追納を

過去10年以内で、保険料をさかのぼって納められます。その際、一定の加算額が付きますが、将来の年金額は普通に納付した場合と同じになります。

●免除を受けた場合、年金額に影響があります。

年金額は、全額免除された期間については2分の1の月数(平成21年3月分までは3分の1の月数)を、半額免除された期間については4分の3の月数(平成21年3月分までは3分の2の月数)を、4分の3免除された期間については8分の5の月数(平成21年3月分までは2分の1の月数)を4分の1免除された期間については8分の7の月数(平成21年3月分までは6分の5の月数)を、保険料を納付した期間とみなして計算します。



産前産後期の免除制度

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりました。

●国民保険料が免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(以下「産前産後期間」といいます。)の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

●対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

●届出方法

出産予定日の6か月前から提出可能です。

学生の保険料納付特例制度

前年中の所得が一定額以下の場合、申請(毎年必要)により学生の期間中は、保険料を納めることができます。

追納する…10年以内に保険料を納付すれば、老齢基礎年金は減額されません。

追納しない…老齢基礎年金の額に反映されません。

納付特例期間中の障がい…

満額の障害基礎年金を受けられます。

保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合、承認されると保険料の納付が猶予されます。

追納する…10年以内に保険料を納付すれば、老齢基礎年金は減額されません。

追納しない…老齢基礎年金の額に反映されません。

※平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

国民年金から受けられる年金

年金は、自分で年金を受けるための手続きを行う必要があります。国民年金から受給できる基礎年金は、次のとおりですが、いくつもの年金を受給できる資格があっても、受給できるのは一つだけです。

●請求に必要な書類

基礎年金番号通知書または年金手帳、預金通帳、戸籍抄本、住民票など

※受給する年金によって変わりますので、請求先にご相談ください。

●請求先

国民年金のみに加入していた方…

市民課または各総合支所市民サービス課

第2号・第3号被保険者になっていたことが少しでもある方…

日本年金機構本荘年金事務所

(表尾崎町21-2 ☎24-1111)

年金の届け出

※届け出先は、市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課へ

こんなときは届け出を	必要なもの
厚生年金や共済組合に加入する配偶者の被扶養者になったとき	配偶者の勤務先で手続きをしてください。
厚生年金・共済組合を脱退したとき	基礎年金番号通知書または年金手帳、離職年月日が分かる書類(離職証明書、任意継続の保険証など) ※配偶者が第3号被保険者の場合、同時に届け出(配偶者の基礎年金番号通知書または年金手帳、健康保険証)
厚生年金や共済組合に加入する配偶者の被扶養者からはずれたとき	基礎年金番号通知書または年金手帳、健康保険証、扶養離脱年月日が分かる書類
基礎年金番号通知書または年金手帳を紛失したとき	身分確認書類
任意加入するとき	基礎年金番号通知書または年金手帳、通帳(届出印も必要)、身分確認書類
免除申請、学生納付特例申請	基礎年金番号通知書または年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書(学生の場合)、雇用保険受給者証(失業による申請の場合)、身分確認書類
死亡したとき	基礎年金番号通知書または年金手帳、年金証書、預金通帳、戸籍謄本、住民票謄(抄)本など
生活保護の開始、廃止	基礎年金番号通知書または年金手帳





1. 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として保険料納付期間(保険料免除期間を含む)が10年以上ある方が65歳になったときに受けられる年金です。

●年金額は、777,800円(令和4年度)

保険料の未納や免除、カラ期間(注1)などがあるときは、減額されます。

<老齢基礎年金の計算式>

$$777,800 \text{ 円} \times \left[\frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{全額免除月数}} + \frac{3/4\text{免除月数}}{\times 1/2} + \frac{1/2\text{免除月数}}{\times 5/8} + \frac{1/4\text{免除月数}}{\times 3/4} + \frac{7/8\text{免除月数}}{\times 7/8} \right]$$

- ・ただし平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。
- ・付加保険料を納めた方は上記の額に(200円×付加保険料納付月数)がプラスされます。

(注1)

カラ期間(合算対象期間)とは、昭和36年4月以降の次にあげる期間です。

これらの期間は受給資格期間に入りますが、年金額の計算に算入されません。

- ①会社員などの配偶者が任意加入しなかった期間(昭和61年3月まで)
- ②学生で任意加入しなかった期間(平成3年3月まで)
- ③学生の納付特例期間で追徴しなかった期間
- ④厚生年金の脱退手当金を受給した期間
- ⑤海外に住んでいた期間

(注2)

加入可能年数については、大正15年4月2日から昭和2年4月1日までに生まれた人については、25年に短縮されており、以降、昭和16年4月1日生まれの人まで生年月日に応じて26年から39年に短縮されています。

●年金の繰上げ、繰下げ受給

老齢基礎年金は、希望により60歳から65歳になるまでの間に繰上げ受給を請求することができます。ただし、繰上げ受給の請求をした時点に応じて、年金額が減額されます。また、希望により66歳から75歳(昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳)になるまでの間に繰下げ受給を請求することができます。繰下げ受給を請求した時点に応じて年金額が増額されます。減額・増額の割合は生涯変わりませんので、十分に考えて請求しましょう。

●繰上げ受給、繰下げ受給の支給割合

請求時の年齢	昭和37年4月1日以前生まれの方	昭和37年4月2日以降生まれの方
60歳0ヵ月～11ヵ月	70.0%～75.5%	76.0%～80.4%
61歳0ヵ月～11ヵ月	76.0%～81.5%	80.8%～85.2%
62歳0ヵ月～11ヵ月	82.0%～87.5%	85.6%～90.0%
63歳0ヵ月～11ヵ月	88.0%～93.5%	90.4%～94.8%
64歳0ヵ月～11ヵ月	94.0%～99.5%	95.2%～99.6%
65歳	100%	
66歳0ヵ月～11ヵ月	108.4%～116.1%	
67歳0ヵ月～11ヵ月	116.8%～124.5%	
68歳0ヵ月～11ヵ月	125.2%～132.9%	
69歳0ヵ月～11ヵ月	133.6%～141.3%	
70歳0ヵ月～11ヵ月	142.0%～149.7%	
71歳0ヵ月～11ヵ月	150.4%～158.1%	
72歳0ヵ月～11ヵ月	158.8%～166.5%	
73歳0ヵ月～11ヵ月	167.2%～174.9%	
74歳0ヵ月～11ヵ月	175.6%～183.3%	
75歳	184%	

2. 障害基礎年金

●対象者

国民年金加入中または加入後の60歳以上65歳未満で病気やケガで障がいの状態になった方

●受給資格

初診日の前々月までの加入期間のうち3分の2以上(免除期間含む)保険料を納めていること、または初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

※20歳前に障がいになった方は、20歳から請求手続きができます。ただし、所得制限があります。

●年金額(令和4年度)

1級障がい 972,250円 2級障がい 777,800円

※18歳未満(障がい者は20歳未満)の子どもがいるときは下表の加算ができます。

加算対象の子	加算額(1人につき)
1人・2人目	223,800円
3人目以降	74,600円

3. 遺族基礎年金

●対象者

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人により生計を維持されていた子のいる配偶者、または子。

※子が18歳(障がい者は20歳)に達した年度末まで支給。

●受給資格

死亡日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上(免除期間を含む)保険料を納めていること、または死亡日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと。

●年金額(令和4年度)

●配偶者に支給される遺族基礎年金の額

	基本額	加算額	合計額(月額)
子が1人のとき	777,800円	223,800円	1,003,900円 (83,658円)
子が2人のとき	777,800円	447,600円	1,225,400円 (102,116円)
子が3人のとき	777,800円	522,200円	1,300,000円 (108,333円)

(注)3人目以降は1人につき74,600円が加算されます。

●子に支給される遺族基礎年金の額

	基本額	加算額	合計額(月額)
子が1人のとき	777,800円	0円	777,800円 (64,816円)
子が2人のとき	777,800円	223,800円	1,001,600円 (83,466円)
子が3人のとき	777,800円	298,400円	1,076,200円 (89,683円)

(注)3人目以降は1人につき74,600円が加算されます。

4. 寡婦年金

第1号被保険者として保険料納付期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなったとき、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

●年金額

夫が受けられるはずの老齢基礎年金額×3/4

5. 死亡一時金

第1号被保険者として3年以上保険料を納めた方が、年金を受けずに亡くなったとき、生計と同じにしていた遺族に支給されます。

● 金額

保険料を納めた期間	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

*付加保険料納付済期間が3年以上ある場合は8,500円が加算されます。

6. 短期在留外国人脱退一時金

保険料を6ヶ月以上納めた方が、年金を受けないまま帰国したとき、出国後2年以内に請求できます。

● 支給額

支給額は最後に保険料を納付した月が属する年度と、保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数および保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数に応じて決まります。

例) 令和4年度以後に基準月のある脱退一時金の請求があった場合の支給額は、右記の表に定められた金額となります。

● 国民年金の基準月が令和4年度に属する月である場合の脱退一時金の額

対象月数	金額(単位:円)
6月以上12月末満	49,770
12月以上18月末満	99,540
18月以上24月末満	149,310
24月以上30月末満	199,080
30月以上36月末満	248,850
36月以上42月末満	298,620
42月以上48月末満	348,390
48月以上54月末満	398,160
54月以上60月末満	447,930
60月以上	497,700

*脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となつた第1号被保険者期間は、被保険者でなかつたものとみなされます。

国民年金基金について

第1号被保険者のために基礎年金に上乗せして、より多く年金を受けとる制度です。

- 加入できる方 20歳以上60歳未満の、自営業者など国民年金の第1号被保険者の方および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入している方。
- 年金の給付 加入年齢や加入口数によって年金額が決まります。
- 掛金は 選択する給付の型や口数、加入年齢によって決まります。
- お問い合わせ 全国国民年金基金
(フリーダイヤル0120-65-4192)
発信地の都道府県支部につながります。



福祉・保健

医療費の助成

問 市民課または各総合支所市民サービス課

福祉医療制度

次のいずれかに該当する方は、市役所への申請により「福祉医療費受給者証」が交付されます。県内医療機関で診療を受ける際、健康保険証と一緒に窓口へ提示すると、保険診療の自己負担分を支払わないで、無料で診療を受けることができます。県外医療機関を受診したり受給者証未提示の場合、あるいは補装具購入費や訪問看護費等は、一度自己負担分をお支払いいただいた後、市民課または各総合支所市民サービス課に申請していただくと自己負担額を口座振込により払い戻します。

●対象者

年齢・要件	備考
乳幼児 ・0歳～小学校入学まで	父母の所得制限がありません
小学生・中学生・高校生世代 ・小学校1年生～18歳に達した最初の3月31日まで	
ひとり親(18歳に達した最初の3月31日まで) ・母子、父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持つ家庭の児童	所得制限があります
重度心身障がい者 ・身体障害者手帳1級～3級を持っている方 ・療育手帳Aを持っている方	社会保険本人の場合は所得制限があります
高齢身体障がい者 ・65歳以上で身体障害者手帳4級～6級を持っている方	所得制限があります 社会保険本人の方は非該当になります

●申請に必要なもの

健康保険証、印鑑、障がいをお持ちの方は身体障害者手帳または療育手帳A

●福祉医療制度に該当しない方

市内に住所のない方／健康保険に加入していない方／社会保険の本人(重度心身障がい者を除く)／生活保護を受けている方／他の公費負担医療の適用を受け、医療費の自己負担のない方／市・県民税が未申告の方

小児慢性特定疾患で通院・入院している方に

問 由利本荘保健所 ☎22-4120

小児の慢性疾患のうち、長期治療の要する「小児慢性特定疾患」(悪性新生物など11種)に該当する方は、保健所への申請により、医療費が助成されます。対象は18歳未満の方(一部疾患は20歳未満の方)です。

特定疾患で通院・入院している方に

問 由利本荘保健所 ☎22-4120

いわゆる難病と呼ばれる疾患のうち、特定の疾患(パーキンソン病など56種)に該当する方は、保健所への申請により、医療費が助成されます。



広 告

社会医療法人 青嵐会
Honjo Daiichi Hospital



救急告示病院
本荘第一病院

理事長 小松 大芽
院長 鈴木 克彦

住所 ■ 〒015-8567 由利本荘市岩渕下 110

電話 ■ (0184) 22-0111(代)

病気の予防・発見に(各種検診)

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

皆さんの健やかな暮らしに役立てていただくために、各種健康診査を実施します。

対象年齢になりましたら定期的に受診しましょう。

●健康診査等一覧(令和4年度現在)

検査名	対象者	内容	自己負担額	
特定健診(健康診査)	40歳以上	問診、身体計測、腹囲(40~74歳)、血圧測定、尿検査、血液検査、前年度の結果により貧血、心電図検査、眼底検査が追加(40~74歳)	40~74歳	市国保:無料 市国保以外: 各医療保険者にお問い合わせください
			75歳以上	無料
胃がん検査	40歳以上	問診、バリウム検査	40~69歳	1,800円
			70歳以上	900円
大腸がん検査	40歳以上	問診、便潜血検査	40~69歳	500円
			70歳以上	200円
前立腺がん検査	50歳以上の男性	問診、血液検査	50~69歳	700円
			70歳以上	300円
子宮がん・婦人科超音波検査	20~39歳の女性 40歳以上の偶数年齢の女性	問診、細胞診、婦人科超音波	20~68歳	2,000円
			70歳以上	1,200円
HPV検査	20~39歳の女性 40歳代の偶数年齢の女性	HC II法 (子宮がん検査で採取した細胞を使用)	800円	
乳がん検査	40歳以上偶数年齢の女性	問診、マンモグラフィ	40~48歳	2,200円
			50~68歳	1,500円
			70歳以上	800円
肺がん検査	40歳以上	問診、胸部レントゲン検査(問診で必要な方には喀痰検査)	(レントゲン)40~69歳:500円 70歳以上:200円 (喀痰検査)該当者:500円	
肝炎ウィルス検査	40歳以上で過去に受けたことのない方	問診、血液検査(HCV抗体、HBs抗原)	40~69歳	800円
			70歳以上	無料
骨粗しょう症検査	40、45、50、55、60、65、70歳の女性	問診、骨密度測定	700円	

人間ドック

問 市民課または各総合支所市民サービス課

市民の健康維持・増進を目的に、人間ドックを実施します。

対象年齢	30歳~75歳 ※申し込みは健康づくり課	
医療機関	由利組合総合病院 本荘第一病院 佐藤病院	県総合保健事業団
自己負担額 (令和4年度現在)	男女とも23,500円	男女とも40,960円

<人間ドック個別助成制度>

※40歳以上の国民健康保険の加入者及び75歳以上の後期高齢者の方は、人間ドック受診料金の3分の1(上限8,000円)の助成があります。

※76歳以上の方は個別申し込みのみとなります。

予防接種

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

感染症を予防するには、体の中にその病気に対する抵抗力(免疫)を作ることが大切です。重い病気にからないように、予防接種で免疫をつけておきましょう。予防接種には、定期予防接種と任意予防接種の2つがあります。

定期予防接種

定期予防接種は、県内協力医療機関で接種可能です。事情により県外で接種が必要な方は担当課までご相談ください。いずれの予防接種も、体調を整えて受けるようにしましょう。

●予防接種を受ける前に

予防接種を受ける場合は、予診票(お子さんの場合は母子手帳)などが必要になります。詳しくは、広報や通知、予防接種手帳、市ホームページをご確認いただき、効果や注意点などを理解した上で接種してください。

●転入などにより通知が届かなかった方へ

転入や紛失などにより予診票をお持ちでない方は、担当課までご連絡ください。



●定期予防接種一覧

対象	予防接種名
小児など	ヒブ
	小児肺炎球菌
	B型肝炎
	4種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ)
	BCG
	MR混合(麻しん、風しん)
	水痘
	日本脳炎
	2種混合
	子宮頸がん
高齢者など	ロタウイルス
	高齢者肺炎球菌
	インフルエンザ

※法律が改正になり、上記について変更になる場合があります。ご了承ください。

任意予防接種

任意予防接種は個人の負担で必要に応じて受ける予防接種です。たくさんの予防接種がありますが、代表的なワクチンは一覧のとおりです。特に、海外旅行に出かける方などは、感染症が流行している国や地域がありますので、事前に国内で予防接種を受けるようにしましょう。詳細については厚生労働省検疫所(FORTH)のホームページをご覧ください。

任意予防接種の中には、市で一部助成を行っている予防接種もあります。詳しくは市ホームページなどをご確認ください。

●任意予防接種一覧(代表的なもの)

予防接種名	
インフルエンザ	狂犬病
おたふくかぜ	黄熱
B型肝炎	破傷風
A型肝炎	帯状疱疹

※法律が改正になり、上記について変更になる場合があります。ご了承ください。

広告

あなたの笑顔が私の元気

介護老人福祉施設 萬生苑

〒015-0885 秋田県由利本荘市水林284番地
TEL.0184-24-3711 / FAX.0184-22-3780
E-mail:chuoukai@chokai.ne.jp
●老人短期入所施設 ●本荘市居宅介護支援事業所
●併設型通所介護事業所(通常規模型・介護予防)
「てまり」●グループホーム安心サポート本荘

介護老人福祉施設 楽しいわが家

〒018-0402 秋田県にかほ市平沢字宝田32
TEL.0184-32-3711 / FAX.0184-32-3712
E-mail:wagaya@plano.ocn.ne.jp
●老人短期入所施設 ●ケアハウス「夢の木」
●楽しいわが家居宅介護支援事業所
●併設型通所介護事業所(地域密着型)「たから」
●グループホーム安心サポートト仁賀保

介護老人福祉施設 ふるさと矢島

〒015-0411
秋田県由利本荘市矢島町城内字八森下481-1
TEL.0184-27-5711 / FAX.0184-27-5712
E-mail:furusato@cap.ocn.ne.jp
●老人短期入所施設
●ふるさと矢島居宅介護支援事業所
●グループホーム安心サポート矢島

介護老人福祉施設 ふるさと学び舎

〒015-0055
秋田県由利本荘市土谷字新谷地157番地
TEL.0184-28-1165 / FAX.0184-28-1160
E-mail:furusato-manabiya@aria.ocn.ne.jp
●老人短期入所施設 ●ケアハウス(介護付)
●併設型通所介護事業所(通常規模型・介護予防)
「ふるさと学び舎」

介護老人福祉施設 花ごよみ

〒015-0055 秋田県由利本荘市土谷字新谷地160
TEL.0184-28-1187 / FAX.0184-28-1188
E-mail:chuoukai@pure.ocn.ne.jp
●老人短期入所施設

ケアハウス(介護付)

スマートライフ中通

〒010-0001 秋田市中通1丁目4番4-401号
TEL.018-835-1165 / FAX.018-835-1160
E-mail:s1-nakadori@mocha.ocn.ne.jp



単独型通所介護事業所 (通常規模型・介護予防)

My!! ともだち

〒015-0864 秋田県由利本荘市大鐵町162-1
TEL.0184-25-8282 / FAX.0184-25-8283
E-mail:qqed8nb9n@canvas.ocn.ne.jp

単独型 老人短期入所施設 いきいき ASOKO

〒015-0864 秋田県由利本荘市大鐵町160-1
TEL.0184-23-1187 / FAX.0184-23-8711
E-mail:ikiiki-asoko@peace.ocn.ne.jp

中央保育園

〒015-0041
秋田県由利本荘市葉師堂字谷地127番地3
TEL.0184-23-1313 / FAX.0184-22-3781
●一時預かり事業 ●放課後児童健全育成事業
E-mail:tyu.hato@chuou.net

白百合こども園

〒018-0103
秋田県にかほ市象潟町字上孤森123-3
TEL.0184-43-2456 / FAX.0184-43-2448
●一時預かり事業 ●病児保育事業
E-mail:spt24q99@coda.ocn.ne.jp



社会福祉法人 中央会

理事長 藤井 蘭子

会計監査人 (法定監査) 辻・本郷監査法人

秋田県認証

介護サービス事業所
平成29年11月10日

公的な診療所は

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

病院から離れている地域については、距離的な問題でほかの地域より受診しにくいという現状があります。そのため、診療を受けやすくするよう、次のとおり診療所を設けています。※休日・夜間の病院輪番制は87ページを参照

名称	住所	電話番号	診療科目	診療日時
鳥海診療所	鳥海町伏見字久保8-2	57-2003	内科、外科	月曜日 9:00~12:00 木曜日 9:00~11:00
直根診療所	鳥海町中直根字茅野65-3	58-2004	内科、外科	火曜日 9:00~11:00 木曜日 9:00~12:00
笛子診療所	鳥海町上笛子字堺台105	59-2321	内科、外科、消化器内科	月・水・金曜日 9:00~12:00
鮎川診療所	東鮎川下山崎8	53-2246	内科、外科 再来受診のみ	毎週火曜日 10:00~11:30
大夢診療所	東由利宿字ヤツマ147	69-2317	内科、小児科 再来受診のみ	毎週水曜日 13:30~14:30

介護保険

問 長寿生きがい課 ☎24-6323または各総合支所市民サービス課

40歳以上の方が対象です

核家族化が進む中、実際に家族だけで介護を行うことが難しくなっています。介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスを安心して受けられる仕組みが介護保険制度です。

被保険者は

●第1号被保険者

65歳以上の方

給付を受けられる方

- ・寝たきりや認知症などで常に介護が必要な状態(要介護状態)の方
- ・家事や身支度などの日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方

●第2号被保険者

40歳~64歳の方(医療保険に加入している方)

給付を受けられる方

- ・初老期認知症や脳血管疾患など、老化にともなう病気(16の特定疾病が定められています)によって介護・支援が必要な方

要介護認定の申請を

●申請受付窓口は長寿生きがい課または各総合支所市民サービス課で

介護サービスを受けたい方は、要介護状態または要支援状態に該当するかどうか、さらに介護の必要度(要介護度)を判定するため、長寿生きがい課または各総合支所市民サービス課に要介護認定の申請をする必要があります。

認定の申請は右記の指定居宅介護支援事業者に代行してもらふこともできます。

申請があると、市職員等がご自宅などを訪問して心身の状態を調査します。その調査結果と主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査・判定を行います。

●申請の際は

65歳以上の方は、介護保険証をお持ちください。40歳から64歳までは、健康保険証をお持ちください。また、主治医の氏名を記入していただく欄がありますので、医師の氏名と所属医療機関の名称をご確認の上、お越しください。

ご相談は「指定居宅介護支援事業者」へどうぞ

要介護認定の申請、介護サービス計画の作成、さらにサービス提供事業者や施設との連絡調整などは、下記の指定居宅介護支援事業者に依頼することができます。

●市内の事業者

事業所名	住所	電話番号
由利本荘市社会福祉協議会 本荘居宅介護支援事業所	堤脇40-1	24-3634
本荘市 指定居宅介護支援事業所	水林284	24-3711
由利本荘市居宅介護 支援センター「さくら」	石脇字田尻33	22-7857
居宅介護支援ゆうゆう	一番堰145-5	27-1135
第一病院 居宅介護支援事業所	岩渕下104	28-5251
居宅介護支援「わかば」	石脇字下夕畠193-1	74-5471
介護支援センター おげんきさん	東梵天95-2 おてんとさんホーム内	28-0568
JA秋田しんせい 指定居宅介護支援事業所	三条字前田75	27-1698
ニチイケアセンター本荘	川口字新田90	27-1850
なかみち 介護支援センター	薬師堂字中道257	44-8931
医師会居宅介護支援センター	水林456-4	27-2891
千寿苑居宅介護支援事業所	川口字八幡前226-1	23-5660
尾崎居宅介護支援事業所	裏尾崎町6-5	74-8073
SOMPOケア由利本荘 居宅介護支援	瓦谷地28-1	28-0673
居宅介護支援事業所ほっと	桜小路27-1	74-3163
由利本荘市社会福祉協議会 南部居宅介護支援事業所	矢島町城内字八森下 486-1	56-2910
ふるさと矢島 指定居宅介護支援事業所	矢島町城内字八森下 481-1	27-5711
由利本荘市社会福祉協議会 岩城居宅介護支援事業所	岩城内道川字馬道43-1	73-3300
あまさぎ園 居宅介護支援事業所	岩城富田字根本9-3	62-5001
介護相談たんぽぽプラザ	岩城赤平字長ヶ沢17-4	62-5121
渡邉医院介護保険センター	前郷字家岸79-20	53-3100



事業所名	住所	電話番号
由利本荘市社会福祉協議会 西目居宅介護支援事業所	西目町沼田字新道下2-548	33-2342
鳥寿苑 居宅介護支援事業所	鳥海町伏見字久保77	57-2561
由利本荘市社会福祉協議会 東由利居宅介護支援事業所	東由利老方字台山39	69-2135
東光苑 居宅介護支援事業所	東由利藏字藏83	62-4410
由利本荘市社会福祉協議会 大内居宅介護支援事業所	岩谷町字日渡124-1	65-2808
大内さつき会 指定居宅介護支援事業所	岩谷町字ハケノ下80-2	62-1133
物語相談センター	岩谷町字西野209	62-0805

介護保険で受けられるサービス

問 長寿生きがい課 ☎24-6323または各総合支所市民サービス課

在宅サービス

●居宅で利用するサービス

●訪問介護

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助が受けられます。要介護の方のみ、通院等乗降介助を利用できます。

●訪問入浴介護

介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、移動入浴車などで入浴介護が受けられます。

●訪問看護

疾患などを抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

●訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

●居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

●施設に通って利用するサービス

●通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

●通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けられます。

●短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

●短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練、医師の診断などが受けられます。

●その他

●福祉用具の貸与・購入費の支給

車いすやペッドなどの福祉用具の貸与や、入浴や排泄に使う福祉用具の購入費が支給されます。

●住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

●特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人が日常生活上の支援や介護が受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。

ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

●小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

事業所名	住所	電話番号
小規模多機能型居宅介護 しょうぶの郷	石脇字尾花沢57-22	23-8880
小規模多機能 ものがたりの家	岩谷町字西野209	62-0805
虹の街 小規模多機能本荘	川口字下野173-1	74-6333

●看護小規模多機能型居宅介護

上記の小規模多機能型居宅介護に訪問看護が加わることで、在宅での療養を支援します。

事業所名	住所	電話番号
看護小規模多機能 わかばイースト	荒町字真城42-2	74-3385

●認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

事業所名	住所	電話番号
通所介護事業所きざくら	東由利老方字後田70-3	62-4788



広 告

アルメリアの里 ショートステイ&デイサービス



TEL:0184-44-8970

事業者番号 0570520072 通所介護／0570520080 短期入所生活介護

株式会社 アルメリアの里

〒015-0031 由利本荘市浜三川字西大台137-18

FAX:0184-44-8971

ホームページ(URL)

<http://armerianosato.com/top.htm>

●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

事業所名	住所	電話番号
安心サポート本荘	水林281-4	24-3711
グループホーム本荘 やすらぎ苑	石脇字山の神11-383	25-8230
グループホーム望海の家	浜三川字小山口20	28-4855
グループホーム田園	岩城富田字根本10-22	62-5115
安心サポート矢島	矢島町城内字八森下481-1	27-5711
グループホーム鳥海	鳥海町下笠子字田中61-2	27-8211
グループホーム たんぽぽ西目	西目町沼田字新道下2-6	32-1616
グループホームたいよう	岩谷町字ハケノ下80-2	65-2933
グループホームゆり	前郷字御伊勢下4-21	53-2051
グループホームきざくら	東由利老方字後田70-3	62-4788
グループホーム しんざんの里	石脇字山の神11-714	44-8733
認知症対応型共同生活介護 しょうぶの郷	石脇字尾花沢57-22	23-8880
グループホームいなほ	大浦字八走123-7	74-3636
グループホームタなぎ	岩城内道川字水呑場 28-30	74-4073
虹の街グループホーム本荘	川口字下野173-1	74-7555
ピアホーム福ふく	岩谷町字西野209	62-0805
グループホーム わかばイースト	荒町字真城42-2	74-3386

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護と医療のケアを24時間体制で、必要な時に必要な量のサービスを受けることができます。

事業所名	住所	電話番号
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護「わかば」	石脇字田尻野7-3	74-5474
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 ハルモニア・本荘	瓦谷地28-1 鶴沼ビル1階	74-7805
ほのぼの定期巡回 ステーション	東茨戸95-2	28-0008

施設サービス

要介護の方が利用できます。

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症により日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活上の介護や療養上の世話が受けられます。

原則として、要介護3~5人の人が入所できます。

事業所名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム 萬生苑	水林284	24-3711
特別養護老人ホーム 鳥寿苑	鳥海町伏見字久保77	57-2500
特別養護老人ホーム 東光苑	東由利藏字藏83	69-2251
特別養護老人ホーム 白百合苑	前郷字家岸79-17	53-2100
指定介護老人福祉施設 ふるさと学び舎	土谷字新谷地157	28-1165
指定介護老人福祉施設 花ごよみ	土谷字新谷地160	28-1187
特別養護老人ホーム あじさいの郷	水林459-2	23-5353
特別養護老人ホーム 夢うさぎ	石脇字石ノ花194-230	74-3675
特別養護老人ホーム 広洋苑	岩城内道川字上山134	73-2245
特別養護老人ホーム おおうち	岩谷町字ハケノ下80-2	62-1133
特別養護老人ホーム ふるさと矢島	矢島町城内字八森下481-1	27-5711
特別養護老人ホーム ひまわり	西目町海士剥字御月森1	32-1133
特別養護老人ホーム わかば(地域密着型)	石脇字田尻野8-3	74-3013
特別養護老人ホーム わかばイースト (地域密着型)	荒町字真城42-1	74-6117

広 告

大内さつき会はうるおいある生活と 心やさしい温もりのある人々の暮らしを提供致します



利用者の意思を尊重し、可能な限り満足出来るような暮らしを提供します

〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町ハケノ下80-2 TEL:0184-62-1133 FAX:0184-62-1134

特別別養老人ホームとは…

寝たきり状態など常時介護が必要とする要介護者の「生活の場」として、在宅復帰や看取りといった利用者やご家族の要望をお聞きしながら、施設のケアマネージャーが作成するケアプランに沿った介護サービスを提供する施設です。

ゆっくり安心な気持ちで自由に過ごせる高齢者の住まいを提供します

〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町ハケノ下80-2 TEL:0184-62-1133 FAX:0184-62-1134

ケアハウスとは…

生活支援サポートを受けながら自立した生活を選択するため、身辺自立が出来る高齢者向けの食事付アパートのような施設です。入居者の所得に応じた費用負担のため、比較的低額で利用可能です。

可能な限り、在宅の延長として生活に変化を来たさないよう支援し、ご家族の介護負担の軽減を提供します

〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町ハケノ下80-2 TEL:0184-62-1133 FAX:0184-62-1134

短期入所介護事業所とは…

在宅での生活を継続するために、必要な時に必要な日数だけ入所していただき、必要な介護サービスと「生活の場」を提供する施設です。

温かい家庭的な生活と住みよい暮らしを支援いたします

〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町ハケノ下80-2 TEL:0184-65-2933 FAX:0184-65-2934

グループホームとは…

認知症高齢者の方が、家庭に近い環境で、本人の能力に応じてそれぞれが食事の支度や掃除などの役割を持ちながら、本人なりの自立した生活を可能にすることができます

よう支援する福祉施設です。

安心・安全・信頼をモットーに皆様を支援いたします

〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町ハケノ下80-2 TEL:0184-62-0067 FAX:0184-65-3367

デイサービスセンターとは…

日帰りで施設に通い、食事や入浴など日常生活上の介護や機能訓練等を受けることができるサービスです。施設での利用者と接することで引きこもりや孤立を防ぎ、また介護をする家族にとっても負担を軽減することができます。

ご本人やご家族の意見をお伺いしながら、住み慣れた地域で

快適で安心した生活が送れるよう支援しています

〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町ハケノ下80-2 TEL:0184-62-1133 FAX:0184-62-1134

居宅介護支援事業所とは…

在宅で自立した生活を送るために必要、介護保険制度上のサービスを受けることができるようケアプランの作成・管理を行う事業所です。

社会福祉法人 大内さつき会 〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町ハケノ下80-2 TEL:0184-62-1133 FAX:0184-62-1134

<https://www.ouchi-satsukikai.or.jp/>



●介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人が家庭に復帰できるように、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリ、介護を一体的に受けることができます。

事業所名	住所	電話番号
老人保健施設しょうわ	石脇字田尻33	23-7100
介護老人保健施設 ひまわりの里	浜三川字小山口20	27-1133
老人保健施設 グランドファミリー西目	西目町沼田字新道下2-6	32-1011
老人保健施設あまさぎ園	岩城富田字根本9-3	62-5001

介護サービス利用料

介護サービスは、かかった費用の1割から3割で利用することができます。

在宅サービスは、要介護度に応じて上限額(支給限度額)が決められています。上限額を超えた分は全額利用者の負担となります。

在宅サービスの支給限度額と施設サービスの平均利用額は表のとおりです。

●在宅サービスの支給限度額(月額)

要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

●介護施設サービス利用料

介護保険施設に入所した場合は、表にある施設利用料の1割から3割のほか、食費、居住費、日常生活費の合計が利用者の負担額になります。

	特別養護老人ホームの要介護度別施設利用料 30日あたり1割負担の場合のめやす		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	17,190円	17,190円	19,560円
要介護2	19,230円	19,230円	21,600円
要介護3	21,360円	21,360円	23,790円
要介護4	23,400円	23,400円	25,860円
要介護5	25,410円	25,410円	27,870円

	老人保健施設の要介護度別施設利用料 30日あたり1割負担の場合のめやす		
	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	21,420円	23,640円	23,880円
要介護2	22,770円	25,080円	25,230円
要介護3	24,630円	26,940円	27,090円
要介護4	26,220円	28,470円	28,680円
要介護5	27,750円	30,090円	30,270円

●高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの自己負担額の合計額が、次の表の上限額を超えた分について、申請により支給されます。

利用者負担段階区分	上限額
課税所得690万円以上	世帯合計 140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	世帯合計 93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	世帯合計 44,400円
一般	世帯合計 44,400円
住民税非課税	世帯合計 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の個人	個人 15,000円
●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
生活保護の受給者	個人 15,000円

●高額医療合算介護サービス費

介護保険サービスと医療保険の自己負担額の年間合計額(8月～翌年7月)が限度額を超えて高額になった場合、申請により支給されます。

●居住費・食費の負担軽減

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費(滞在費)・食費について負担限度額を定め、負担の軽減を図っています。

広告

特別養護老人ホームひまわりの里
グループホーム望海の家
アステーションゆうゆう
特別養護老人ホームあじさいの郷
しょうぶの郷
やすらぎとまごころを大切に...
キーワードは「顧客満足」。お客様の笑顔が第一です!
ほんじょうきゅうじゅうじかい

社会福祉法人本荘久寿会
法人本部 ☎0184-74-9010
介護老人保健施設ひまわりの里

社会福祉法人本荘久寿会 施設一覧

介護老人保健施設 ひまわりの里	〒015-0031 由利本荘市浜三川字小山口20番地 ☎0184-27-1133	特別養護老人ホーム ひまわり	〒018-0601 由利本荘市西目町海士剥字御月森1番地 ☎0184-32-1133
特別養護老人ホーム あじさいの郷	〒015-0885 由利本荘市水林459番地2 ☎0184-23-5353	特別養護老人ホーム あじさいの郷	〒015-0852 由利本荘市一番堰142番地1 ☎0184-28-1005
小規模多機能型居宅介護・グループホーム しょうぶの郷	〒015-0011 由利本荘市石脇字尾花沢57番地22 ☎0184-23-8880	アステーション ゆうゆう	〒015-0031 由利本荘市浜三川字小山口20番地 ☎0184-28-4855
グループホーム 望海の家			

介護保険料とその納め方

●65歳以上の方

原則として年金からの特別徴収(天引き)により納めます。

ただし、年金の年額が18万円未満の方や、年度途中に65歳になった方、転入してきた方、収入申告のやり直しをした方などは、納付書や口座振替で納付することになります。

保険料は、次のとおりです。(令和3年度～令和5年度)

なお、保険料は3年ごとに見直しが行われるほか、政令などの改正により変更があります。

段階	対象者	年額	月額
第1段階	生活保護被保護者及び世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者または、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の人	23,400円	1,950円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超える120万円以下の人	39,000円	3,250円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円を超える人	54,600円	4,550円
第4段階	世帯で市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の人	70,200円	5,850円
第5段階	世帯で市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超える人	78,000円	6,500円
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	93,600円	7,800円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	101,400円	8,450円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	117,000円	9,750円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上の人	132,600円	11,050円

●40歳～64歳までの方

- ・国民健康保険に加入している方は、医療保険分と後期高齢者支援金分に介護納付金分を上乗せして、市へ納めていただきます。
- ・国民健康保険以外の健康保険に加入している会社員や公務員などは、それぞれの健康保険料に介護保険分の保険料が上乗せされ、毎月の給与から差し引かれます。半額を事業主が負担するため、加入者は保険料の半額を負担することになります。
- ・保険料は、被保険者の標準報酬月額(給料などを一定の表にあてはめて保険料の計算の基礎とする)に国や健康保険組合ごとに定められた介護保険の保険料率をかけて算出されます。

高齢者福祉の相談は

地域包括支援センターや在宅介護支援センターへご連絡ください。寝たきりや認知症の高齢者に関する総合的な介護の相談に応じます。また、必要に応じて各種サービスが受けられるように、市及び関係行政機関、サービス実施機関などへ申請や連絡調整を行います。

事業所名	住所	電話番号
地域包括支援センター(基幹センター)	瓦谷地1 (鶴舞会館2階)	24-6345
中央 地域包括支援センター	瓦谷地1 (鶴舞会館1階)	24-6324
南部 地域包括支援センター	矢島市矢島町21-2 (矢島総合支所内)	74-4150
北部 地域包括支援センター	岩城富田字根本9-3 (介護老人保健施設あまさぎ園敷地内)	74-6888
在宅介護支援センター しょうわ	石脇字田尻33 (老人保健施設しょうわ内)	22-7857
在宅介護支援センター 白百合苑	前郷字家岸79-17 (特別養護老人ホーム白百合苑内)	53-2100
大内 在宅介護支援センター	岩谷町字日渡100 (社協大内支所内)	65-2808
西目 在宅介護支援センター	西目町沼田字新道下2-6 (老人保健施設グランドファミリー西目内)	32-1012
東由利 在宅介護支援センター	東由利老方字台山39 (社協東由利支所内)	69-2135
鳥海 在宅介護支援センター	鳥海町伏見字赤瀬28-1 (社協鳥海支所内)	57-3288

地域包括支援センター

問 地域包括支援センター ☎24-6345

地域の高齢者の総合的な支援の窓口

高齢者の方が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など、さまざまなサービスを包括的・継続的に提供していく必要があります。そこで、高齢者の生活を総合的に支援していくための拠点として、「地域包括支援センター」を設置しています。ここでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行っています。



地域包括支援センターが行う主な事業

●包括的支援事業

①総合相談・支援

介護保険だけでなく、高齢者の相談を保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が総合的に受け止め、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

②権利擁護

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止、消費者被害の防止に努めています。

③包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の状態変化に対応するため、介護支援専門員の支援や福祉・医療等の関係機関とネットワークを構築し困難事例に対する助言などを行います。

④在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、関係機関等と連携を図りながら、在宅医療・介護連携を図ります。

⑤認知症施策の推進

認知症になってしまっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指していきます。

⑥介護予防と生活支援サービスの充実

高齢になり手助けが必要になってしまっても、地域で暮らし続ける事ができるよう、生活支援・介護予防の体制づくりを進めています。また、元気な高齢者や住民が基盤となり「支え合いのある地域づくり」の取り組みを支援します。

●介護予防支援業務

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、一人ひとりの生きがいや自己実現のための支援をします。また、要介護状態になることを予防し自立した日常生活の支援と活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、関係機関と連携調整し介護サービス計画を作成し支援します。

介護保険以外の高齢者福祉

生きがいと社会参加

●老人クラブ

問 事務局 ☎080-9257-2405(ウッディホールこだま内)

おおむね60歳以上の方が健康で豊かな生活を送るために、自主的に組織した団体です。ボランティア活動、研修会、さまざまな趣味活動を通じた交流活動などを行っています。

●シルバー人材センター

問 (公社)由利本荘市シルバー人材センター

石脇字田尻30-12 ☎24-5111

シルバー人材センターは、仕事を通じて社会参加をしようとする高齢者に対して臨時の、短期的な仕事を提供することを目的とする団体です。会員は60歳以上の方で、企業や家庭、団体から仕事を引き受け、会員の行った仕事に応じて配分金を支払います。会員登録の申し込みや仕事の依頼は、同センターへお問い合わせください。

家族を介護する方のために

問 長寿生きがい課 ☎24-6322または各総合支所市民サービス課

●家族介護手当支給事業

寝たきりや重度の認知症等・所定の状態の方を、6ヵ月以上在宅で介護している家族の方に、介護手当30,000円を支給します。(年2回)

●家族介護用品支給事業

在宅の要介護4以上に相当する65歳以上の方を介護している家族の方に、介護用品(紙おむつなど)を支給します。(市県民税非課税世帯・月5,000円相当)

高齢者の健康を守るために

問 長寿生きがい課 ☎24-6322または各総合支所市民サービス課

●高齢者温泉等利用促進事業

毎年度4月1日時点で70歳以上の方に市内の温泉施設の入浴割引券(年間10枚)を差し上げます。(身体障害者手帳所持の方は65歳以上)

●はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業

毎年度4月1日時点で65歳以上の方を対象に、指定施術所ではりやきゅう、マッサージを受ける場合に使用できる施術費用助成券(年間3枚)を差し上げます。

●老人日常生活用具給付事業

火気の取り扱いが困難なひとり暮らしの65歳以上の方などを対象に、電磁調理器の購入を補助します。

●緊急通報システム事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯で、持病等により緊急時の対応が必要な方を対象に緊急時の連絡体制を確保するため緊急通報装置を貸します。



シルバー会員の入会を
シルバー派遣会員
お待ちしております。

おおむね60才以上の方なら
どなたでも入会できます。



お気軽に
お電話ください。



公益社団法人
由利本荘市シルバー人材センター

〒015-0012 由利本荘市石脇字田尻30-12

- 室内、屋外の清掃
- 除雪、泥上げ
- 家事援助
- 草刈、草取
- 庭木の手入れ、冬廻い
- 襖、障子、網戸の張り替え
- 大工

矢島連絡所 矢島総合支所(産業課内) ☎55-2053

由利連絡所 由利総合支所 ☎53-4221

東由利連絡所 東由利総合支所 ☎69-2420

西目連絡所 西目中央児童館 ☎33-4321

岩城連絡所 岩城総合支所 ☎73-2633

大内連絡所 大内創作いきがいセンター内(郵便局となり) ☎65-3486

鳥海連絡所 鳥海総合支所(産業課内) ☎57-2215

☎(0184) 24-5111
FAX(0184) 24-3080

ホームページもご覧ください
<http://www.webkic.co.jp/yuri-sc/>



お仕事のご依頼は、
お近くの各地域の
連絡所にお問合せ
下さい。

長寿を祝って

問 長寿生きがい課 ☎24-6322または各総合支所市民サービス課

100歳になった方には賀詞と祝金10万円を、88歳になった方には祝金1万円を贈ります。由利本荘市に10年以上居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている方が対象です。

老人ホームなどに入所したい方は

問 長寿生きがい課 ☎24-6322または各総合支所市民サービス課

次のような種類の老人ホームがあります。

●養護老人ホーム

ある程度、身の回りのことはできるが、経済的な理由に加えて、心身の機能が低下し日常生活に支障のある方や環境上の理由で家庭生活が困難な、原則として65歳以上の方が対象です。本人の収入や扶養義務者の税額に応じて利用料金の負担があります。

●ケアハウス

60歳以上で身体機能の低下や高齢などのため、自炊などができるない方で、家族の援助を受けることが困難な方が対象です。申し込みは直接施設へ。

施設種類	施設名	住所	電話番号
養護老人ホーム	寿荘	水林457-4	22-4645
ケアハウス	ふるさと学び舎	土谷字新谷地157	28-1165
	高城	岩城富田字根本9-3	62-5015
	白百合苑	前郷字家岸79-17	53-2100
	みらい	岩谷町字ハケノ下80-2	62-1133
	ひまわり	西目町海士剝字御月森1	32-1135

高齢者を支援する施設

問 長寿生きがい課 ☎24-6322または各総合支所市民サービス課

●生活支援ハウス

対象は、60歳以上のひとり暮らしの方や夫婦のみの世帯、家族の援助を受けることが困難な方で独立して生活することに不安のある方です。安心して健康で明るい生活を送るために、介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供します。

施設名	住所	定員	電話番号
矢島高齢者生活支援ハウス	矢島町城内字八森下486-1	20	56-2910
大内高齢者生活支援ハウス高台苑	岩谷町字ハケノ下58	10	65-2053
東光苑生活支援ハウス	東由利藏字藏83	8	62-4410
鳥寿苑生活支援ハウス	鳥海町伏見字久保77	10	57-2561
悠楽館生活支援ハウス	鳥海町上笹子字堺台105	10	59-2700

●老人福祉センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、健康・生活相談や教養講座などの実施、健康づくり活動、高齢者のボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動などの活動を援助する施設です。

施設名	住所	電話番号
老人福祉センター 寿康苑	矢島町七日町字羽坂173	56-2940



障がいのある方のために

障がい者(児)のための手帳

問 福祉支援課 ☎ 24-6314または各総合支所市民サービス課



●身体障害者手帳

肢体、体幹、目、耳、言語、心臓、じん臓、呼吸器などに障がいのある方が利用する手帳です。申請には、申請書と指定医師による診断書・意見書、本人の写真、保険証が必要です。

●療育手帳

知的障がい者(児)の方が利用する手帳です。申請には、申請書と本人の写真などが必要です。手帳は、児童相談所または秋田県福祉相談センターの判定結果に基づき決定、交付されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が利用する手帳です。申請には、申請書と医師の診断書もしくは障害年金証書(精神障害を理由に年金を受給している場合)、本人の写真が必要です。

障がい福祉サービス

問 福祉支援課 ☎ 24-6314または各総合支所市民サービス課

障がいのある方が必要なサービスを選択し、事業者との契約に基づいてサービスを利用する制度です。利用には申請が必要になりますので、ご相談ください。

●主なサービスの内容

居宅介護、生活介護、施設入所、短期入所、行動援護、グループホーム、自立訓練、就労支援などです。

●サービス利用・手続き

①情報収集・市窓口への相談、②申請・認定調査・相談支援員による聞きとり計画案作成・受給者証の交付、③利用申し込み・事業者との契約、④サービスの利用、⑤利用者負担額(原則1割)の支払い

障がい福祉サービス以外のサービス

問 福祉支援課 ☎ 24-6314または各総合支所市民サービス課

次の援助制度がありますので、市窓口に相談ください。なお、65歳以上の方は、介護保険によるサービスが優先されます。

●育成医療の給付

18歳未満で身体に障がいがある方が、生活の能力を得るために指定医療機関で医療を受ける場合、費用の一部が公費負担されます。

●更生医療の給付

18歳以上で身体に障がいのある方が、障がいの程度を軽減したり機能回復を図るために指定医療機関で医療を受ける場合、費用の一部が公費負担されます。

●精神通院医療の給付

精神に障がいがある方で継続的に通院医療を受ける必要がある方が、指定医療機関で医療を受ける場合、費用の一部が公費負担されます。

●日常生活用具の給付・貸与

在宅の重度身体障がい者(児)、重度知的障がい者(児)の日常生活を容易にするために、特殊寝台、盲人用時計、聴覚障がい者通信装置、透析液加温器、ストマ装具などの給付または貸与、簡易な住宅改修が受けられます。

●補助具の交付・修理

身体障がい者(児)に対して、必要に応じて、盲人用安全杖、補聴器、義手、義足、車いすなどの交付・修理を行います。

●タクシー料金の助成

在宅で、視覚、平衡機能、下肢、体幹、内部障がいなどで障害者手帳1~3級をお持ちの方に対して、小型タクシーの基本料金助成券(月2枚)を交付します。

●人工透析通院交通費の助成

人工透析の治療を継続的に受ける必要がある方に対して、通院費用の一部を助成します。

●移動支援事業

障がい者が、官公署手続き、病院受診、研修・会議、冠婚葬祭などへの移動に困難が生じる場合、移動を支援します。

●訪問入浴サービス

65歳未満の重度障がい者に対して、訪問による入浴サービスを提供します。

●日中一時支援事業

障がい者(児・一部事業所)に日中活動の場を提供します。また、就労などにより保護者が日中家庭にいない特別支援学校児童などを対象に放課後の生活を支援します。

●地域活動支援センター事業

障がい者(児)の社会交流などを促進するため、創作的活動または生産活動の機会を提供します。



社会福祉法人
秋田県社会福祉事業団
秋田県心身障害者コロニー



安心と豊かな生活をまごころで

利用手続きについて

●施設入所や日中活動など、コロニーの利用をご希望の方はサービス調整課へご相談下さい。
お問い合わせ先 [0184-33-4526]

スタッフ募集中!!

初めての方でも丁寧に指導します。
あなたの力を誰かのために活かしてみませんか?

〒018-0602

由利本荘市 西目町出戸字孫七山3番地の2

TEL 0184-33-2255(代表)

FAX 0184-33-2044

<http://www.fukinoto.or.jp/colony>

E-mail colony@fukinoto.or.jp

社会福祉法人
由愛会

特別養護老人ホーム
鳥寿苑
TEL: 0184-57-2500

特別養護老人ホーム
東光苑
TEL: 0184-69-2251

ケアステーション・愛
TEL: 0184-28-0223

ケアセンター悠楽館
TEL: 0184-59-2700

尾崎福祉相談センター
TEL: 0184-74-8073

サポート致します。
生活を幅広く
ご利用者様の
施設宅介護や訪問介護、
ご家族までの
連携を強化します。

社会福祉法人 つるまい福祉会
水林新生園

水林新生園は在宅の主に知的に障害のある方(原則として満18歳以上)が家庭などから通い、日常生活に必要な習慣や社会生活に順応するためのサービスを提供し、より健全な家庭生活と社会生活を営む事ができるよう支援する事を目的とします。

〒015-0885 秋田県由利本荘市水林457-5

TEL 0184 (23) 3575 FAX 0184 (23) 3821

E-mail: ms621@sepia.ocn.ne.jp

<http://m-sinselen.com/>

●声の広報・点字広報

視覚障がい者に、市の広報紙を録音した「声の広報」を月2回、お送りします。お問い合わせは福祉支援課(☎24-6314)まで。

●その他の制度

盲導犬の利用や、手話通訳者・要約筆記者の派遣、自動車運転免許取得・自動車改造費用の助成(以上福祉支援課または各総合支所市民サービス課)、駐車禁止除外制度(由利本荘警察署)、JR・航空・バス運賃およびNHK受信料、郵便・NTT料金などの各種割引制度(以上各社)、県点字図書館の利用(☎018-845-0031、秋田市土崎港南3-2-58)など。

心身障がい者(児)の病気、入院に

問 市民課 ☎24-6244または各総合支所市民サービス課

●医療費の助成

市内に居住している方で、次のいずれかに該当する方は、福祉医療制度の対象となり、保険診療の自己負担分が無料になります。詳しくは43ページをご覧ください。

①身体障害者手帳1~3級を持っている方 ②療育手帳Aを持っている方 ③65歳以上で身体障害者手帳4~6級を持っている方

心身障害者扶養共済

問 由利地域振興局福祉環境部 ☎22-4120

心身障がい者の保護者が生存中に一定の掛け金を拠出することにより、保護者が死亡した場合や重度の障がいの状態になった場合、障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。対象障がい者は、身障1~3級または精神・知的障がい者などで、保護者の加入資格は65歳未満です。

障がい者(児)のための手当

問 福祉支援課 ☎24-6314または各総合支所市民サービス課

●特別児童扶養手当

63ページをご覧ください。

●障害児福祉手当

63ページをご覧ください。

障がい者福祉施設一覧

名称	種別	電話番号	住所
はまなす園	生活介護・施設入所・短期入所・就労継続支援B型	73-3447	岩城内道川字烏森150-297
水林新生園	生活介護・グループホーム	23-3575	水林457-5
秋田県心身障害者コロニー	生活介護・施設入所・短期入所・就労継続支援B型・グループホーム	33-2255	西目町出戸字孫七山3-2
障害者自立支援センター 和(なごみ)	就労継続支援B型・グループホーム・短期入所・地域活動支援センター	23-6777	石脇字田中108
達い(ぼぼろの家、くるみの里含む)	生活介護・短期入所・就労継続支援B型・グループホーム・地域活動支援センター	24-1109	薬師堂字中道268-3
ゆうゆう	就労継続支援B型	33-3005	西目町出戸字浜山232
障がい者支援事業所 あゆみ	就労継続支援B型・地域活動支援センター	62-0511	岩谷町字大宮田283-1
地域活動支援センター 根分け会	地域活動支援センター	23-7589	給人町87-1
就労支援センター ホリデー	就労継続支援A型	22-2883	古雪町3
由利本荘地域生活支援センター(みづばやし事業所含む)	生活介護、就労継続支援B型、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービス	25-7077	二番堰25-1
自立支援センター ほのぼの岩城	就労継続支援B型	74-7666	岩城内道川字築防潟51-4
自立支援センター ほのぼの本荘	就労継続支援B型	24-1155	石脇字田中124-1
障がい者支援事業所集いの家	就労継続支援B型	74-8266	畠谷字東畠谷83-1
就労継続支援B型事業所 ささのこ	就労継続支援B型	74-3341	鳥海町上笛子字下野78-6
職業訓練スクール	就労移行支援	22-5328	給人町7-3
Lead本荘	就労継続支援B型	74-6515	瓦谷地21-2

●特別障害者手当

在宅の重度障がい者(身障者手帳1~2級程度の障がいが重複しているなど)で、常時介護を必要とする状態にある20歳以上の方に支給されます。所得などの制限があります。

障がいのある子どもの教育は

63ページをご覧ください。

障がい者(児)の相談

障がい者(児)のさまざまな相談に応じ、制度の紹介や必要なアドバイスを行います。次項の相談支援事業所および相談窓口、障がい者福祉施設のほか、福祉支援課(☎24-6314)、各総合支所市民サービス課にご相談ください。

障がい者相談支援事業所

名称	電話番号	住所
由利本荘地域生活支援センター 相談支援事業所	74-3614	二番堰25-1
障害者自立支援センター 和(なごみ)	23-6777	石脇字田中108
水林新生園	23-3575	水林457-5
相談支援事業所 ほっと	74-3163	桜小路27-1

その他の相談窓口

名称	内容	電話番号	住所
秋田県福祉相談センター	総合相談	018-831-2301	秋田市中通2-1-51
秋田障害者職業センター	就労について	018-864-3608	秋田市川尻若葉町4-48
秋田県精神保健福祉センター	うつ、飲酒・薬物など	018-831-3946	秋田市中通2-1-51
秋田県総合教育センター	教育・就学相談	018-873-7200	潟上市天王追分西29-76
秋田県立医療療育センター	乳幼児の障がいの除去・軽減	018-826-2401	秋田市南ヶ丘1-1-2



生活にお困りの方に

生活保護制度

問 福祉支援課 ☎24-6316

病気や事故などにより、生活費や医療費などに困った場合で、なおかつ他の援助が受けられない場合に、基準に基づく必要な生活費を支給する制度です。



●貸付内容

貸付資金の種類	使途内容	対象
1 総合支援資金		
(1)生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	低所得世帯
(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	低所得世帯
(3)一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な場合の費用	低所得世帯
2 福祉資金		
(1)福祉費	日常生活、自立生活する上で一時的に必要となる経費	低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯
(2)緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用	低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯
3 教育支援資金		
(1)教育支援費	学校教育法に定める学校に入学するまたは在学している場合の修学に必要な経費	低所得世帯
(2)就学支度費	学校教育法に定める学校に入学する場合の入学時に必要な経費	低所得世帯
4 不動産担保型生活資金		
(1)不動産担保型生活資金	将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者に対し、不動産を担保として、生活費を貸付	高齢者世帯
(2)要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	将来にわたり住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者に対し、不動産を担保として、生活費を貸付	高齢者世帯

健康相談・健康教室

市の健康相談・健康教室

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

下表の施設では、保健師などが健康に関する相談を随時受け付けています。また、町内会や老人クラブなど団体への健康相談にも応じています。

名称	住所	電話番号
健康づくり課 (本荘保健センター)	瓦谷地1	22-1834
矢島市民サービス課	矢島町矢島町21-2	55-4959
岩城保健センター	岩城内道川字水呑場27-1 (ウェーブ岩城内)	73-3612
由利市民サービス課	前郷字御伊勢下4-1	53-2113
大内市民サービス課	岩谷町字日渡100	65-2810
東由利市民サービス課	東由利老方字橋脇112	69-2117
西目市民サービス課	西目町沼田字弁天前40-61	33-4620
鳥海市民サービス課	鳥海町伏見字赤渋28-1	57-3503

●健康教室

運動教室やインターバル速歩講座等、各世代にあわせた健康づくり教室などを開催しています。開催の際は広報等でお知らせします。

生活福祉資金貸付制度

問 社会福祉協議会 ☎23-5519

低所得世帯・障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的とする制度です。



●食生活改善推進員

食生活改善推進員が、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、健康に配慮した望ましい食生活を、地域に広めます。

由利地域振興局

問 由利地域振興局 福祉環境部 ☎22-4122

由利地域振興局では、健康や医療に関する相談窓口を設けています。相談の中には予約制のものもありますので、事前に実施日や時間を確認の上、ご相談ください。

●一般健康相談

成人健康相談、結核健康相談、食生活・栄養相談、感染症(つが虫、インフルエンザ等)相談、HTLV-1に関する相談など

●エイズ、性感染症相談・検査

エイズ相談、エイズ性感染症等検査

●夜間エイズ相談

エイズ、性感染症に関する相談、検査

●C型肝炎相談、検査

●難病相談

指定難病に関する相談

●薬物乱用防止相談

覚せい剤、シンナーなど薬物乱用防止に関する相談

生活習慣病を予防しましょう！

問 健康づくり課 ☎22-1834

●生活習慣病とは

生活習慣病とは、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって、発症したり進行したりする病気の総称です。

生活習慣病には、がん、心疾患、脳卒中の三大疾患をはじめ、糖尿病、高血圧、脂質異常症など動脈硬化を促進したり、日常生活に大きな負担となる病気が含まれます。

●生活習慣病は予防できる

生活習慣病は、長い経過で徐々に進行します。定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・早期治療が可能です。さらに、生活習慣を見直し、改善することにより発症・進行を予防することができます。

●健康的な生活習慣に

健康を保持し生活習慣病を予防するため、次のことに注意しましょう。

- ・一日3回、バランスのとれた食事を心がけましょう。
- ・塩分は控えめに、野菜をたっぷり摂りましょう。
- ・肥満を予防し、適正な体重の維持に努めましょう。
- ・タバコは吸わない、吸い始めないようにしましょう。
- ・酒はほどほどに、飲み過ぎに注意しましょう。
- ・睡眠を十分にとり、ストレスをためないようにしましょう。
- ・体をよく動かし、エレベーター・エスカレーターを使わず歩きましょう。
- ・年に1回は健康診断を受け、医師の指示を守りましょう。



生活支援相談センター

問 生活支援相談センター ☎74-7470

生活の悩みや経済的な困りごとの相談をお受けし、健康や日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、経済状況をよりよく安定させる「経済的自立」を目指し、関係する機関と連携し支援します。

社会福祉協議会

問 社会福祉協議会 ☎23-5519

由利本荘市社会福祉協議会は、由利本荘市全域で各種社会福祉事業や共同募金事業等を実施しています。

本所	由利本荘市堤脇40-1	☎23-5519 FAX23-5529
本荘支所	瓦谷地1 鶴舞会館1階	☎24-2911 FAX24-4470
矢島支所	矢島町城内字八森下486-1 デイサービスセンター福寿荘内	☎56-2910 FAX56-2014
岩城支所	岩城内道川字馬道43-1 岩城デイサービスセンター内	☎73-3300 FAX73-3301
由利支所	前郷字御伊勢下4-1 由利福祉保健センター内	☎53-2757 FAX53-4345
大内支所	岩谷町字日渡100 大内総合支所内	☎65-2808 FAX62-1059
東由利支所	東由利老方字台山39 有鄰館内	☎69-2135 FAX69-2339
西目支所	西目町沼田字新道下2-548	☎33-2342 FAX33-2361
鳥海支所	鳥海町伏見字赤渕28-1 鳥海総合支所内	☎57-3288 FAX57-2100

広 告

ふれあいネットワーク



社会福祉法人 由利本荘市社会福祉協議会

基本理念(地域福祉活動計画スローガン)

みんなが主役 安心のまちづくり

〒015-0866 秋田県由利本荘市堤脇40番1
TEL.0184-23-5519 FAX.0184-23-5529
<http://www.yurihonjo-shakyo.jp/>

基本目標

1.つながる“力”的強化

地域住民や関係機関とのつながりを深め、ふれあいや支え合いの活動が活性化することを目指します。

2.支え合う“力”的強化

住み慣れた地域で安心して生活することのできる地域づくりを目指します。

3.解決する“力”的強化

地域の多様な生活福祉課題の解決に向けて、質の高い支援の提供を目指します。

4.組織の“力”的強化

質の高い支援を提供するために組織や経営基盤の強化を図ります。

赤い羽根共同募金運動 〒015-0866 秋田県由利本荘市堤脇40番1
10月1日→12月31日 社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会内
歳末たすけあい運動 TEL.0184-23-5519 FAX.0184-23-5529
12月1日→12月25日 <http://www.yurihonjo-shakyo.jp/>



じぶんの町を良くするしくみ
由利本荘市共同募金委員会





子育て支援・学校教育

出産・育児

妊娠した方は

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

妊娠がわかったら、健康づくり課や各総合支所市民サービス課で妊娠の届出をして、「母子健康手帳」や「妊婦健康診査受診票」をもらいましょう。母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るために健康診査、予防接種などの記録を残しておくものです。妊婦健康診査受診票は、健康診査を公費で受診するために必要となります。

●妊婦健診

妊娠したら定期的に妊婦健診を受けましょう。

<健診や保健指導を受ける目安>

妊娠23週まで 4週間に1回

妊娠24週から妊娠35週まで 2週間に1回

妊娠36週以降、出産まで 1週間に1回

●マタニティ教室

妊娠2か月から9か月の方を対象に、マタニティ教室を開催しています。内容は、赤ちゃんの入浴のさせ方、ご夫婦で知りたい子育てについてです。開催するときは広報紙等でお知らせします。

●転入したときの手続きは

由利本荘市以外で母子手帳の交付を受けた方は、健康づくり課または各総合支所市民サービス課で妊娠健康診査受診票を市のものと交換してもらいましょう。

●妊娠中毒症等療育支援護費の支給

問 由利本荘保健所 ☎22-4120

妊娠中毒症(妊娠高血圧症候群)や糖尿病などと診断された妊娠婦が必要な医療を受けるために入院した場合、その療育に必要な費用の一部支給が受けられる制度です。

●産前教室

問 子育て世代包括支援センター「ふあみりあ」

妊娠20週以降の方を対象に助産師がお産のメカニズム、からだを整えるセルフケアなどを伝えます。開催は広報等でお知らせします。

赤ちゃんが生まれたら

●出生届

問 市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日から14日以内に市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課や出張所へ出生届を提出してください。予防接種手帳、健診等日程表、乳幼児健診アンケート票などが交付されます。他市町村に出生届を出された方や転入してきた方も、本荘保健センターなど各総合支所市民サービス課に母子手帳を持参していただくと、予防接種手帳や乳幼児健診アンケート票、健診等日程表が交付されます。

●出産育児一時金

問 市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課

市の国民健康保険の加入者は、36ページをご覧ください。他の健康保険でも出産育児一時金が支払われる場合があります。

●産後教室

問 子育て世代包括支援センター「ふあみりあ」

ねんね期(1ヶ月健診以降～生後4ヶ月頃まで)
ころころ期(4ヶ月健診以降～生後6ヶ月頃まで)
を対象に育児や遊び方についてお伝えします。開催は広報等でお知らせします。

●パパの子育て教室

問 子育て世代包括支援センター「ふあみりあ」

パパを対象にした教室です。遊び方、お世話の仕方をお伝えします。赤ちゃんと一緒にご参加ください。開催は広報等でお知らせします。

●産後ケア事業

問 子育て世代包括支援センター「ふあみりあ」

宿泊や訪問で育児のサポートや体調管理を行います。

●家事支援サービス

問 子育て世代包括支援センター「ふあみりあ」

ヘルパーによる家事援助、育児援助の費用の一部を助成します。

乳幼児健康診査

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

お子さんが順調に発育しているかをみるために、小児科医の健康診査や保健師、栄養士、歯科衛生士によるアドバイスを行います。

●4か月児健診 ●7か月児健診(指定医療機関での個別健診)

●10か月健診

いずれも計測、診察、保健・離乳食指導など

●1歳6か月児健診

計測、診察、歯の検査、保健指導など

●2歳児歯科健診

歯の検査、歯みがき指導

●3歳児健診

計測、診察、歯・耳・目・尿の検査、保健指導など

5歳児健康相談

問 健康づくり課

年中児全員を対象に、小学校生活や学習にスムーズに適応し、楽しい学校生活を送るための健康相談を行っています。

●内容

お子さん:集団遊びや個別面接

保護者:子育て学習会、個別相談

乳児家庭全戸訪問

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての様子、お困りごとなどをお伺いします。

広告

社会福祉法人 石脇福祉会

石脇東保育園 小友保育園

石脇西保育園 石脇学童クラブ

石脇北保育園 小友学童クラブ

内越保育園

〒015-0012

由利本荘市石脇字田尻30-12

TEL 0184-28-5535

FAX 0184-28-5537



子どもの予防接種

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

44ページをご覧ください。

中学校卒業まで子どもの医療費無料

問 市民課または各総合支所市民サービス課

● 福祉医療制度

43ページをご覧ください。

児童に関する手当

問 こども未来課または各総合支所市民サービス課

● 児童手当

中学校修了前までの児童を養育している方へ、申請により支給されます。

未熟児養育医療給付申請

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

未熟児養育医療給付申請を市の窓口で受け付けます。申請にあたっては指定医療機関の担当医師による「意見書」等必要書類が必要です。(医療費については家族の所得に応じて自己負担があります)

育成医療

問 福祉支援課または各総合支所市民サービス課

身体に障がいがある手術などを必要とする18歳未満の方に、生活の能力を得るために必要な医療を給付します。世帯の所得税額・住民税額に応じて自己負担があります。

● 対象者

18歳未満で次の障がいのある児童

肢体不自由、視覚障がい、聴覚平衡機能障がい、内部障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい

※内部障がいは、手術の場合のみを対象とし、心臓、じん臓、小腸及び肝臓機能の障がい以外は先天性のものに限ります。

地域子育て支援センター

子育て支援センターは、地域の子育て家庭に対して、育児不安等の相談や育児サークルの育成など、総合的な子育て支援事業を行う施設です。気軽にご利用ください。

名称	実施施設	住所	電話番号
本荘子育て支援センターあおぞら	由利本荘市こどもプラザ	桜小路1-5	22-3489
本荘子育て支援センターあいあい	本荘子育て支援センターあいあい	石脇字田尻30-12	28-5535
矢島子育て支援センター	矢島保育園	矢島町城内字八森下515	27-5656
岩城子育て支援センター	岩城児童センター	岩城内道川字水呑場27-1	73-3612

病後児保育室

子どもが病気の回復期にあり、集団保育等が困難な期間や急用で家庭で看病する人のいない場合に子どもを一時的に預かることで、健康を守りながら保護者の子育てと就労の両立を支援します。

施設名	住所
病後児保育室ちゅうりっぷ(☎23-1313※中央保育園)	大黒町160-1 ショートステイいきいきASOKO内
矢島病後児保育室(☎55-2236)	矢島町元町字新町122 矢島子供館内

育児相談

育児相談は、地域子育て支援センターで受け付けているほか、次の機関でも受け付けていますので、気軽にご利用ください。

相談先	電話番号	相談内容
本荘保健センター	22-1834	妊娠中から中高生までの子育てについて。
秋田県中央児童相談所子ども・家庭110番「電話相談よい子に」	0120-42-4152	専門の相談員や心理職、医師などの専門家が、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じます。
秋田県児童会館「こども相談室」	018-865-1161	しつけや子どもの遊び、生活、児童健全育成活動などについて。
秋田労働局雇用均等室	018-862-6684	育児休業や介護休業、子どもの看護休暇などについて。

不妊にお悩みの方に

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

●一般不妊治療費の助成

●不育症治療費の助成

一般不妊、不育症治療を受ける夫婦に対し、費用の一部を助成します。

問 由利地域振興局福祉環境部 ☎22-4120

健康づくり課または各総合支所市民サービス課

●特定不妊治療費の助成

指定医療機関で特定不妊治療を受ける夫婦に対し、費用の一部を助成します。

●不妊とこころの相談センター

不妊に関することで、迷ったり、悩んだり、心が痛んでしまったとき、一人で悩まず、相談してみませんか。専門の医師や助産師が個室でゆっくりご相談に応じます。安心してご利用ください。

秋田大学医学部附属病院(1階産科婦人科外来内)

面接相談(予約番号) ☎018-884-6666

電話相談 ☎018-884-6234

里親制度

問 由利地域振興局福祉環境部 ☎22-4120

里親制度とは、家庭に恵まれない子どもに暖かい家庭を提供し、健全な育成を図ることを目的とする制度です。里親は養子縁組と違い、法的な親子関係は結びません。里親を希望される方は、由利地域振興局福祉環境部へ里親の申込みをし、生活環境や動機などを調査・審査の上、認定されると登録されます。その後、児童相談所で里親里子の状況を総合判断して適当となれば、里親となります。

子育て世代包括支援センター「ふあみりあ」

問 瓦谷地1(本荘保健センター内)

☎22-1834 ☎080-2845-6720(直通)

妊娠期から子育て期にわたる不安・悩み・疑問等に対し、保健師・助産師が対応します。

保育園、認定こども園に入るとき

保育園

問 こども未来課または各総合支所市民サービス課

仕事や病気などで保育ができないときは、子どもを保育所に預けることができます。

●一時預かり保育

疾病や出産などで家庭内での保育ができない場合、市内の保育園で一時的に子どもをお預かりします。お問い合わせや申し込みは各保育園へ。

●広域入所

住居の位置または通勤の都合のため、市外の保育園を利用したい方は、受け入れ可能であれば入所することができます。

●認定こども園

運営形態	施設名	郵便番号	住所	TEL	FAX
民営	認定こども園 若草幼稚園・保育園(幼保連携型)	015-0843	東莞天52	22-0852	22-0830
	本荘カトリックこども園(幼保連携型)	015-0874	給人町100	22-2068	22-2067
	本荘幼稚園(幼稚園型)	015-0076	東町56	22-3116	22-3226
	清徳幼稚園 清徳保育園(幼保連携型)	015-0074	桜小路43	24-2501	22-2375
	西目こども園(幼保連携型)	018-0604	西目町沼田字新屋下37-1	33-2038	33-3393

●保育所

運営形態	施設名	郵便番号	住所	TEL	FAX
民営 (認可)	亀田保育園	018-1217	岩城亀田亀田町字田町35-2	72-2353	72-2353
	ゆり保育園	015-0341	前郷字家岸上堤76	53-4191	53-2467
	岩谷保育園	018-0711	岩谷町字日渡59-1	65-2008	65-2008
	下川大内保育園	018-0855	松本字上川原14-2	66-2111	66-2111
	上川大内保育園(R5.3.31閉園予定)	018-0903	小栗山字横道11	67-2149	67-2149
	鳥海保育園	015-0501	鳥海町伏見字久保16-3	57-2010	57-2010
	本荘保育園	015-0808	大門13	22-0662	22-4222
	風の子保育園	015-0861	御門74	22-8885	22-8925
	ひかり保育園	015-0835	八幡下24-1	22-0560	22-0597
	石脇東保育園	015-0011	石脇字上ノ山99	22-4183	22-4397
	石脇西保育園	015-0012	石脇字田尻30-12	22-2149	24-3611
	石脇北保育園	015-0011	石脇字竜巻14	24-3622	24-3686
	小友保育園	015-0063	館前字後田49-1	22-3532	22-3605

認定こども園

市内には、私立の認定こども園が5園あります。入園についての申し込みやお問い合わせは、各認定こども園にご連絡下さい。

【幼保連携型】

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす施設です。

【幼稚園型】

認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設です。



広 告

学校法人 錦舞学園 幼保連携型 認定こども園
若草幼稚園・保育園
わかくさようぢえん ほいくえん

一人一人が主人公

人としての根っこを育て
現在と未来をつなぐ保育・
教育のとも生きる力を育てます

・幼稚園に預かり保育あります
・保育園 生後4ヶ月から入園できます
・全室冷暖房です

〒015-0843 由利本荘市東莞天52
TEL 0184(22)0852

明るく、やさしく、元気な子どもに。
かけがえのない一人ひとりのいのちを育てる

幼保連携型認定こども園
本荘カトリックこども園

令和5年3月完成に向け新園舎建設中！
由利本荘市給人町100
TEL.0184-22-2068
<http://www.honjo-catholickodomoen.jp/>

子どもの無限の可能性を引き出し、
体の力・学ぶ力・心の力を育成します

卒園までに、子どもたちの“心”的成長を
目に見えるカタチで皆様にお届けすること
が、私たちの使命であり喜びです。

- 運動や体を動かすことが大好きになる保育をしています。
- 給食／幼稚園は週5回、保育園は週6回です。
- 幼稚園に預り保育あります。
- 保育園は生後2ヶ月から入園できます。見学歓迎

満席の子どもたちはどんどん成長しています！
あなたの子供もきっと成長します！

幼保連携型 認定こども園

清徳幼稚園
清徳保育園

〒015-0074 由利本荘市桜小路43
TEL 24-2501(幼稚園) 22-2375(保育園)
ホームページアドレス <http://seitokuyuh.jp> 運営幼稚園 株式会社

運営形態	施設名	郵便番号	住所	TEL	FAX
民営 (認可)	内越保育園	015-0051	川口字愛宕山137-2	22-3165	22-3297
	中央保育園	015-0041	薬師堂字谷地127-3	23-1313	22-3781
	子吉保育園	015-0047	藤崎字藤代124-2	22-0045	24-1133
	石沢保育園	015-0087	館字六角168-2	29-2104	29-2105
	矢島保育園	015-0411	矢島町城内字八森下515	27-5656	27-5657
	永慶保育園(R5.3.31閉園予定)	015-0202	東由利藏字藏127-2	69-3101	69-3104
	みどり保育園	015-0221	東由利館合字向田76-1	69-2131	69-2161
	道川保育園	018-1301	岩城内道川字鳥森51-1	73-2202	73-3450

小・中学校に入るとき

小・中学校への入学

■ 学校教育課または各教育学習課

お子さんが小・中学校に入学する前に教育委員会から、保護者へ入学する学校を指定した「入学期日および就学する学校指定通知書」を送付します。また、小学校の入学者については、前年の秋ごろから、「就学時健康診断通知書」をお送りします。病気など就学が難しい児童の保護者は、早めにご相談ください。

転校の手続き

■ 学校教育課または各教育学習課

転出・市内転居により通学区域が変わるのは、転校することになります。

●市内で学校区外に住所が変わるととき

市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課で「転居届」をすると、教育委員会から「入学通知書」が交付されます。これを転居前の学校から渡された「在学証明書」と「教科書給与証明」と一緒に新しい学校に提出し、転校手続きを行ってください。

●他の市区町村に住所が変わるととき

市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課で「転出届」をしてください。在学中の学校で転校手続きをすると、「在学証明書」と「教科書給与証明」が交付されますので、これらを他の市区町村に転入したときに指定される新しい学校に提出し、転校手続きをしてください。

何らかの事情で、通学区域外への通学を希望する場合は、学校教育課または各教育学習課へご相談ください。

広 告

2021年4月より新園舎で1歳児からの受け入れをしてあります。

教育目標 伸びやかに遊ぶこと、仲間と一緒に遊ぶこと、自分で考えて行動すること、よく覗くこと、よく見るところ、よく考えるところです。

- あたたかな雰囲気の中で、いっくらんと育んでいます。
- 1.2歳児も幼稚園で遊び、どんどん大きくなります。
- おもちゃは自然に生まれて、どんどん大きくなります。
- いつでも見守ります!!
- 運動バスもあります。

学校法人 秋田キリスト教学園 効率的保育認定こども園

本荘幼稚園

T015-0076 秋田県由利本荘市興田156 TEL 0184-22-3116 FAX 0184-22-3226 ホームページアドレス <http://www.honjo-kids.com/>

広 告

「放課後等デイサービス」とは、生活や学習の支援を必要とする子どもたちのよさを活かしながら、生活や学習のサポート、療育をする施設です。

「はなえみ学舎」は、遊びや勉強、音楽、運動、美術、農業、ソーシャルスキルトレーニング、友達や地域とのふれあいなどからそのお子さんの興味のあるものを通して、一人一人の可能性を引き出すことを目指します。

放課後等デイサービス

はなえみ学舎

ご利用対象 小学生 中学生 高校生

はなえみ学舎
由利本荘市八幡下189 生駒ビル2階

はなえみ学舎 さくらキャンパス
由利本荘市八幡下158-1
お気軽にお問い合わせください。
電話：090-1064-0684
ホームページQRコード→



放課後の児童のために

問 こども未来課または各総合支所市民サービス課

保護者が日中家庭にいない小学生(主に低学年)を対象に、遊びと生活の場を与え、児童の健全育成の向上を図るために、放課後児童クラブが設けられています。

●放課後児童クラブ

クラブ名称	実施場所の名称
石脇学童クラブⅠ どんぐり	石脇コミュニティー児童館内
石脇学童クラブⅡ まつぼっくり	石脇コミュニティー児童館内
つるまい学童クラブ	鶴舞小学校内
尾崎児童クラブA・B	由利本荘市こどもプラザ内
子吉放課後児童クラブ	子吉学童保育施設
小友学童クラブ	小友保育園内
石沢児童クラブ	石沢保育園内
矢島学童クラブ	矢島子供館内
亀田学童クラブ	亀田体育館内
道川学童クラブ	道川保育園内
ゆり児童クラブ	B&G由利海洋センター内
岩谷学童クラブ	岩谷児童館内
大内学童クラブ	大内学童保育施設内
みどり学童クラブ	みどり保育園内
永慶学童クラブ	永慶保育園内
西目学童クラブ	西目中央児童館内
鳥海学童クラブ	鳥海中学校内

児童館・児童センター

市内にある児童館や児童センターは、子どもたちがいつでも無料で利用できる地域の遊び場です。職員が遊びの指導を通して、子どもたちの健全育成を図っています。

●児童館・児童センター

名称	住所・電話番号	利用時間(平日)	休館日
由利本荘市 こどもプラザ	桜小路1-5 ☎22-3489	9:00~17:00	祝日 年末年始
岩城児童 センター	岩城内道川 字水谷場27-1 ☎73-3612	9:00~17:00	日曜・祝日 年末年始
岩谷児童館	岩谷町 宇田ノ尻106-1 ☎65-2891	夏期8:30~17:30 冬期8:30~16:30	日曜・祝日 年末年始
西目 中央児童館	西目町沼田 新道下2-532 ☎33-2369	10:00~17:30	日曜・祝日 年末年始

子どもの教育の相談は

子どもの教育や学校生活、家庭生活などでお悩みの方のために、次の各相談機関で相談に応じます。

区分	相談先	内容
教育相談	秋田県総合教育センターすこやか電話 (☎0120-377-804)	学習、発達、進路、交友、不登校、いじめなど、子どもと教育に関するご相談
少年相談	秋田県警察総合相談室(やまびこ電話) ☎018-824-1212	非行、いじめ、交友、子どもの問題行動や困りごとなど
人権相談	秋田地方法務局本荘支局 人権相談所 ☎22-1200	子どもの人権、いじめ、体罰など
	「女性の人権ホットライン」 ☎0570-070-810	女性の人権擁護委員による相談対応
不登校のための相談電話	市適応指導教室「本荘ふれあい教室」 ☎22-7750	不登校など、教育に関するご相談

補助金・援助制度

問 学校教育課または各教育学習課

保護者の負担を軽くするため、さまざまな補助金や援助制度があります。

●小・中学校就学援助制度

小・中学校に在学している子どもを持つ保護者を対象に、経済的な理由で就学することが困難なとき、学用品費や学校給食費などの一部を援助します。学校や学校教育課または各教育学習課へご相談ください。

●遠距離通学助成制度(小・中学校)

通学に必要な経費の一部を助成します。詳細は、学校や学校教育課または各教育学習課へご相談ください。

●その他の援助制度(小・中学校)

地理的な事情により、通学が困難な地域では、スクールバスの運行を実施しています。

奨学金制度

問 学校教育課または各教育学習課

市では、青少年に教育の機会を均等に与えるため、次のような奨学金制度があります。

●市奨学資金貸与制度

対象 高校生～大学生

月額 高校生等20,000円以内、大学生等50,000円以内

●その他の奨学金制度は各団体へ

・独立行政法人 日本学生支援機構

ホームページ:<http://www.jasso.go.jp/>

・公益財団法人秋田県育英会 ☎018-860-3552

●由利本荘市奨学金返還助成事業

就学時に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を助成する制度です。

詳しくは15ページをご覧ください。

中学校・高校を卒業していない方に

問 県教育庁高校教育課 ☎018-860-5161

●中学校卒業程度認定試験

病気などのために義務教育を猶予または免除された方に対して国が行う試験です。

●高等学校卒業程度認定試験

高等学校を卒業していない方が、大学へ入学するための資格を得るために国が行う試験です。

●定期制高等学校・通信制高等学校

詳細は、県教育庁高校教育課へご相談ください。

学校関係施設

区分	名称	住所	電話番号
大学	秋田県立大学 本荘キャンパス	土谷字海老ノ口84-4	27-2000
高等学校	本荘高等学校 (全日制)	陣場岱6	22-0832
	本荘高等学校 (定時制)	陣場岱6	22-4236
	由利高等学校	川口字愛宕山1-1	22-3219
	由利工業高等学校	石脇字田尻30	22-5520
	矢島高等学校	矢島町七日町字助の渕1-5	55-3031
	西目高等学校	西目町沼田字新道下2-142	33-2203
中学校	本荘北中学校	石脇字山ノ神11-304	22-0321
	本荘南中学校	水林466	22-7153
	本荘東中学校	薬師堂字境橋77	27-2311
	矢島中学校	矢島町七日町字助の渕1-4	56-2062
	岩城中学校	岩城二古字向村20-1	73-2212
	由利中学校	前郷字根堀台39	53-2526
	大内中学校	中館字堤台6	65-2105
	東由利中学校	東由利老方字台山85	69-2410
	西目中学校	西目町出戸字浜山6-107	33-2304
	鳥海中学校	鳥海町上川内字西野108	57-2309

区分	名称	住所	電話番号
小学校	新山小学校	石脇字山ノ神11	22-1420
	鶴舞小学校	水林	22-1422
	尾崎小学校	桜小路1	24-1236
	子吉小学校	薬師堂字堂ノ下93-2	24-2990
	小友小学校	館前字後田20	22-4017
	矢島小学校	矢島町城内字八森6	56-2069
	岩城小学校	岩城赤平字新鶴巻4	62-5030
	由利小学校	前郷字金神110	32-8171
	岩谷小学校	岩谷町字十二柳2	65-2220
	大内小学校	松本字小及位野78	66-2010
西目小学校	西目町沼田字新屋下37-1	33-2305	
	東由利小学校	東由利法内字宮ノ前243	69-2500
	鳥海小学校	鳥海町上川内字西野14-1	27-6311

母子・父子家庭のために

医療費の助成

問 市民課または各総合支所市民サービス課

市内に居住している方で、母子・父子家庭や父または母が障がいを持つ家庭の児童(18歳に達した最初の3月31日まで)は、福祉医療制度の対象となり、保険診療の自己負担分が無料になります。詳しくは43ページをご覧ください。

児童扶養手当

問 こども未来課または各総合支所市民サービス課

父母の離婚などにより父または母と生計をともにしている児童の父または母、または、父または母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当(申請制)です。父または母が重度の障がい者(児童扶養手当法の定める程度の障がい)の場合も該当する場合があります。

●手当額…(令和4年4月1日現在)

児童1人目の場合

月額(43,070円~10,160円)(所得に応じた額)

児童2人目の場合

月額(10,170円~5,090円加算)(所得に応じた額)

児童3人目以降

1人につき月額(6,100円~3,050円加算)(所得に応じた額)

※受給者または同居している扶養義務者の所得が一定額以上ある場合、受給者または児童に係る公的年金を児童扶養手当額以上受けられる場合、児童が施設に入所している場合などは支給されません。

母子・父子寡婦福祉資金の貸付

問 こども未来課

ひとり親家庭や寡婦の方に、事業開始、住宅補修等、就職、修学などに必要な資金をお貸しします。

秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

問 秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館5階

☎ 018-896-1531

ひとり親家庭の母、父等を対象に、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報提供などの一貫した就職支援や養育費の相談などの生活支援を行い、ひとり親家庭の就業自立支援を図っています、気軽にご相談ください。

家庭の悩みごとは

●母子・父子自立支援員

問 こども未来課 ☎ 24-6319

ひとり親家庭や寡婦が抱えている生活問題、経済上の問題、児童の就学・就職の問題など各種の相談に母子・父子自立支援員が応じます。

●家庭相談員

問 こども未来課(家庭児童相談室) ☎ 24-6319

おさんの抱えているさまざまな問題の相談に応じます。※また育児については58ページに、子どもの教育については61ページに、相談機関を記載していますので、そちらもご利用ください。

障がいのある子どものために

障がいのある子どもの教育は

■ 学校教育課 ☎32-1310またはこども未来課 ☎24-6292

心身に障がいのある子どもたちをのびのびと育てるために、次のような学校や学級があります。まずは、教育委員会へご相談ください。

就学・教育相談など

お子さんことで気になることや困っていることはありませんか？発育や発達の様子が気になる幼児児童生徒の教育や就学についての相談を受け付けたり、情報提供を行ったりしています。お気軽にご相談ください。

機関名	連絡先	機関名	連絡先
教育委員会学校教育課	0184-32-1310	秋田県総合教育センター 特別支援教育班	018-873-7215
特別支援教育地域センター(鶴舞小学校内)	0184-22-3558	あきた総合支援エリア(総合相談窓口)	018-826-8031
// 相談ルーム(岩谷小学校内)	0184-65-2220	発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」	018-826-8030
中央教育事務所由利出張所(特別支援担当)	0184-22-3673		

特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室の紹介

所在地	校名	対応する主障がい	連絡先
秋田市	県立視覚支援学校	視覚障がいおよび重複障がい	018-889-8571
	県立聴覚支援学校	聴覚障がいおよび重複障がい	018-889-8572
	県立きらり支援学校	肢体不自由、病弱	018-889-8573
	秋田大学附属教育文化学部附属特別支援学校	知的障がいおよび発達障がい	018-862-8583
	県立栗田支援学校	知的障がいおよび重複障がい	018-828-1162
潟上市	県立支援学校天王みどり学園	知的障がいおよび重複障がい	018-870-4611
由利本荘市	県立ゆり支援学校	知的障がいおよび重複障がい	0184-27-2630
	県立ゆり支援学校道川分教室	病弱および重症心身障がい	0184-62-6136
	鶴舞小学校通級指導教室	学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症、情緒障がい	0184-22-3558
	矢島小学校通級指導教室	学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症、情緒障がい	0184-56-2069
	本荘北中学校通級指導教室	学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症、情緒障がい	0184-24-2620
	小・中学校特別支援学級	知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、弱視、病弱	各小・中学校

● 幼児通級指導教室「さくら教室」

● 対象児…就学前に不安を抱えている5、6歳児

(例) 落ち着きがなく、集中して活動にとりくむことが苦手、ことばでのコミュニケーションが苦手など

● 場所……岩谷小学校内、鶴舞小学校内

● 申込先…教育委員会 学校教育課(☎0184-32-1316)

● 就学前児童発達支援事業「虹っこひろば」

● 対象児…養育上気になる姿(感情コントロールが苦手、コミュニケーションをとるのが苦手など)が見られる3~5歳児

小集団での活動や基本的な生活体験・遊び等を通して、児童の適応性の伸長を図ります。また、保護者に対しては家庭における養育上のアドバイス等を行う他、保護者同士の交流の場を設け、自立助長と福祉の向上を図ります。

● 場所……鶴舞会館講堂など

● 申込先…こども未来課(☎0184-24-6292)

障がい児のための補助制度など

● 特別児童扶養手当

■ 福祉支援課または各総合支所市民サービス課

20歳未満で心身に中程度以上の障がいを持つお子さんを扶養している父母または養育者に、重度障がい児で月額52,400円、中度障がい児で月額34,900円が支給されます。所得などの制限があります。

● 障害児福祉手当

■ 福祉支援課または各総合支所市民サービス課

20歳未満の在宅重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に手当を支給します。所得などの制限があります。

● 特別支援教育就学奨励制度

■ 学校教育課または各教育学習課

小・中学校の特別支援学級に在学している子どもを持つ保護者を対象に、学用品費、給食費、通学費などの一部を世帯の所得に応じて補助します。申し込みは学校や学校教育課または各教育学習課へご相談ください。





ごみ・リサイクル

問 生活環境課または各総合支所市民サービス課

市では、ごみの減量と資源の節約、地球環境の保全のため、紙類・缶類・ビン類、ペットボトル類のリサイクルできる資源ごみの分別収集を行い、ごみの少ないまちづくりを推進していきます。ごみ出しのルールを守ったごみの分別と適正な排出にご協力ください。

家庭でごみを出すときは

「ごみ出し4原則」を守り、決められた集積所にごみを出してください。

1. 収集日 指定された収集日に指定されたごみを出す。
 2. 時 間 収集日当日の6:00～8:00までの間に出す。
 3. 分 別 「指定ごみ袋」と入れるごみは一致するように出す。
 4. 記 名 「指定ごみ袋」、「粗大ごみステッカー」には町内名（またはアパート名）・氏名を記入する。
- ※詳細は、「ごみの正しい出し方・分け方」パンフレットをご確認ください。

●ごみ処理施設

施設名	対象	住所・電話番号
本荘清掃センター	燃えるごみ、布団などの燃える粗大ごみ、指定ごみ袋に入る大きさの燃えないごみ・缶類	二十六木字下鎌田野33-1 ☎22-4885
矢島鳥海サテライトセンター	上記のほか、びん類、紙類、ペットボトル	鳥海町下川内字上原13-2 ☎57-2180
各最終処分場	燃えない粗大ごみなど	生活環境課、各総合支所市民サービス課にお問い合わせを

事業系のごみを出すときは

事業者がごみを出す場合は、直接ごみ処理施設（上表参照）に搬入してください。重量に応じて料金がかかります。直接搬入できない場合は、一般廃棄物処理業許可業者に依頼してください。産業廃棄物に該当するものは、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

ごみの収集日は

ごみの収集日は、地区ごとに指定日や曜日が決められています。収集日は世帯に配付されるごみカレンダー、ホームページなどでご確認ください。

一時的に多量なごみがあるときは

指定収集日以外にごみを排出したい場合や、引っ越しや草などの刈り込みなどで一時的に多量のごみが出た場合は、分別のうえ、自分で各処理施設に搬入するか、一般廃棄物処理業許可業者に依頼してください。

浄化槽管理・清掃・し尿くみ取り

浄化槽は定期点検が義務付けられています。点検は浄化槽管理業登録業者に依頼してください。また、浄化槽清掃・し尿くみ取りは、市の許可業者でなければ行えません。

●事業所に設置されている「グリーストラップ」

グリーストラップの汚泥は産業廃棄物です。産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください。

不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄を防止するため、市職員および環境監視員によるパトロール、常習場所への防止看板や監視カメラの設置などの防止対策を実施します。また、警察と協力して不法投棄者を摘発します。

●不法投棄を見かけたら

不法投棄を見かけたらまず警察（110番）にご連絡ください。直接不法投棄者に関わりますと危険を伴うことがありますのでご注意ください。車のナンバーなどが分かると犯人の特定に役立ちます。

広 告

**净化槽維持管理
净化槽清掃・し尿汲取**

(有)大洋環境開発工業

**☎22-2332
☎0120-83-2231**

由利本荘市薬師堂字中道236番地3

~美しい住まいと環境を守る~

**有限公司
オリエ商会**

- ・し尿汲み取り
- ・浄化槽維持管理及び清掃
- ・産業廃棄物収集運搬
- ・事業系ごみ収集運搬
- ・リサイクル紙類収集運搬(粗大ごみ含む)

由利本荘市本田仲町106

**☎(0184)24-4654
(フリーダイヤル)0120-21-6338**

秋田県浄化槽保守点検業者 登録番号 秋田県知事 第7号

**○净化槽清掃・維持管理
○し尿汲取**

有限公司 環境保全興業

取締役 柳 晃

事務所 秋田県由利本荘市矢島町城内字八森3

**電話 0184-56-2377
FAX 0184-56-2474**

ごみの分別表

種類	出し方
燃えるごみ／生ごみ／貝類／紙おむつ／紙くず／布類／トレイ・パック類／ビニール／ゴム／革靴類／庭木類／発泡スチロール／シャンプーや洗剤、ボリ製容器などの容器類(プラスチック製ペットボトルを除く)	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ袋を使用する。 生ごみ類は水分をよく切る。 トレイは水洗いし、回収しているスーパーなどを利用する。 食用油は布・紙にしみこませるか薬品で固める。市役所、各総合支所、スーパー等の回収ボックスへは、ペットボトル等に入れて出す。 金属類は取り除く。 庭木類、発泡スチロール類は細かく裁断する。
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみ袋に入れて出す。 キャップおよびラベルをはずし、中身を全部出し、軽くすすぐ。 軽く、つぶして出す。 <p>※取り除いたキャップ、ラベルは可燃ごみへ</p>
ペットボトル(マークが付いている飲料、酒、しょうゆ用のペットボトルのみ)	
缶類	<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみ袋またはリサイクルボックス(使用地域)を使用する。 缶の中身や異物(吸殻、ストロー等)は全部出し、軽く水洗いする。
ビン類(透明、茶色、その他)	<ul style="list-style-type: none"> 3色(透明、茶色、その他)に分けて、それぞれを資源ごみ袋に入れる。 キャップ・ラベルを外し、中身を全部出し、軽くすすぐ。 <p>※取りにくい中栓、ラベルはそのままお出しください。</p>
紙ごみ類新聞(チラシも含む)／雑誌／段ボール／紙パック／雑がみ	<ul style="list-style-type: none"> 種類ごとに分けて、紙ひも(小売店やスーパーで販売)で束ねて出す。 段ボールは、一定の大きさにそろえて出す。 紙パックはすりついで乾かし、切り開いて重ねて出す。 <p>※紙パックはスーパーなどでも回収しています。</p>
燃えないごみ／金物／瀬戸物類／スプレー／卓上ガスボンベ等容器／ガラス／化粧品の瓶／コップ／グラス／小型電化製品	<ul style="list-style-type: none"> 不燃ごみ袋を使用する。 ガラスや刃物は紙に包んで出す。 スプレー容器は使い切って穴をあけて出す。(火災防止のため) <p>※指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみになります。</p>
粗大ごみ(指定ごみ袋に入らないもの) (次頁の市では収集しないごみを除く)	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ収集専用ステッカーを購入し、収集日に貼付して排出してください。 ごみ処理施設に直接搬入する場合は、ステッカーは不要です。
電池類・水銀含有廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 指定日に収集します。 指定日は広報紙等でお知らせします。

くらし

広告



净化槽維持管理・
汲取りのご用命は

株式会社
由利清掃サービス社

由利本荘市西目町西目字中沢373
TEL 0184-33-3580
FAX 0184-33-2365

産業・一般廃棄物処理場(リサイクル)

廃プラスチック・廃発泡スチロール・
繊維くず・古紙等
解体木くず・豊等・枝・伐根

有限会社本荘クリーンセンター

[第一処理場]
由利本荘市内黒瀬字小深沢108-57
TEL (0184) 22-0214
FAX (0184) 23-5972

[第二ファクトリー] [第三ファクトリー]
由利本荘市万願寺1-26
TEL (0184) 27-2855
FAX (0184) 27-2856

Re Earth(大気・水・土壤)
産業・一般・特管廃棄物の
リサイクル&適正処理
特殊肥料「活」販売

SAISEI

株式会社 **さいせい**

秋田県由利本荘市内黒瀬字沖村260
TEL 0184-24-4688(代)
FAX 0184-24-2633

市では収集しないごみ

ごみの種類	ごみの出し方
家電リサイクル品目(テレビ、冷蔵庫、電気冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機)	・買い替え時に、小売店で引き取ってもらってください。 ・小売店で引き取らない製品は、家電リサイクル券センターのホームページ等でリサイクル料金をご確認いただき、郵便局で家電リサイクル券をご購入のうえ、指定引取所に搬入してください。
家庭用パソコン	お手持ちのパソコンのメーカーか「一般社団法人パソコン3R推進センター(☎ 03-5282-7685)」へご連絡ください。
車、タイヤ、車のホイール、プロパンボンベ、消火器、農機具、農薬容器、がれき類、産業廃棄物等	各取扱店や専門業者などに依頼してください。

水道・ガス・下水道

水 道…企業局(本荘・由利・西目)、鳥海・矢島上下水道事務所、岩城上下水道事務所、大内上下水道事務所、東由利上下水道事務所
都市ガス…企業局
下 水 道…企業局(本荘・由利・西目)、鳥海・矢島上下水道事務所、岩城上下水道事務所、大内上下水道事務所、東由利上下水道事務所

使用開始・中止の届け出

水道、都市ガスの使用開始や使用中止の届出は電話またはインターネットから申し込みできます。お引っ越しが決まりましたら、お早めに届出ください。

都市ガスの使用をはじめると、またはガス・水道メーターが建物内にある場合の使用開始や使用中止の場合はお客様の立ち会いが必要となります。

●水道・下水道の届け出先

企業局(本荘・由利・西目)、鳥海・矢島上下水道事務所、岩城上下水道事務所、大内上下水道事務所、東由利上下水道事務所

●ガスの届け出先

企業局(フリーダイヤル0120-20-3504)

料金の支払いは

●水道料金・都市ガス料金

水道料金と都市ガス料金は毎月検針し、翌月に請求をいたします。口座振替または金融機関・コンビニエンスストアなどで直接お支払いできます。

●下水道料金

毎月1回、水道の使用水量に基づいて算定されます。
支払いは水道料金と一緒に納めていただきます。

水道・ガス・下水道の工事は

家屋の新築や増改築、撤去のために水道工事や下水道工事が必要なときは、市が指定した給水装置工事事業者または下水道排水設備指定工事店へお申し込みください。

また、都市ガス工事はガス供給施設工事指定業者にお問い合わせください。

注意したいこと

●水道

冬期間の凍結にご注意ください。

漏水のときは、指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

●ガス

「都市ガス13AJ」と表示されたガス器具をご使用ください。
ガス臭いと気づいたときは、ガスの元栓を閉めて、窓や戸を大きく開けて換気して連絡ください。

●下水道

油や危険物を直接流したり、水に溶けにくい物は詰まりの原因となります。また飲食店のグリーストラップは定期的な清掃を行ってください。

広 告

安心の**365日対応** 一般・産業廃棄物処理業許可業者

家庭・粗大ゴミ回収
事業系ゴミ回収
産業廃棄物回収

0184(23)4444 ISO9001

由利本荘市石脇字山ノ神11番地1017 株式会社昭和興業

土地・住宅・道路・河川

家を建てたり、増改築するときは

問 建築住宅課 ☎24-6334または各総合支所産業建設課

良好な市街地環境の確保を目的に、家を新しく建てたり、増改築したりするときは、さまざま決まりや制限があります。設計や施工する方に相談しながら次のことに注意しましょう。

1. 場所によって制限が異なります

由利本荘市では本荘地域と矢島地域の一部に都市計画区域が設定されており、区域内では建築物の用途や容積率、建ぺい率などが制限されています。区域の範囲や制限の内容については都市計画課（☎24-6332）へお問い合わせください。

2. 道路に2m以上接すること

都市計画区域内に建物を建てる敷地は、幅4m以上の道路に2m以上接していないければなりません。4m未満の道路の場合は、中心から2m後退した部分までが道路とみなされ、この部分に建物（塀や垣根も）を建てることができません。

3. 必要な手続きや届出は

建築物を新築・増改築する方は、工事の前に建築確認申請書を建築住宅課または各総合支所産業建設課に提出し、由利地域振興局の審査を受けなければなりません。建築確認のない場合は「違法建築」となり、除却命令が出されることがあります。建築確認を受けたら、工事現場に確認済みの表示板を掲げてください。

●建築確認申請

- ・新築の場合…必ず申請が必要です。
- ・増改築の場合…床面積が10m²を超える場合（防火・準防火地域は面積に関係なく）、申請が必要です。

4. 完成後は

工事完了後、全ての建物について4日以内に由利地域振興局に完了届を出してください。提出後の検査で、建築基準法に適合することが確認されると検査済証が交付されます。

広告

秋田県知事許可(一般-4)第50009号
産業廃棄物収集運搬業許可 第00505084925号

土木一式 とび土工 ほ装
石 水道施設工事

TOSHō
有限公司 藤 翔

〒015-0047
秋田県由利本荘市藤崎字藤崎台349-1
TEL:0184-24-5168

ご相談賜ります

□管工事業 □電気工事業
□空調設備業 □機械器具設置工事業
□冷温水発生機・ボイラー
□エアコン販売・取付業務

Meiseisekkoh
盟正設工株式会社

〒015-0011 由利本荘市石脇字田中115-1
TEL 0184-74-6324
FAX 0184-74-6325

給排水衛生・ガス設備工事・上下水道
冷暖房・空調設備工事・浄化槽
消防設備・土木工事一式

加藤施設工業
株式会社

〒015-0051
秋田県由利本荘市川口字家後188
TEL.0184-23-0484
FAX.0184-22-1970

安心の**365日**対応 あなたの近くの環境保障会社

浄化槽汚泥・し尿汲取
トイレ・水廻りのトラブル
グリーストラップ汚泥処理
仮設トイレレンタル

日曜・祝日も汲取対応しております

☎0184(23)4444

由利本荘市石脇字山ノ神11番地1017 株式会社昭和興業

●許可・登録

- 建築物排水管清掃業
- 建築物飲料水貯水槽清掃業
- 浄化槽清掃業
- 浄化槽保守点検業
- 指定給水装置工事事業
- 下水道排水設備指定工事店証

ISO9001

都市計画施設等の区域内における建築等の規制

問 都市計画課 ☎24-6332

都市計画施設(都市計画道路、都市計画公園など)の区域において建築物の建築をしようとする場合は、都市計画法第53条の規定に基づき市長の許可が必要となります。区域の位置や範囲、手続きについては都市計画課へお問い合わせください。

風致地区内における行為の制限

問 都市計画課 ☎24-6399

由利本荘市には蟻山と東山の二つの風致地区があり、風致地区内における建築等の行為は、「由利本荘市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき市長の許可が必要となります。風致地区の範囲や手続きについては都市計画課へお問い合わせください。

地区計画の区域内における建築等の規制

問 都市計画課 ☎24-6332

地区計画の区域内における建築物の建築などの行為は、着手の30日前までに市への届出が必要となります。地区計画の詳細や手続きについては都市計画課へお問い合わせください。

住宅相談は

問 (一財)秋田県建築住宅センター

秋田市中通2-3-8 ☎018-836-7850

建築士による住まいに関する相談を受け付けます。

平日(年末年始除く)午前9:30~午後5:00

窓口相談は要予約

建築場所が農地のときは

問 農業委員会事務局 ☎24-6259

農地等に建物を建てたり盛土したりするなど、農地以外の用途として使用する場合は、たとえ自分の土地であっても事前に許可を得なければなりません。農業委員会へご相談ください。

市の分譲地を購入したいときは

問 各総合支所市民サービス課

市内に居住したい方には、市で造成した宅地用の分譲地を低価格でお譲りしています。現在販売中の分譲地は6カ所あります。まずは、各総合支所市民サービス課にご相談ください。

●分譲地一覧

地域名	名称
岩城地域	富田根本団地
由利地域	寺田分譲地
東由利地域	サンガーデン大夢
西目地域	潮騒の丘ニュータウン
鳥海地域	鶴ヶ平分譲地 下野分譲地

●申込資格

購入後7年以内に住宅を建築できる方

●分譲価格

3,300円~17,600円(1m²当たり)



土地取引に伴う届出は

1.都市計画区域内の土地の先買い制度

問 都市計画課 ☎24-6399

公有地の拡大の推進に関する法律に該当する一定面積以上の土地を有償で譲渡しようとする土地所有者は、譲渡の相手方、譲渡予定価格等について取引前に届出する必要があります。また、届出後最大3週間取引が制限されます。詳細は都市計画課へお問い合わせください。

2.土地売買届出制度

問 都市計画課 ☎24-6399または各総合支所産業建設課

一定規模以上(都市計画区域内は5,000m²以上、都市計画区域外は10,000m²以上)の土地について売買等の契約を締結した場合には、国土利用計画法に基づきその土地の権利取得者は契約締結の日から起算して2週間以内に届出する必要があります。

個々の契約が対象となる面積を下回っていても、利用目的に係る総面積が対象面積を上回った場合、利用目的に係るすべての取引について届出が必要となりますのでご注意ください。

広告

一般土木建設業

喜 小松建設株式会社

代表取締役 小松勝也

由利本荘市鮎瀬字鮎瀬16-2

TEL0184-29-2512

FAX0184-29-2617

地域と共に歩む

真坂建設株式会社

代表取締役 真坂光悦

秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字滝ノ下57-3

TEL0184-58-2260

FAX0184-58-2261

<https://www.masaka-cons.net/>

山奥民



開発行為の許可は

問 都市計画課 ☎24-6332または各総合支所産業建設課

市の開発指導として、次の開発行為は事前に協議が必要です
すので都市計画課へご相談ください。

開発面積	1,000m ² 以上	3,000m ² 以上
対象地域	本荘地域(都市計画区域内) 西目地域	岩城地域

また、都市計画区域内の3,000m²以上、都市計画区域外の10,000m²以上の開発行為は、都市計画法に基づき許可が必要となりますので事前に都市計画課へご相談ください。

公的な住宅資金の融資・助成は

●住宅金融支援機構の融資

「住宅金融支援機構業務取扱店」と表示された県内の金融機関窓口にお問い合わせください。

●福祉住宅整備資金融資あっせん

問 福祉支援課 ☎24-6315または各総合支所市民サービス課

要件を満たす高齢者世帯、障がい者世帯、一人親世帯に対して住宅改修にかかる資金を融資あっせんします。

●ひとり親家庭へ

問 こども未来課 ☎24-6319または各総合支所市民サービス課

住宅の整備について融資します。

市営住宅に入居したい方は

問 建築住宅課 ☎24-6334または各総合支所産業建設課

住宅に困っている低所得者を対象に、広報紙等で入居者を募集します。使用料は、入居世帯所得や住宅の種別によって決まります。

●申込資格

住宅に困窮していて、年間総収入が基準を超えないこと。募集住宅によっては同居親族が必要です。

道路に関するこ

国道、県道、市道から個々の敷地内へ乗り入れ口を新設する場合や、道路端の斜面に盛り土をして敷地を造成する場合、看板などの設置・埋設管の掘削占用など、道路の区域内で行うことについて、届け出をして許可を受ける必要があります。

道路の補修など通常の維持・管理についても、次にお問い合わせください。

●国道7号…

問 秋田河川国道事務所本荘国道維持出張所 ☎22-8558

●国道105号・107号・108号・341号・398号、県道…

問 由利地域振興局建設部用地課 ☎22-5437

●市道…

問 建設管理課 ☎24-6329または各総合支所産業建設課

※道路を一時的に使用する場合は、由利本荘警察署(☎23-4111)の許可が必要です。

市道の街路灯が消えていたら

問 建設管理課 ☎24-6329または各総合支所産業建設課

街路灯は、夜間の交通安全や防犯のために設置された道路照明です。近くの街路灯が消えていたときは、ご連絡ください。

河川に関するこ

河川区域内で盛り土や掘削し、護岸などにより土地の形状を変更する場合や、取水、排水など治水に関することなども、届け出をして許可を受ける必要があります。通常の維持・管理についても、次にお問い合わせください。

●一級河川(子吉川直轄区間)…

問 秋田河川国道事務所子吉川出張所 ☎22-6360

●一級河川・二級河川…

問 由利地域振興局建設部用地課 ☎22-5437

●準用河川・普通河川…

問 建設管理課 ☎24-6329または各総合支所産業建設課



くらし

広告

SANGI

■土木・建築・解体工事一式
■企画・設計・プランニング
店舗開発・都市開発
自然エネルギー
(太陽光・風力発電・バイオマス発電・小水力発電)
■斡旋・企画・紹介
有休不動産・産業廃棄物

総合建設業

株式会社 三義

〒015-0843
由利本荘市東梵天293-2
TEL:0184-24-2327
FAX:0184-22-0202

地域と共に歩む

木内組土建 株式会社

取締役社長 木内 康文

〒015-0852
由利本荘市一番堰 267
TEL 0184-23-4108
FAX 0184-23-4214

萬

総合建設業

株式会社 三浦組

代表取締役 三浦正光

由利本荘市玉ノ池字落シ12番地1
TEL (0184) 22-3335
FAX (0184) 22-2847

生活一般

家族などが亡くなった場合は

問 市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課

死亡診断書または死体検案書を医師に書いてもらい、戸籍窓口へ死亡届を提出してください。詳しくは28ページをご覧ください。

火葬するには

問 市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課

火葬は死亡後24時間を経過しないとできません。市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課で手続きをすることで各火葬場を利用できます。

市民または他市区町村の福祉施設に入所している住所地特例者の使用料は、無料です。

●火葬場

- ・水林斎場(薬師堂字水林210 ☎23-8531)
- ・矢島斎場(矢島町坂之下字舟場川原385-1 ☎55-4074)
- ・由利斎場(前郷字家岸上堤14)
- ・東由利斎場(東由利藏字館ノ内1-1 ☎69-3619)

●動物の火葬

水林斎場には、動物炉があり、市民窓口センターまたは各総合支所市民サービス課で手続きをすることで動物の火葬ができます。棺の大きさは、幅60cm以内、高さ40cm以内、長さ200cm以内となります。市民の使用料は、20kg未満の動物で4,000円、20kg以上で6,000円です。

遺骨を移すときは改葬許可を

問 生活環境課または各総合支所市民サービス課

すでにお墓に納めている遺体や遺骨を別のお墓に移す(改葬)ときは、市長の許可が必要です。改葬許可申請書は、生活環境課または各総合支所市民サービス課にあります。

献血にご協力を

問 健康づくり課または各総合支所市民サービス課

16歳から69歳までの健康な方に献血のご協力ををお願いしています。献血バスが市にくるときは、広報紙などでお知らせします。(※65歳以上の献血は、60~64歳で献血経験がある方に限ります。)

公害で困ったときは

問 生活環境課または各総合支所市民サービス課

騒音(工場や深夜の騒音など)、振動、悪臭、大気汚染(粉じん、ばい煙)、水質汚濁(工場排水など)でお困りの方は、生活環境課または各総合支所市民サービス課、由利地域振興局環境指導課(☎22-4121)へご相談ください。

海外渡航のための旅券(パスポート)の申請は

海外に旅行するためには、旅券(パスポート)が必要です。

旅券とは、日本国政府が諸外国の政府に対して渡航者の通行と保護を要請する公文書であり、渡航者の身分を証明する書類です。申請は、市役所本庁市民課でできます。

●申請に必要なもの

- ①一般旅券発給申請書(窓口にあります)1通
- ②戸籍抄本または謄本1通
- ③パスポート用写真(縦4.5×横3.5cm、顔34mm±2mm)1枚
- ④前回取得したパスポート
- ⑤本人確認書類(運転免許証など)

●手数料

- 交付時に印紙・証紙で納付
- | | | |
|----------------|-------|---------|
| ・10年有効旅券 | | 16,000円 |
| ・5年有効旅券 | | 11,000円 |
| ・5年有効旅券(12歳未満) | | 6,000円 |



消費者の困りごと・動物

消費生活の相談は

■ 消費生活センター(市民課市民相談室)または各総合支所市民サービス課

悪質商法によるトラブルや商品・サービスを購入した際の契約に関する相談などを受け付け、解決のための助言や斡旋、情報提供を行います。

主な相談窓口は次のとおりです。

●市の相談窓口

消費生活センター(市民課市民相談室)
各総合支所市民サービス課

●県、国の相談窓口

秋田県生活センター ☎018-835-0999(消費生活相談)
秋田県県民生活課 ☎018-860-1517(食品表示に関すること)
消費者ホットライン ☎188
国民生活センター ☎03-3446-1623

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、一定の期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧説による契約や、複雑な契約について設けられています。契約書面にクーリング・オフの記載がなければ書面で知らされるまで有効となります。なお、店舗販売や通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

●クーリング・オフができる主な取引と期間

取引内容		期間
訪問販売	店舗以外の場所でのキャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約を含む	8日間
電話勧誘販売	電話勧説によって行った商品の購入やサービス契約	8日間
特定継続的役務提供	契約金額が5万円を超えるエステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの契約 ※契約期間がエステ・美容医療は1ヶ月、他は2ヶ月を超えるものが対象	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で貴金属を含む原則全ての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間
業務提携誘引	サイドビジネス商法、モニター商法、内職商法	20日間

※通信販売の返品特約

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品の可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うことになります。特約がない場合は、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品できます。その際の返品費用は契約者本人が負担します。

●特定商取引法でクーリング・オフが適用されない主な取引

- ・自動車販売、自動車リース、葬儀などのクーリング・オフ制度ができない取引
- ・化粧品や健康食品など政令で指定された消耗品を使用・消費したとき
- ・3,000円未満の現金取引(訪問購入を除く)

※上記以外でもできない場合があります。

●手続きの方法

クーリング・オフは、販売業者に必ず書面で通知します。

クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社へ同時に通知します。

- ①記載例を参考に、はがきに書いて両面をコピーします。
- ②「特定記録郵便」や「簡易書留」など発信の記録が残る方法で送ります。

- ③はがきのコピーと郵便局で受け取った受領証は一緒に保管しておきましょう。(関係書類は5年間保管)

クーリング・オフができるかどうか、書き方・手続き方法が分からぬときは、消費生活センターへご相談ください。

【はがき裏面の記載例】

〈販売会社宛て〉

(A)

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日
商品名 ○○○○○
契約金額 ○○○○○ 円
販売会社 (例)株式会社○○○○ □□営業所
担当 ○○○○様

支払った代金○○○○円を速やかに返金し、商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

住所 秋田県由利本荘市○○○○○番地
氏名 ○○○○

〈クレジット会社宛て〉

(B)

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日
商品名 ○○○○○
契約金額 ○○○○○ 円
販売会社 (例)株式会社○○○○ □□営業所
担当 ○○○○様
クレジット会社 (例)△△△株式会社

令和〇年〇月〇日

住所 秋田県由利本荘市○○○○○番地
氏名 ○○○○

クレジット契約をしていない場合…通知書(A)のみ通知
クレジット契約をしている場合…通知書(A)と(B)を通知

はがきの表面は、販売会社、クレジット会社の代表者宛てに出してください。

●クーリング・オフの効果

- ・契約を解除しても、賠償金や違約金を支払う必要はありません。
- ・支払い済みの現金は、全額返還されます。
- ・商品を受け取っている場合は、販売会社の負担で商品を引き取ってもらえます。

動物を飼うには

●動物(ペット)も定期検診を

問 生活環境課または各総合支所市民サービス課

動物由来感染症の病原体に感染しても動物は無症状なことがあるため、知らないうちに飼い主が感染してしまう場合があります。ペットの定期検診を受けるなど、日常の健康管理に注意し、病気を早めに見つけましょう。また、ペットが病気と診断された場合、人にうつる可能性があるが否かを獣医師に確認しましょう。

●特定動物については許可が必要です

問 県動物愛護センター ☎018-827-5051

特定動物とは、クマ、ライオン、カミツキガメなど人の生命や財産に害を加える恐れのある動物のことです。対象となる動物は、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例・施行規則で定められています。これらの動物を飼育する場合は、個人も法人も施設ごとに県知事の許可を得なければなりません。動物愛護センターまでご相談ください。

●動物の火葬

70ページをご覧ください。

犬を飼うには

問 生活環境課または各総合支所市民サービス課

●犬の登録

生後91日以上の飼い犬は、生涯に1回の登録が必要です。

生活環境課または各総合支所市民サービス課で登録してください。犬が亡くなったとき、犬の所在地の変更があったとき、犬の所有者の住所、氏名または名称に変更があったときも、届け出ください。死亡の届け出には、鑑札と狂犬病予防注射済票を添付してください。

●狂犬病予防注射

狂犬病は、人も動物も発症するとほぼ100%死亡する病気です。このため、犬に対する狂犬病予防注射は毎年、受けさせなければなりません。予防注射は、動物病院でできるほか、市でも各地域で接種できるよう指定日を設けて実施します。指定日や会場は広報紙などでお知らせします。

●マイクロチップ

動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日以降にブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。本制度に沿ってマイクロチップの登録等を行った場合、狂犬病予防法上の登録等の手続が不要となることがあります。その場合は、マイクロチップが鑑札とみなされます。

犬の登録等が別途必要かどうかはお問い合わせください。

飼えなくなった犬や猫は

問 由利本荘保健所 ☎22-4121

問 県動物愛護センター ☎018-827-5051

犬については、由利本荘保健所や県動物愛護センターで引き取っています。

猫については、県動物愛護センターで引き取っています。いずれも事前にご相談ください。

●犬や猫の譲渡

問 県動物愛護センター ☎018-827-5051

県動物愛護センターでは、保護したり引き取ったりした犬や猫を新たな飼い主へ譲渡しています。犬や猫を譲り受けたい方は、同センターにご相談ください。

ネズミ・ハチ・害虫の相談は

問 生活環境課または各総合支所市民サービス課

害虫駆除の相談は受け付けますが、駆除は土地(建物等)の所有者または管理者が自らの責任で行ってください。

民家付近で熊や猪を見かけたら

問 農山漁村振興課または各総合支所産業建設課

民家や公共施設などの近くで、クマやイノシシを見かけたら農山漁村振興課または各総合支所産業建設課へご連絡ください。





産業・労働振興

労働のこと

仕事を探すには

●本荘公共職業安定所(ハローワーク本荘)

問 石脇字田尻野18-1 ☎22-3421

求人、求職の申し込みを受け、常用、日雇い、パートタイムなどの職業紹介や職業相談、失業給付に関する業務を行っています。

●あきた就職活動支援センター

問 秋田市御所野地蔵田3-1-1秋田テルサ3階

☎018-826-1735

セミナーの開催や職業適性診断など、就活に役立つさまざまなサービスを提供しています。

●Aターンプラザ秋田

問 東京都千代田区平河町2-6-3

都道府県会館7階 ☎0120-122-255

秋田での生活や就職を希望する方に。

●(公社)由利本荘市シルバー人材センター

60歳以上が対象です。51ページをご覧ください。

人を雇うには

問 ハローワーク本荘 ☎22-3421

地域の総合的な雇用サービス機関として、人材の紹介や雇用保険の適用、助成金・給付金の支給、雇用管理などを行っています。

●助成金・給付金の制度

高齢者や障がい者を雇用した場合や、職業能力の開発をする場合など、一定の条件のもとで、申請により助成金や給付金を支給しています。

労働に関する相談は

●本荘労働基準監督署

問 給人町17本荘合同庁舎2階 ☎22-4124

不当な解雇や賃金不払い、労災保険、就業上の問題などの相談を受け付けています。

退職または失業したときは

●雇用保険(失業等給付)の手続き

問 ハローワーク本荘 ☎22-3421

雇用保険では、失業中の生活を心配せず新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、失業等給付を支給しています。手続きや詳細はハローワークで。

●健康保険(国民健康保険へ加入)

問 市民課または各総合支所市民サービス課

会社を退職し、被用者保険等を脱退された場合は、これまで被扶養者であった方を含め、国民健康保険に加入することになります。手続きは、35ページをご覧ください。なお、20日以内に手続きをすれば、任意継続被保険者として従前の被用者保険等に加入し続けることができます。詳しくは、加入されていた被用者保険等の窓口にお問い合わせください。

●厚生年金(国民年金へ加入)

問 市民課または各総合支所市民サービス課

厚生年金加入者で60歳未満で退職した場合は、国民年金の第2号被保険者から第1号被保険者へ移行する手続きが必要です。詳しくは39ページをご覧ください。

●離職者支援資金貸付制度

問 社会福祉協議会 ☎74-7470

失業によって生活の維持が困難となった世帯で、一定の条件を満たす場合、再就職までの間の生活資金を貸し出す制度です。社会福祉協議会にご相談ください。

中小企業の経営支援

中小企業者の多様なニーズに応えるため、市の融資あっせん制度をはじめ、国・県による助成制度や専門家による経営相談、情報提供など、中小企業の経営を支援するためのさまざまな施策を行っています。

創業・融資に関する市の支援制度

問 商工振興課または各総合支所産業建設課

●創業支援補助金

市内で新たに創業する、または創業後6ヶ月以内の個人・法人に対して、創業に係る初期投資費用の1/2以内(50万円限度)を助成します。

・対象経費 事業拠点費・設備費・機械器具費・宣伝広告費

●中小企業融資あっせん制度

中小企業者で、市に1年以上住所または事業所を有し、現在市内で事業所を営んでいて、市税を滞納していない方を対象に、運転資金や設備資金の融資あっせんを行い、その利子や保証料を補助します。

・資金使途 運転資金・設備資金

・限度額 2,000万円(利率の50%以内と保証料全額を補助)

・返済期間 7年以内



(公財)あきた企業活性化センター

問 秋田市山王3-1-1 ☎018-860-5610

起業から技術開発、販路拡大まで幅広いご相談に応じるほか、融資、補助金、専門家派遣、事務所スペースの提供など、集中的な企業支援を行います。また、低利融資や経営体質強化研修などの中小企業支援制度やイベント情報をはじめ、受注・発注の掲示板、企業情報や人材情報等のデータベースなど各種情報を提供しています。具体的には次のような支援内容があります。

- ①起業化・新規創業支援
- ②新製品・新技術開発支援
- ③共同研究支援
- ④設備投資支援
- ⑤人材育成支援
- ⑥経営改善・経営相談支援
- ⑦情報化・小売商業支援
- ⑧取引・販路拡大支援

その他創業を計画中の個人から、更なる発展を模索中の経営者まで、事業上の課題や疑問などについて相談に応じたり、専門家や専門機関を紹介したりするなど、企業の支援を行います。

その他

●由利本荘市商工会

問 瓦谷地1-4 ☎23-8686

URL:<https://shoko-yurihonjo.jp>

会員の経営指導・創業・第二創業・事業承継などのさまざまな商工業に関する相談ができる支援機関です。

●本荘由利産学共同研究センター

問 川口字大覚182 ☎22-3488

URL:<https://www.hy-sangaku.or.jp/>

新規開業・独立開業・新分野進出・事業多角化・経営コンサルティングなどのさまざまな経営の悩みを相談できる支援施設で、サテライトオフィスなども整備されています。

●由利本荘市職業訓練センター

問 石脇字田尻30-22 ☎23-5502

企業在職者、求職者などに対して事業主・事業団体などが各種職業訓練を行うために必要な施設を提供し、地域における職業訓練の振興を図る施設です。最大150人収容の会議室があるほか、30人収容の教室が2室、情報処理実習室、調理室があります。

・利用時間 9:00~21:00

・休 館 日 祝日、12/29~1/3

・使 用 料 1時間160円~

農業委員会

問 農業委員会事務局 ☎24-6258

農業委員会とは

限られた資源である「農地」を有効活用し、国民に対する食料の安定供給を確保するため「農地法」が定められており、同法等に基づいてさまざまな活動を行っているのが農業委員会です。市町村長から独立した行政委員会として設置されています。

活動の主となるのは農業委員会総会での農地の権利移動や農地転用などに関わる許可・不許可の決定です。農地が有効活用されるよう、また、農地を農地以外のものにするなどを規制しています。

また、農地所有者の利用意向調査や農地中間管理機構などとの連携により、担い手に農地を集約して効率的な農地活用を進め、農地パトロールなどにより遊休(活用されていない)農地の発生防止・解消に努めています。担い手が高齢化する中、新規就農の促進にも力を入れています。

●農業委員

市長が議会の同意を得て任命し、総会での農地に関わる許可・不許可の決定などを担うほか、日常的な農地に関わる相談業務に携わります。

●農地利用最適化推進委員

農業委員会が委嘱し、担当区域における農地利用の最適化推進業務に携わります。

●農業委員会総会(毎月1回開催)

農地の権利移動申請、農地転用申請を審議し、許可・不許可を決定しています。

月末最終営業日までに申請された案件が、翌月総会で審議されます。

- ・農地を農地のまま売買・贈与等により所有権を移転する場合(相続の場合は許可不要ですが、農業委員会への届出が必要です)

- ・農地に地上権を設定する場合

- ・農地を貸し借りする場合

- ・農地を農地以外のものにする場合(農地転用) 等

自分の所有する農地であっても農業委員会の許可を必要としますので、農業委員会事務局または各総合支所産業建設課内庶務班にご相談下さい。

●違反転用

許可のない転用は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。また、罰則の適用もあり、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

●農地改良

農地改良とは、農地の保全若しくは利用の増進といった農業経営の改善を目的に、農地の所有者または耕作者が行う農地の盛土、掘削等の行為であり、農業委員会に届出が必要です。

農業者年金

農業者年金制度は、農業者の公的年金制度で、独立行政法人農業者年金基金が運営しています。

●加入できる方

- ・年間60日以上農業に従事する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方か、60歳以上65歳未満で国民年金任意加入している方

●保険料

一般の方が納める通常保険料と、政策支援対象者(認定農業者で青色申告者など)が納める特定保険料の2種類があります。

通常保険料…月額2万円(35歳で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は月額1万円)から6万7千円の間で千円単位で加入者自ら決定することができます。

特定保険料…月額2万円で、国から最大で月額1万円の補助があります。

●年金の種類と受給要件

「農業者老齢年金」と「特例付加年金」の2種類があります。

農業者老齢年金…加入者が納めた保険料とその運用益を計算した額を基礎とする終身年金です。支給要件は年齢要件のみで65歳から受給できます。(60歳から支給繰上げ請求可)

特例付加年金…政策支援を受けた方が受給できる終身年金で、保険料納付済期間などが20年以上あり、農業を営む者でないこと(経営継承の完了)などの支給要件があり、65歳から受給できます。(60歳から支給繰上げ請求可)



農業振興

市民農園

問 農業振興課または各総合支所産業建設課

農業者以外の方が野菜などを栽培し、自然にふれあう機会が得られるように、市では市民農園を開設しています。毎年、春ごろに広報紙などで募集します。

●赤田市民農園(赤田字上田表86番地外)

1区画約40m²(全20区画) 使用料 年間3,140円

●アグリファーム「ふれあい農園」(矢島町城内字常陸沢45)

1区画約50m²(全55区画) 使用料 年間60円/m²

●南由利原高原「クラインガルテン」(西沢字南由利原地内)

1区画約105m²(全57区画) 使用料 年間3,140円

●大内体験農園(松本蛇喰17-2)

1区画約30m²(全128区画) 使用料 年間2,100円

農業を営む方へ補助制度

問 農業振興課または各総合支所産業建設課

農業経営の規模拡大や新規に作付を行う場合など、次のような補助制度を設けています。

なお、これ以外にも支援を行っています。

●補助金の交付

・農地の規模拡大を目指す方に

農地の集積・集約化を図る「農地中間管理機構」が農地の貸し借りを仲介します。

・農作業機械や施設の導入に対する補助

認定農業者や集落営農組織など扱い手が組織する経営体を対象に、りんどうやアスパラガスなどの新植やハウスの整備、農作業機械の導入に対し、夢ある園芸産地創造事業などにより補助します。募集期間は毎年7~8月です。なお、追加募集の年もありますので、隨時ご相談ください。

・農業者研修への助成

新規就農者や新たな品目に取り組もうとする方を対象とした未来の農業のフロンティア育成研修などの受講者に市で助成を行います。

問 農山漁村振興課または各総合支所産業建設課

・小規模土地改良事業

農家が組織する団体が行う次の事業(事業費10万円以上)について、対象事業費の4割以内で補助します。

小規模土地改良事業

事業種目	補助基準
かんがい排水事業	
暗渠排水事業	1団地の受益面積が0.2ha以上10ha未満
客土事業	
ほ場整備事業	
農道整備事業	1団地の受益面積が0.2ha以上10ha未満で、100m以上幅員2m以上の農道
老朽ため池事業	受益面積0.2ha以上
湧水処理事業	受益面積20a以上

融資制度

問 農業振興課または各総合支所産業建設課

実際に借り入れをする場合は、まずは農業協同組合や農業振興課または各総合支所産業建設課にご相談ください。

●農業改良資金

融資の対象は、施設の改良や造成、取得、家畜の購入、生産機械の購入などの経営資金です。新たな農業部門の経営や新たな生産方式を導入しようとする農業者や団体で、県に貸付資格の認定を受けた者が対象で、限度額は個人5千万円、法人・団体1億5千万円。償還期間は12年以内で無利子です。

●青年等就農資金

市から青年等就農計画の認定を受けた方が、機械・施設、借地料などの一括支払、果樹・家畜等、その他経営開始に伴って必要となる資材費等を、無利子で借り受けることができます。貸付限度額は3,700万円、償還期間は17年以内です。

●農業近代化資金

農協や銀行などから、施設や機械の改良・取得、家畜の購入、小土地改良などに当てる資金を、中・長期に借りることができます。貸付限度額は個人で1,800万円、団体で2億円、農協等の共同利用施設の場合は15億円。償還期間は、資金の種類により7年~20年です。

●農業経営負担軽減支援資金

営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換えに必要な資金をお貸しする制度です。専業的農業者で「経営改善計画」の経営診断を受けた方が対象。償還期間は原則10年です。

広 告

由利本荘市の豊かな農業・農村のために



イメージキャラクター
みどりちゃん

水土里ネット秋田
(秋田県土地改良事業団体連合会)

〒010-0967 秋田市高陽幸町3-37
TEL:018-888-2750
FAX:018-888-2834
HPも見てね! <https://www.akita-midori.net/>



●農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

認定農業者を対象に、農地取得・改良や機械購入、家畜・果樹の導入、負債整理など農業経営改善計画の達成に必要な長期資金を借りることができます。限度額は、個人で3億円、法人で10億円で、償還期間は25年以内です。

●農業経営改善促進資金(スーパーS資金)

認定農業者を対象に、農業経営改善計画の達成に必要な運転資金(種苗代、肥料代、素畜購入費、リース料など)を借りることができます。限度額は対象者により500万円~8,000万円で、償還期間は原則1年以内です。

●畑作振興資金

野菜、花き、葉たばこ等の畑作園芸、きのこ、果樹等農林水産物の生産振興に必要な機械や施設の導入経費(水田に活用できる機械は対象外)への資金を貸付けます。貸付額は個人で120万円以内、団体で300万円以内。貸付期間は5年以内で無利子です。

●畜産振興資金

貸付け対象は、繁殖素牛の導入・保留、肥育素牛の導入、畜舎等の建設、畜産用機械の導入、草地の造成改良、秋田由利牛肥育の短期運転資金です。対象ごとに貸付け上限額や償還期間が異なりますので、実際に借り入れをする場合は、まずは農業振興課または総合支所産業建設課にご相談ください。

認定農業者制度

問 農業振興課または各総合支所産業建設課

意欲と能力のあるプロの農業経営者を育成・確保し、支援する制度として、農業経営改善計画の認定制度(認定農業者制度)があります。

●認定農業者になるためには

今後5年間、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、それをどのような方法で実現していくのかなどの具体的な経営プラン(農業経営改善計画)を作成し、市からこの計画の認定を受ける必要があります。

●認定農業者になると

経営改善のための研修会参加や収益性向上のための規模拡大や経営効率化、機械・施設整備のための融資・補助制度など、さまざまな支援措置が講じられます。



冷涼な気候を好み、中央から高い評価を得ている地域ブランド「秋田鳥海りんどう」の収穫作業。規模の拡大とさらなる品質の向上を目指しています。

畜産業・水産業の振興は

畜産業者支援制度

問 農業振興課または各総合支所産業建設課

畜産振興のため、市では次の施設運営や支援制度を行っています。

畜産施設は

●畜産センター・放牧場

畜産振興や生産性の向上、経営近代化のため、畜産農家に対して放牧場での牛の管理受け入れや機械の貸し出しなど(施設によって異なります)を行います。

名称	住所
ゆり高原ふれあい農場	黒沢字東由利原4-1 ☎53-2211
大内畜産センター	岩野目沢字大谷地下194 ☎67-2902

●家畜ふん尿処理施設

有機農産物の生産振興のため、畜産農家などから排出される家畜ふん尿を処理し、有機堆肥を生産する施設です。

名称	住所
矢島バイオセンター	矢島町城内字花立60 ☎55-2252
大内有機センター	岩野目沢字大谷地下146-57 ☎67-2890
東由利堆肥センター	東由利館合字坪倉1-2

経営の補助等

導入牛・保留牛・施設整備・機械導入などに対する補助事業や、畜産振興資金といった市の制度資金などがあります。

水産業支援制度

問 農山漁村振興課または各総合支所産業建設課

水産業の支援制度を利用したい方は、農山漁村振興課または各総合支所産業建設課へご相談ください。

漁港施設・水産施設は

●漁港施設・水産施設

名称	住所
道川漁港	岩城内道川字新鶴潟地内
岩城活魚センター	岩城内道川字新鶴潟192-43 ☎73-2777
松ヶ崎漁港	松ヶ崎字西離山地内
松ヶ崎活魚センター	松ヶ崎字西離山地内 ☎28-2938
西目漁港	西目町出戸字浜山地内





文化・スポーツ

生涯学習(趣味・教養など)は

公民館

公民館では、市民の文化・教養や学習・生活の向上のために、だれでも参加できる学級・講座・講習会・講演会などを開催します。

また、自主的なサークルやグループ活動に参加したり、学習室(会議室・調理室・和室など)を利用したりすることができます。サークルやグループのお問い合わせは、各公民館へ。

名称	住所	電話番号
中央公民館	上大野16 市民交流学習センター内	24-4344 22-0900
子吉公民館	埋田字用堰北17	22-0425
小友公民館	三条字三条谷地72-1	22-0318
石沢公民館	館字中島372	29-2111
南内越公民館	川口字愛宕町192	22-0316
北内越公民館	内越字平岡304-1	22-0319
松ヶ崎公民館	神沢字浜辺111	28-2001
矢島公民館	矢島町七日町字羽坂64-1 日新館内	56-2203
岩城公民館	岩城内道川字新鶴潟50 (問い合わせは岩城教育学習課へ)	73-2468
由利公民館	前郷字御伊勢下24-1 善隣館内	53-2245
大内公民館	岩谷町字日渡100	65-2210
下川大内地区館	松本字上川原14-1	66-2001
上川大内地区館	小栗山字小栗山113	67-2301
東由利公民館	東由利老方字台山36 (問い合わせは東由利教育学習課へ)	69-2310
西目公民館 「シーガル」	西目町沼田字新道下2-533	33-2315
鳥海公民館	鳥海町伏見字久保193 紫水館内	57-2881
直根公民館	鳥海町中直根字中山5-2	58-2111
笹子公民館	鳥海町上笹子字下野77-2	59-2311

図書館・公民館図書室

ご利用案内

●初めての方は

「図書利用カード」を発行します。

申請書にご記入の上、住所等を確認できるもの(運転免許証・健康保険証・学生証など)といっしょにカウンターへお持ちください。

カードは、由利本荘市内に在住・通勤・通学している方、隣接市町在住の方に発行しています。

●借りるには

「図書利用カード」と借りたい資料をカウンターにお持ちください。

「図書利用カード」は市内の図書館・図書室共通で利用できます。

※「禁帶出」「館内」シールのついている本や雑誌の最新号など、一部貸し出しできないものがあります。

●貸出冊数・期間(市内図書館・図書室合計)

(個人)図書・雑誌	10冊まで	15日間
視聴覚資料	3点まで	8日間
(団体)図書・雑誌	50冊まで	1ヶ月間
視聴覚資料	5点まで	1ヶ月間

●返すには

返す資料をカウンターへお持ちください。

図書館が閉まっているときは、ブックポスト(時間外返却口)をご利用ください。

※CD・DVD・ビデオなどは破損のおそれがありますので、カウンターにお返しください。

※市内の図書館・図書室のどこでも返却できます。

●本を探すには

館内の検索機で市内図書館・図書室の本が検索できます。

インターネットでも検索できます。

キーワード:由利本荘市図書館

<https://ilisod005.apsel.jp/yurihonjo-lib/>

●レンタルサービス

生活の中での疑問や調べもの、読書のための資料をお探しのときは、お気軽に係員におたずねください。

調査のお手伝いをいたします。

●視聴覚資料を使うには

中央・岩城・由利の各図書館では館内でDVD等の視聴ができます。

ご利用になりたい資料をカウンターへお持ちください。

●インターネットを使うには

閲覧室内のパソコンでインターネットをご利用いただけます。(西目・鳥海は除く)

ご利用の際はカウンターでお申込みください。

図書や視聴覚資料の貸出、図書の取り寄せなど、図書館のサービスは無料です。
コピーサービス(中央・岩城・由利図書館)のみ実費をいただきます。

図書館

●中央図書館

■ 東町15 カダーレ内 ☎22-4900

利用時間

平 日:9:00~20:00

土・日・祝:9:00~18:00

休館日

毎月第2・4火曜日、月末日(土・日の場合は金曜日)、12/28~1/3、特別整理期間

●岩城図書館

■ 岩城内道川字水呑場27-1 ウェーブ岩城内 ☎73-3673

利用時間

平 日:10:00~18:00(金曜日は19:00まで)

土 日:9:00~17:00

休館日

月曜日(祝日の場合は火曜日も)、祝日、12/28~1/3、特別整理期間

●由利図書館

■ 前郷字御伊勢下33 善隣館となり ☎53-2121

利用時間

平 日:10:00~19:00

土 日:10:00~17:00

休館日

祝日(5/5、11/3を除く)、12/28~1/3、特別整理期間



●矢島公民館図書室

■ 矢島町七日町字羽坂64-1 日新館内 ☎56-2203

利用時間 9:00~17:00

休館日 每月第3日曜日、12/29~1/3

●出羽伝承館

■ 岩谷町字西越36 ☎62-0505

利用時間 平日:9:00~18:00

土・日・祝:9:00~17:00

休館日 月曜日(祝日の場合は翌火曜日)、祝日の翌日、12/29~1/3、特別整理期間

●東由利公民館図書室

■ 東由利老方字台山36 ☎69-2311

利用時間 平日:9:00~18:00

土・日・祝:9:15~17:00

休館日 12/29~1/3

●西目公民館図書室

■ 西目町沼田字新道下2-533 シーガル内 ☎33-2315

利用時間 平日:9:00~19:00

土・日・祝:9:00~17:00

休館日 12/29~1/3、特別整理期間

●鳥海公民館図書室

■ 鳥海町伏見字久保193 紫水館内 ☎57-2881

利用時間 8:30~17:15

休館日 12/29~1/3

美術館

●亀田城佐藤八十八美術館

■ 岩城下蛇田字高城4 ☎74-2500

開館時間 9:00~17:00(11月~2月は16:00まで)

休館日 月曜日(祝日は翌日)、12/28~1/3

入場料 一般210円(大学生以下無料)

※20人以上は、団体割引あり。

●鳥海山木のおもちゃ美術館

■ 町村字鳴瀬台65-1 旧鮎川小学校 ☎74-9070

開館時間 9:00~16:00(最終入館 15:30)

冬期間(12月~2月)は10:00~16:00

休館日 毎週木曜日(祝日の場合は変更あり)、年末年始

入場料 一般800円、子ども(小学生以下)600円

由利本荘市在住の方

一般500円、小学生300円、未就学児100円

※15名以上は団体割引あり。



資料館

●本荘郷土資料館

■ 石脇字弁慶川5 ☎24-3570

開館時間 9:00~17:00

休館日 月曜日(祝日は翌日)、12/28~1/3

入場料 無料。企画展は大人100円(大学生以下無料)

※20人以上は、団体割引あり。

●矢島郷土文化保存伝習施設

■ 矢島町七日町字羽坂64-1 ☎56-2203

開館時間 9:00~17:00

休館日 月曜日(祝日は翌日)、12/28~1/3

入場料 無料

●岩城歴史民俗資料館

■ 岩城亀田亀田町字田町41 天鷲村内 ☎74-2525

開館時間 9:00~17:00(11月~2月は16:00まで)

休館日 月曜日(祝日は翌日)、12/28~1/3

入場料 無料(天鷲村入園料は420円)

※20人以上は、団体割引あり。

●大内歴史民俗資料館

■ 岩谷町字日渡100 ☎65-2210

開館時間 9:00~17:00

休館日 月曜日(祝日は翌日)、12/28~1/3

入場料 無料

●出羽伝承館

■ 岩谷町字西越36 ☎62-0505

開館時間 9:00~18:00(土・日・祝日は17:00まで)

休館日 月曜日(祝日は翌日)、祝日・振替休日の翌日、12/29~1/3

入場料 無料

●由利本荘市民俗芸能伝承館「まいーれ」

■ 鳥海町伏見字久保135-9 ☎44-8556

開館時間 9:00~17:00

休館日 月曜日(祝日は翌日)、12/29~1/3

入場料 無料。展示室入館は大人200円(高校生以下無料)

定期公演 第3日曜日

公演入場料 大人500円(高校生以下無料)

※20人以上は、団体割引あり。

※特別公演入場料は別料金。

文化財は

■ 生涯学習課 文化財保護室 ☎32-1337

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、そして今日まで守り伝えられてきた貴重な私たちの財産です。この大切な文化財を守り伝えていくため、指定や登録を行って法律や条例で保護するとともに、人々の暮らしに活かす努力をしています。

次のような時は、文化財保護室または各教育学習課にお知らせください。

- けがをしたカモシカや死体を発見したとき
(カモシカは国の特別天然記念物です)
- 土器や石器などの埋蔵文化財を発見したとき
- 開発行為に先立ち、遺跡の情報を知りたいとき
- 周知の遺跡内で開発行為を行うとき
- 指定文化財の所有者や所在地を変更したとき
- 指定文化財が毀損したとき
- 刀剣類を発見したり、譲り受けたとき

公共施設を利用したい方は

市内には次のようなさまざまな文化施設があり、このほかにも地域には集会施設などがあります。当日空いていれば利用できるほか、事前に各施設などに予約することができますので、気軽にご利用ください。

利用できる主な文化施設

施設名(住所)	施設内容	利用時間
文化交流館「カダーレ」 (東町15 ☎22-2500)	大ホール(1,110席)、ギャラリー、スタジオ、会議室、レストラン、中央図書館、教育研究所、男女共同参画推進活動室など、文化芸術や多様な市民活動の場として利用できる複合施設。休館日は毎月第2、第4火曜日、年末年始(12/29~1/3)。 ※利用料についてはカダーレホームページをご覧ください。	9:00~22:00
由利本荘市ポートプラザ「アクアパル」 (北裏地54-1 ☎22-5611)	多目的ホール(300人収容可)、水と川のミュージアム、フィットネスジム、セミナー室がある、ポートやカヌーの活動拠点施設。休館日は、月曜日(祝日の場合は翌日)、12/29~1/3。	8:30~21:30
鶴舞会館(瓦谷地1 ☎24-2911)	和室、運動室、学習室、講堂、大研修室がある。休館日は祝日、12/29~1/3。	9:00~20:50
市民交流学習センター (上大野16 ☎24-4344)	多目的ホール、展示・交流ホール、教材準備室、研修室、調理室がある。休館日は月曜日(祝日の場合は翌日)、12/29~1/3。	8:30~22:00
ウッディホールこだま (館字中島372)	大研修室(150人収容)、会議室、多目的研修室、調理実習室がある。申し込みは石沢公民館(☎29-2111)へ。休館日は12/29~1/3。	8:30~21:00
矢島コミュニティセンター「日新館」 (矢島町七日町字羽坂64-1 ☎56-2203)	市民ホール、和室、研修室、学習室、図書室、調理実習室がある。休館日は原則第3日曜日、12/29~1/3。	9:00~21:00
岩城コミュニティセンター「岩城会館」 (岩城内道川字新鶴潟50)	大ホール、研修室、調理実習室、会議室などがある。申し込みは岩城教育学習課(☎73-2468)へ。休館日は12/29~1/3。	9:00~21:00
高城センター (岩城亀田亀田町字田町41)	大広間がある。申し込みは亀田出張所(☎72-2001)へ。	8:30~21:00
由利コミュニティセンター「善隣館」 (前郷字御伊勢下24-1 ☎53-2245)	市民ホール、談話室、会議室、視聴覚室、研修室、和室、調理室がある。	8:30~21:00
農村環境改善センター (岩谷町字日渡100)	ホールがある。申し込みは大内教育学習課(☎65-2210)へ。休館日は第1・3・5月曜日、12/29~1/3。	8:30~21:00 (土・日・祝日は17:00まで)
総合開発センター「有鄰館」 (東由利老方字台山39)	集会室、婦人研修室、農林研修室、小会議室などがある。休館日は12/29~1/3。申し込みは東由利教育学習課(☎69-2310)へ。	9:00~21:00
西目公民館「シーガル」 (西目町沼田字新道下2-533 ☎33-2315)	講堂、研修室、和室、会議室、創作活動室、図書室、公民館の事務室などがある。休館日は12/29~1/3。	9:00~22:00
紫水館 (鳥海町伏見字久保193 ☎57-3020)	多目的ホール、創作室、和室などがある。休館日は12/29~1/3。	9:00~21:00

スポーツをしたい方は

利用できる主なスポーツ施設

問 文化・スポーツ課 ☎74-8038または各産業建設課

次のようなスポーツ施設があります。気軽にご利用ください。

種別	施設名(住所)	施設内容	利用時間
競技陸上※	本荘由利総合運動公園陸上競技場 (水林379)	1周400mトラック(全天候舗装)、サッカー場100m×65mがある。三種公認。公園内にはフライングディスクの常設コースや散策路がある。4月~10月の営業。申し込みは文化・スポーツ課(☎74-8038)へ。	8:30~19:00
野球場※	本荘由利総合運動公園野球場 (水林379)	両翼100m、中堅122m。一種公認。駐車場290台収容、会議室、放送室、役員室、選手控室等がある。申し込みは文化・スポーツ課(☎74-8038)へ。	8:30~19:00



種別	施設名(住所)	施設内容	利用時間
野球場※	鶴舞球場(切通地内)	ソフトボール・野球2面、サッカー場1面の広さがある。ナイター利用可。照明使用料は別途。申し込みは文化・スポーツ課(☎74-8038)へ。	8:30~21:00
	矢島多目的運動広場 (矢島町七日町字上山寺34-2)	両翼98m、中堅122m。野球、ソフトボールなどができる。ナイター利用可。照明使用料は別途。申し込みは矢島産業建設課(☎55-4953)へ。	9:00~21:00
	サンスポーツランド岩城野球場 (岩城内道川字新鶴潟3-11)	両翼100m、中堅120m。本部室、審判控室あり。申し込みは(株)サンアメニティ(☎73-3664)へ。	9:00~17:00
	大内山村広場(小栗山字森ノ腰53)	両翼90m、中堅115m。駐車場48台収容。申し込みは、上川大内出張所(☎67-2301)へ。	9:00~17:00
	東由利野球場(東由利老方字台山4)	両翼91m、中堅114m。駐車場150台収容。磁気反転式スコアボードあり。ナイター利用可。照明使用料は別途。申し込みは東由利産業建設課(☎69-2116)へ。	9:00~21:00 (ただし、日曜日は9:00~17:00)
	西目旧農村広場 (西目町出戸字浜山6-194)	野球場1面、ソフトボール場1面。外野は芝生。申し込みは西目教育学習課(☎33-2315)へ。	9:00~17:00
	鳥海球場(鳥海町上川内字西野108)	両翼100m、中堅122m。駐車場167台。電光掲示板あり。申し込みは鳥海産業建設課(☎57-2205)へ。	9:00~21:00
	鳥海上原野球場 (鳥海町下川内字上原13-28)	両翼90m、中堅110m。駐車場60台。申し込みは鳥海産業建設課(☎57-2205)へ。	9:00~17:00
ソフトボール場※	市ソフトボール場(荒町字荒町下地内)	両翼80m2面。駐車場あり(普通車26台、大型車6台、障がい者用3台)。ナイター利用可。照明使用料は別途。申し込みは文化・スポーツ課(☎74-8038)へ。	8:30~21:00
	矢島ソフトボール場 (矢島町七日町字上山寺20-1)	コートは女子2面、男子は1面分の広さ。申し込みは矢島産業建設課(☎55-4953)へ。	9:00~21:00
	由利運動公園ソフトボール場 (前郷字根堀台134)	両翼69mソフトボール場1面。駐車場48台。申し込みは由利産業建設課(☎53-2114)へ。	9:00~17:00
	尾崎グラウンド(桜小路1-5)	野球場1面。申し込みは文化・スポーツ課(☎74-8038)へ。	8:30~19:00
多目的グラウンド※	石脇公園グラウンド(石脇公園内)	広場面積8,000m ² 。利用予約は都市計画課(☎24-6399)へ。	8:30~17:00
	松涛グラウンド (由利本荘総合防災公園内)	広場面積8,000m ² (80m×100m)。利用予約は都市計画課(☎24-6399)へ。	8:30~17:00
	田頭河川敷運動公園(石脇字田頭207)	グラウンドゴルフ、フライングディスクなどができる。占用する場合は文化・スポーツ課(☎74-8038)まで。	8:30~18:00
	南内越運動広場(川口字愛宕山150)	広場面積約3,000m ² 。申し込みは南内越公民館(☎22-0316)へ。	8:30~17:00
	子吉運動広場(埋田字用堀北地内)	広場面積約2,000m ² 。申し込みは子吉公民館(☎22-0425)へ。	8:30~17:00
	石沢運動広場(館字六角167)	広場面積約9,500m ² 。申し込みは石沢公民館(☎29-2111)へ。	8:30~17:00
	松ヶ崎運動広場(神沢字大森山地内)	広場面積約5,000m ² 。申し込みは松ヶ崎公民館(☎28-2001)へ。	8:30~17:00
	鳥海高原花立グラウンド (矢島町城内字花立8-1)	多目的広場1面。冬期間休業。申し込みは矢島産業建設課(☎55-4953)へ。	8:00~17:00 (7月1日~8月31日の期間 6:00~19:00)
	岩城多目的グラウンド (岩城亀田亀田町字亀田町28)	広場面積13,600m ² あり、軟式野球も利用可能な多目的グラウンド。申し込みは(株)サンアメニティ(☎73-3664)へ。	9:00~17:00
	由利緑地公園(黒沢字山本68)	野球場1面(両翼108m)、サッカーコート1面。照明設備あり。照明使用料は別途。チビッコ広場(遊具有)。駐車場106台。申し込みは由利産業建設課(☎53-2114)へ。	9:00~21:00
屋内運動場	大内農村広場(中館字堤台76-4)	サッカー、野球ができる。グラウンド174m×91m。駐車場200台。申し込みは堤台スポーツエリア管理棟(☎65-2001)へ。	9:00~17:00 (平日の午前は事前の申込が必要)
	葛岡広場(葛岡字葛岡90)	グラウンドゴルフ16ホール。ゲートボールコート4面。申し込みはどまらんど大内(☎66-2950)へ。	9:00~17:00
	東由利運動場(東由利老方字台山25)	面積16,068m ² 。多目的クレイグラウンド、野球場1面。申し込みは東由利産業建設課(☎69-2116)へ。	9:00~17:00
	鳥海健康広場ソフトボール場 (鳥海町伏見字折切30)	ソフトボール場1面。冬季間休業。申し込みは鳥海産業建設課(☎57-2205)へ。	8:00~18:00
	笛子交流広場「つきやま」 (鳥海町上笛子字石神15)	多目的広場1面、ゲートボール場1面。冬季間休業。申し込みは鳥海産業建設課(☎57-2205)へ。	8:00~18:00
	矢島屋内運動広場 (矢島町七日町字羽板173)	ゲートボール、グラウンドゴルフなどができる。申し込みは矢島産業建設課(☎55-4953)へ。	9:00~21:00
	どまらんど大内(葛岡字葛岡92)	ゲートボールコート4面。申し込みはどまらんど大内(☎66-2950)へ。	9:00~12:00 13:00~17:00 18:00~21:00



種別	施設名(住所)	施設内容	利用時間
屋内運動場	東由利屋内運動広場「げんき館」(東由利館合字代山83)	人工芝コート、休憩室(20畳)、ゲートボールコート2面。テニスコート1面。申し込みは東由利産業建設課(☎69-2116)へ。	9:00~21:00 (ただし、日曜日は9:00~17:00)
	ナイスアリーナ(由利本荘アリーナ)屋根付きグラウンド(石脇字田尻野18)	フットサルコート1面、テニスコート2面。グラウンドゴルフもできる。休館日は毎月第3月曜、年末年始。申し込みは(☎22-0001)へ。	9:00~21:30
サッカーカー場※	由利運動公園サッカーフィールド(前郷字根堀台134)	サッカーフィールド1面。駐車場90台。申し込みは由利産業建設課(☎53-2114)へ。	9:00~17:00
	西目サッカーフィールド(西目町出戸字浜山6-1)	人工芝のサッカーフィールド1面。駐車場261台収容。申し込みは西目教育学習課(☎33-2315)へ。	8:30~19:00
ゲートボール場	スパーク岩城(岩城亀田大町字地蔵坂57-1)	屋内ゲートボール場2面。グラウンドゴルフも利用可能。申し込みは(株)サンアメニティ(☎73-3664)へ。	9:00~17:00
	由利運動公園ゲートボール場(前郷字根堀台134)	屋外2面、屋内2面。申し込みは由利産業建設課(☎53-2114)へ。	9:00~17:00
	鳥海健康広場ゲートボール場(鳥海町伏見字折切30)	コート2面。申し込みは鳥海産業建設課(☎57-2205)へ。	9:00~17:00
テニスコート※	本荘由利総合運動公園テニスコート(水林379)	全天候型コート4面。申し込みは文化・スポーツ課(☎74-8038)へ。	8:30~19:00
	石脇公園テニスコート(石脇公園地内)	コート2面。お問い合わせは都市計画課(☎24-6399)へ。使用後はブラシ等で整地をお願いします。	8:30~17:00
	サンスポーツランド岩城テニスコート(岩城内道川字新鶴湯3-11)	人工芝コート4面。申し込みは(株)サンアメニティ(☎73-3664)へ。	9:00~17:00
	由利運動公園テニスコート(前郷字根堀台134)	コート4面。壁打ち用3面。申し込みは由利産業建設課(☎53-2114)へ。※現在使用不可。	9:00~17:00
	大内テニスコート(中館字堤台76-3)	全天候透水型4面。ナイター利用可。照明使用料は別途。申し込みは堤台スポーツエリア管理棟(☎65-2001)へ。	9:00~21:00 (平日の午前及び夜間は事前の申込が必要)
	西目テニスコート(西目町出戸字浜山6-1)	オムニコート2面。駐車場20台。申し込みは西目教育学習課(☎33-2315)へ。	9:00~19:00
	鳥海健康広場テニスコート(鳥海町伏見字折切30)	コート2面。申し込みは鳥海産業建設課(☎57-2205)へ。	8:00~21:00
プール	本荘プール(蟻山1)	50m×8コース、25m×12m。使用可能期間は7月下旬から8月下旬。	9:00~16:00
	大手門温水プール「遊泳館」(尾崎23)	①25mプール、②幼児プール、③リラクゼーションプール、④歩行用プール、⑤ジャグジーがある。(③④⑤は温泉水)毎週水曜休館。問い合わせは遊泳館(☎24-0134)へ。	10:00~21:00 ただし土曜日は10:00~22:00
	南内越プール(川口字愛宕山137-2)	25m×9m、幼児プール50m。使用可能期間は7月下旬から8月下旬。	10:00~11:30 13:00~16:00
	B&G由利海洋センター(前郷字御伊勢下39-2)	25m×6コース(水深110cm)、幼児用プール(水深50cm)。夏季の営業。問い合わせは(☎53-3166)へ。	9:00~21:00
	B&G大内海洋センター(中館字堤台2)	メインプール25m×13m、幼児プール6m×10m。夏季の営業。問い合わせはB&G由利海洋センター(☎53-3166)へ。	10:00~12:00 13:00~17:00 18:00~21:00
	東由利プール(東由利老方字台山50)	25m×6コース。幼児用プールスペース設置。夏季の営業。問い合わせは東由利産業建設課(☎69-2116)へ。	月 休館日 火~金 13:00~20:00 土・日・祝 9:00~17:00
体育館	B&G西目海洋センター(西目町沼田字新道下2-682)	メインプール25m×6コース、幼児プール6m×10m。夏季の営業。問い合わせは(☎33-4128)へ。	9:00~21:00
	本荘第二体育館(桜小路1-5)	バスケットボールコート1面、バレーボールコート1面、バドミントンコート2面。申し込みは文化・スポーツ課(☎74-8038)へ。	8:30~21:00
	石脇体育館(石脇字弁慶川12)	バスケットボールコート1面、家庭婦人バレーボールコート2面。申し込みは文化・スポーツ課(☎74-8038)へ。	8:30~21:00
	市民交流学習センター多目的ホール(上大野16)	卓球、バドミントンなどができる。フットサルやバスケットボールは使用不可。毎週月曜休館。申込みは(☎24-4344)へ。	8:30~22:00
	コミュニティ体育館(美倉町30)	バレーボール、バスケットボール、バドミントンなどができる。申し込みは文化・スポーツ課(☎74-8038)へ。	8:30~21:00
	鶴舞会館運動室(瓦谷地1)	バレーボール、卓球などができる。申し込みは鶴舞会館(☎24-2911)へ。	9:00~21:00
	松ヶ崎体育館(松ヶ崎字荒町北側地内)	バスケットボールコート1面、バレーボールコート1面、バドミントンコート3面、テニスコート1面。申し込みは松ヶ崎公民館(☎28-2001)へ。	9:00~21:00
	南内越コミュニティ体育館(川口字愛宕山150)	バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、バドミントンコート4面、テニスコート1面。申し込みは南内越公民館(☎22-0316)へ。	8:30~21:00
	子吉公民館講堂(埋田字用堰北17)	バレーボールコート1面、バドミントンコート2面。申し込みは子吉公民館(☎22-0425)へ。	8:30~21:00

種別	施設名(住所)	施設内容	利用時間
体育館	小友地区健康増進センター (三条字三条谷地70-1)	バスケットボールコート1面、バレー・ポールコート2面、パドミントンコート2面。フロア・ポール用具あり。申し込みは小友公民館(☎22-0318)へ。	8:30~21:00
	石沢体育館(館字六角168)	バスケットボールコート1面(小コートの場合2面)、バレー・ポールコート2面。申し込みは石沢公民館(☎29-2111)へ。	9:00~21:00
	北内越公民館講堂(内越字平岡304-1)	バレー・ポールコート2面、パドミントンコート2面。卓球用具。申し込みは北内越公民館(☎22-0319)へ。	8:30~21:00
	矢島体育センター (矢島町七日町字上山寺54-1)	バスケットコート1面、バレー・ポールコート2面、パトミントンコート3面、軽運動室、調理室、ミーティングルーム、スタジオ。休館日は、第4日曜日、8/13~8/15、12/29~1/3。申し込みは矢島産業建設課(☎55-4953)へ。	9:00~21:00
	岩城総合体育馆 (岩城内道川字新鶴潟50)	バスケットボールコート2面、バレー・ポールコート2面、パドミントンコート8面。申し込みは(株)サンアメニティ(☎73-3664)へ。	9:00~21:00
	亀田体育馆 (岩城亀田亀田町字亀田町93)	バレー・ポールコート2面。申し込みは岩城産業建設課(☎73-2014)へ。	9:00~21:00
	高城体育馆 (岩城亀田亀田町字亀田町18-2)	バスケットボールコート2面、バレー・ポールコート2面。申し込みは(株)サンアメニティ(☎73-3664)へ。	9:00~21:00
	由利体育馆(前郷字御伊勢下1)	バレー・ポールコート2面、テニスコート1面。駐車場36台。申し込みは由利産業建設課(☎53-2114)へ。	9:00~21:00
	B&G由利海洋センター (前郷字御伊勢下39-2)	バスケットボールコート1面、バレー・ポールコート2面、パトミントンコート4面、インディアカコート4面。駐車場90台。問い合わせは(☎53-3166)へ。	9:00~21:00
	岩谷体育馆(岩谷町字日渡100)	バスケットボールコート1面、バレー・ポールコート2面。申し込みは大内教育学習課(☎65-2210)へ。	平日 9:00~21:00 土・日・祝日は 17:00まで
	松本体育馆(松本字小及位野78)	バスケットボールコート1面、バレー・ポールコート2面。申し込みは下川大内出張所(☎66-2001)へ。	9:00~21:00 土・日・祝日は 17:00まで
	小栗山体育馆(小栗山字小栗山76-1)	バスケットボールコート1面、バレー・ポールコート2面。申し込みは上川大内出張所(☎67-2301)へ。	9:00~21:00 土・日・祝日は 17:00まで
	市総合体育馆(岩谷町字西越62)	各種公式戦開催条件対応施設(バレー・ポール、バスケットボール、卓球、フットサル、柔道、剣道、空手道、柔剣道)。メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、会議室がある。休館日は毎週第2・第4月曜、年末年始。申し込みは☎62-0500へ。	9:00~21:00
	東由利健康増進センター (東由利老方字台山43)	バスケットボールコート1面、バレー・ポールコート2面、パドミントンコート4面。トレーニングルーム。申し込みは東由利産業建設課(☎69-2116)へ。	9:00~21:00 (ただし、日曜日は 9:00~17:00)
	B&G西目海洋センター (西目町沼田字新道下2-682)	バスケットボールコート1面、バレー・ポールコート2面、パドミントンコート3面。申し込みはB&G西目海洋センター(☎33-4128)へ。	9:00~21:30
	鳥海トレーニングセンター (鳥海町伏見字折切38-3)	バレー・ポール、バスケットボール、卓球などができる。申し込みは鳥海産業建設課(☎57-2205)へ。	9:00~21:00
	ナイスアリーナ(由利本荘アリーナ) (石脇字田尻野18)	メインアリーナ(バスケットボール・バレー・ポールコート4面)、サブアリーナ(バスケットボール・バレー・ポールコート1面)、剣道場(2面)、柔道場(2面)、トレーニングルーム、会議室、大・小の宿泊室がある。休館日は毎月第3月曜、年末年始。申し込みは(☎22-0001)へ。	9:00~21:30
武道場	本荘弓道場(水林265)	近的12人立ち。110畳和室あり。申し込みは文化・スポーツ課(☎74-8038)へ。	8:30~21:00
	矢島格技場(矢島町矢島町1)	剣道、柔道などができる。申し込みは矢島産業建設課(☎55-4953)へ。	9:00~21:00
	由利武道館(前郷字家岸上堤83)	剣道場1面(小コート2面)、柔道場1面(専用たたみ98畳)駐車場36台。申し込みは由利産業建設課(☎53-2114)へ。	9:00~21:00
	大内弓道場(中館字堤台76-3)	近的6人立ち。申し込みは堤台スポーツエリア管理棟(☎65-2001)へ。	9:00~21:00 (平日の午前及び 夜間は事前の申 込が必要)
	西目弓道場「無想館」 (西目町沼田字西潟356-1)	近的6人立ち。申し込みは西目教育学習課(☎33-2315)へ。	9:00~21:00
	ナイスアリーナ(由利本荘アリーナ) 剣道場・柔道場(石脇字田尻野18)	剣道場(2面)、柔道場(2面)。休館日は毎月第3月曜、年末年始。申し込みは(☎22-0001)へ。	9:00~21:30



種別	施設名(住所)	施設内容	利用時間
パークゴルフ等※	芋川桜づつみパークゴルフ場 (内黒瀬字新荒町地内)	18ホール。駐車場29台あり。4月から11月末まで利用可。問い合わせは☎24-4811または文化・スポーツ課(☎74-8038)まで。	9:00~17:00
	岩城パークゴルフ場 (岩城内道川字新鶴湯2-3)	4コース36ホールの日本パークゴルフ協会公認コース。問い合わせは、(株)サンアメニティ(☎73-3664)または、管理棟(☎73-3378)へ。	9:00~17:00
	鳥海高原子供の国パークゴルフ場 (矢島町城内字花立96)	全18ホール。4月の下旬から11月上旬の営業。他にゴーカート場などがある。問い合わせは矢島産業建設課(☎55-4953)まで。	9:00~17:00
	八塩いこいの森パークゴルフ場 (東由利田代字深山地内)	6コース54ホール。4月下旬~11月上旬の営業。問い合わせは八塩いこいの森センターhaus(☎69-2332)または(株)香楽園(☎22-4099)へ。	9:00~17:00
	ぽぽろっこグラウンドゴルフ場 (岩谷町字西越36)	グラウンドゴルフができる。用具の貸し出しは100円。午前150円、午後150円、ナイターは250円。問い合わせはぽぽろっこ(☎62-1126)まで。	9:00~21:00
	西目多目的広場 (グラウンドゴルフ他) (西目町出戸字浜山6-1)	4コース32ホール。グラウンドゴルフ。冬季間休業。問い合わせは西目教育学習課(☎33-2315)へ。	8:30~17:00
場射撃	鳥海射撃場 (鳥海町上川内字提鍋沢30-1)	トラップ及びスキート射撃、ラビット射撃、ライフル射撃。冬季間休業。問い合わせは鳥海産業建設課(☎57-2205)へ。	9:00~17:00
ネスフィット	由利本荘市ポートプラザ「アクアパル」 (北裏地54-1)	エアロバイク、ランニングマシン、ローイングマシン、各種筋トレ用具がある。月曜休館(祝日の場合は翌日)。問い合わせはアクアパル(☎22-5611)へ。	9:00~21:15
	市総合体育館トレーニングルーム (岩谷町字西越62)	各種ウェイトトレーニング、ウォーキング・ランニングマシーン、ダンベル等がある。休館日は体育館同様、第2・第4月曜。	9:00~20:45 (受付終了は20:00)
	ナイスアリーナ(由利本荘アリーナ)トレーニングルーム(石脇字田尻野18)	ランニングマシン、ウェイトマシン、フリーウエイト等がある。休館日は毎月第3月曜、年末年始。問い合わせは(☎22-0001)へ。	9:00~21:30

※屋外のスポーツ施設は、季節によって使用できない期間があります。使用料については、各担当にお問い合わせください。

由利本荘市の指定文化財等件数一覧

令和4年4月1日現在

種別	国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	重文1	3	17
	絵画			2
	彫刻		2	28
	工芸品		6	12
	書跡・典籍			11
	古文書		1	6
	考古資料		5	9
	歴史資料		1	44
無形文化財				
民俗	有形民俗文化財		1	13
	無形民俗文化財	重無民1	6	22
記念物	史跡	1	3	15
	名勝			
	名勝及び天然記念物		1	1
	天然記念物		7	19
	重要伝統的建造物群保存地区			
合計		3	36	198
計				
記録選択無形民俗文化財		3	3	6
登録有形文化財(建造物)				
登録有形文化財(建造物)		12件	38	38

※重文:重要文化財

※重無民:重要無形民俗文化財

観光・レジャー施設などは

イベントなどは

■ 観光振興課または各総合支所産業建設課

一年間を通して各地域でお祭りや伝統芸能、花火大会などの観光イベントが開催されます。市や観光協会などが主催するイベントについては、開催するときに広報紙などでお知らせします。

観光地・施設などは

■ 観光振興課または各総合支所産業建設課

本荘公園

石垣を使わず土塁と壕による城として本城豊前守満茂が築いた城址で、大正時代に史跡公園として整備。春には桜まつりやつじまつりが行われ、毎年にぎわいを見せています。

園内には温水プール「遊泳館」や休憩施設「本丸の館」及び体験学習施設「修身館」が、園下には御手作堤や鶴舞温泉があります。

鳥海高原花立牧場公園

標高400mに位置し、コテージがあります。

レストランや売店、観光案内所がある花立クリーンハイツ。バターやアイスクリームづくりなどの体験もでき、コーヒーとソフトクリームをあわせたほろ苦いスイーツを扱う花立工場併設のジャージーhausのはほか、ゴーカートやパークゴルフなどのレジャー施設もあります。また、平成6年には星空の美しく見える場所全国2位として環境庁の認定を受けています。

天鷲郷

亀田藩2万石の歴史と文化を集積した観光スポット。藩政時代の士農工商の建築物や伝統工芸の実演が見学できる天鷲村や高さ22mの天鷲城、美術館や茶室のある亀田城があります。

南由利原青少年旅行村

鳥海山が「さかさ鳥海」として映し出される大谷地池や、コスモス園など四季折々の自然が満喫できます。遊歩道やサイクリングロードが巡り、オートキャンプ場やケビンなどキャンプ施設が充実しているほか、プラネタリウムや望遠鏡がある天体観察施設スターハウスがあります。周辺にはゴルフ練習場もあります。

大小屋ファミリーランド

ロッジ7棟、炊事場、ゴーカートなどがあり、家族や仲間でキャンプなどを楽しむことができます。また、近くには放牧場が隣接し、眺望に恵まれ、森林浴にも効果的で、休息と憩いのひとときには最適な環境を提供しています。

八塩いこいの森

周辺の八塩山の麓や八塩ダムとともに黄桜の名所として定着。ダム周辺を散策できる遊歩道、オートキャンプ場(全30サイト)、パークゴルフ場などが整備されています。また近くの八塩山は、標高713mで見事なブナ原生林が広がり、ハイキングが楽しめます。

望海の丘

眼下には田園が広がり、その向こうの日本海まで望むことができる自然公園。管理棟などの施設や総延長6kmにもおよぶ遊歩道が設けられています。

法体の滝

日本の滝百選の一つ。滝上部の玉田渓谷の甌穴(おうけつ)群とともに県の名勝・天然記念物に指定されています。3段からなる滝は、流長100m、落差57.4mの名瀑で、清冽な水と山々のコントラストは絶景。前面には園地が整備され、キャンプやバーベキューなどを楽しむことができます。

鳥海山

市内には「矢島口コース」「猿倉口コース」「百宅口コース」の3つの登り口があり、いずれも上りは4時間前後、下りは3時間前後の行程で、夏にはチョウカイスマなどの鳥海山特有の高山植物が、秋には色鮮やかな紅葉が楽しめます。「矢島口」は秋田県側で最も古い歴史を持つ登山道で、祓川5合目を起点にし、5月下旬まで春スキーが楽しめます。「猿倉口」は鳥海山麓唯一の高温泉・猿倉温泉を拠点に登る静かな山旅を味わえるコース。「百宅口」は、4合目に休憩所やテントサイトがある大清水園地キャンプ場があり、途中には大倉の滝を見ることができます。

桑ノ木台湿原

鳥海山の3合目付近、標高約690mに位置する湿原で、総面積はおよそ8ha。ワタスゲやレンゲツツジ、エゾリンドウなどの植物が生息しています。湿原内には木道が整備され、鳥海山を望みながらのトレッキングが楽しめます。

海水浴場

- ・本荘マリーナ海水浴場(石脇字田尻地内)
- ・道川海水浴場(岩城内道川地内)
- ・西目海水浴場(西目町出戸字浜山地内)

スキー場

- ・鳥海高原矢島スキー場
(矢島町荒沢字長保田6 ☎56-2182)
- ・長坂スキー場(長坂字大霜38-3 ☎66-2526)
- ・大平スキー場(東由利宿字湯ノ沢80 ☎69-2116)

保養施設

- ・鶴舞温泉(西小人町23-1 ☎23-7227)
- ・ぱいんすば新山(石脇字田尻30-12 ☎28-1661)
- ・岩城温泉「港の湯」
(岩城内道川字新鶴渕192-43 ☎73-3789)
- ・ゆりの里交流センター「ゆりえもん」
(前郷字御伊勢下39-2 ☎53-2651)
- ・総合交流ターミナル「ぽぽろっこ」
(岩谷町字西越36 ☎62-1126)
- ・黄桜温泉「湯楽里」(東由利老方字畠田28 ☎69-2611)
- ・かしわ温泉(西目町西目字釜ヶ沢96-5 ☎33-2259)
- ・休養宿泊施設「鳥海荘」
(鳥海町猿倉字湯ノ沢103-1 ☎58-2065)
- ・ホテルフォレスター鳥海
(鳥海町猿倉字奥山前8-45 ☎58-2888)

キャンプ場

- ・本荘マリーナオートキャンプ場
(石脇字田尻32-8 ☎24-0400)
- ・祓川キャンプ場(矢島町城内字木境地内 ☎55-4953)
- ・岩城オートキャンプ場
(岩城内道川字新鶴渕192-43 ☎73-3789)
- ・県立岩城少年自然の家
(岩城赤平字長ヶ沢260-8 ☎74-2011)
- ・南由利原青少年旅行村キャンプ場
(西沢字南由利原373 ☎53-2126)
- ・大小屋ファミリーランド
(岩野目沢字石森4-13 ☎67-2313)
- ・八塩オートキャンプ場
(東由利田代字沢中41-6 ☎69-2332)
- ・法体園地キャンプ場
(鳥海町百宅字奥山地内 ☎57-2205)
- ・大清水園地キャンプ場
(鳥海町百宅字手代沢国有林地内 ☎57-2205)
- ・大平キャンプ場
(鳥海町上笹子字大平地内 ☎57-2205)

レジャー施設など

- ・花立牧場公園子供の国
(矢島町城内字花立地内 ☎55-2044)
- ・花立クリーンハイツ(矢島町城内字花立96 ☎55-3400)
- ・スターハウス「コスモワールド」
(西沢字南由利原358 ☎53-2008)
- ・サイクリングターミナル「やまゆり」
(西沢字南由利原360 ☎53-3055)
- ・ふれあいロッジ「スノーモビルランド」
(西沢字南由利原367-2 ☎53-2126)
- ・大小屋ファミリーランド
(岩野目沢字石森4-13 ☎67-2313)
- ・やさい王国(矢島町城内字築館451 ☎55-2560)
- ・菜らんど(鳥海町伏見字久保146-1 ☎57-3797)
- ・八塩パークゴルフ場(東由利田代字沢中41-6 ☎69-2332)





いざというときに

救急・急病のときは

119番は

●119番は落ち着いて

通信員が順を追ってお聞きしますので、住所(場所や近くの目標物)、救急の状況などをはっきりと落ち着いて伝えてください。

休日、夜間に病気になつたら

休日・夜間の急病や入院・手術を要するなど症状が重いときは、次のとおり、各病院で診療にあたります。

●病院輪番制

・診療時間 曜日・祝日、振替休日、年末年始(12月31日～1月3日)は8:00～(24時間)、平日(夜間)は18:00～翌日8:00

診療日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
診療機関	由利組合 総合病院	佐藤病院	由利組合 総合病院	本荘第一病院	由利組合 総合病院	本荘第一病院	由利組合 総合病院

●救急病院の連絡先

- ・由利組合総合病院 川口字家後38 ☎27-1202(休日・夜間)
- ・本荘第一病院 岩渕下110 ☎22-0111(代表)
- ・佐藤病院 小人町117-3 ☎22-6555(代表)
- ・由利本荘市休日応急診療所 堤脇45 ☎24-3917 ※現在休診中

災害に際しては

災害時の応急対策体制

■危機管理課 ☎24-6238

●災害対策本部

災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害応急対策及び災害の予防を進めます。災害が甚大と判断された場合には、市役所内に「災害対策本部」(本部長は市長)を設置し、人命救助活動、消火活動、情報活動、救急医療活動、避難支援などを行います。

●災害の情報伝達は

市では、同報系防災行政無線や災害広報車、IP告知放送、消防防災メールなどにより災害情報や応急対策情報を皆さんにお知らせします。

●自主防災組織

自主防災組織は、皆さんが自発的につくる防災のための組織です。自治会や地域のコミュニティ活動などの集まりの中で、地域の防災について話し合いましょう。

広告

JJA JA秋田厚生連

日本医療機能評価機構認定病院

由利組合総合病院

院長 軽部 彰宏

〒015-8511

秋田県由利本荘市川口字家後38

TEL:0184-27-1200
(代表)

TEL:0184-27-1201
(夜間・休日)



いざというときに

大地震に備えて

危機管理課 ☎24-6238または各総合支所市民サービス課

普段から次のようなことを心がけておきましょう。

- ・家具などを壁に固定しましょう。
- ・消火器、消防用水を常備し、使い方を知っておきましょう。
- ・家の中に危険な個所がないか点検しましょう。
- ・最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所を確かめておきましょう。
- ・防災訓練には、進んで参加しましょう。
- ・家族そろって、いざというときの話し合いをしておきましょう。

●これだけは備えておこう

災害時には食料や水、医薬品などがどうしても不足します。このため、各家庭や地域において非常時の持ち出し品を準備し、取り出しやすい所に置くように工夫しましょう。

災害用伝言ダイヤル171

NTTでは、大きな災害で、電話がつながりにくくなった場合に、安否確認の伝言を録音できるサービスを実施します。

どの地域からでも「171番」にダイヤルし、ガイダンスに従い録音の場合は「1」に続いて被災し安否を確認したい相手の電話番号を、再生は同様に「171」と「2」の後、被災相手の電話をダイヤルしてください。録音の内容は被災相手の電話番号が分かれればだれでも聞くことができます。

家庭で用意したいもの	
食料	乾パン、乾燥米(アルファ化米)、即席めん、食塩、缶詰類、梅干、たくあん、つくだ煮など。粉ミルク、ほ乳瓶、缶切り、ナイフ、スプーンなど。※お米は常に10日分以上ストックしておく。
水	人が生きていくための飲料水は、最低1人当たり1日3㍑必要です。各家庭でもバケツやポリタンク、風呂などに水を入れておきましょう。
医薬品	消毒液、傷薬、胃腸薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、持病の薬
応急活動用品	携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、マッチ、ローソク、手袋、細ひも、ナイフ、ビニール袋、下着、毛布または寝袋、タオル、雨具、ヘルメット、防災頭巾、ペビー用品(オムツなど)、固体燃料など
貴重品	現金、預金通帳、印鑑、権利証、お薬手帳など

市指定緊急避難場所・避難所

危機管理課 ☎24-6238または各総合支所市民サービス課

「指定緊急避難場所」～迫り来る災害から身を守るため、とっさに避難する場所

- ・屋外施設→すぐに避難が可能
- ・屋内施設→(無人施設)施設管理者が解錠することで避難が可能
(有人施設)すぐに避難が可能

「指定避難所」(※「避難所との兼用」欄に●がついている施設)～被災者が一時的に滞在し、場合によっては数日間の避難生活が可能な場所
・災害時に、必要に応じて市の判断で開設されます。

普段から、お住まいの近くの避難場所・避難所を確認しておきましょう。

●由利本荘市指定緊急避難場所及び指定避難所

避難所との兼用	指定避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
		洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	屋外	屋内	
本荘地域(緊急避難場所60箇所(うち避難所31箇所))												
由利本荘市消防庁舎				●	●					0	200	22-4282
鶴舞球場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	8,000	0	74-8038
本荘公園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15,000	0	24-6399

避難所との兼用	指定避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
		洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	屋外	屋内	
	本荘公園前広場	●	●	●	●	●	●	●	●	2,500	0	24-6399
●	コミュニティ体育馆	●		●		●	●	●	●	0	450	74-8038
●	鶴舞会館	●	●	●	●	●	●	●	●	0	600	24-2911
●	本荘由利広域行政センター	●	●	●	●	●	●	●	●	0	120	23-2019
	羽後信用金庫(駐車場)			●	●					800	0	23-3000
	本荘グランドホテル			●	●					0	500	23-4511
	本荘由利総合運動公園			●	●	●	●	●	●	18,250	0	24-2410
●	鶴舞小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	5,000	600	22-1422
●	本荘南中学校	●	●	●	●	●	●	●	●	15,000	750	22-7153
●	ポートプラザアクアパル	●	●		●		●	●	●	1,500	450	22-5611
●	砂子下コミュニティセンター	●	●		●		●	●	●	0	80	24-6334
	ホテルアイリス			●	●					0	500	24-5115
	本荘合同庁舎			●	●					0	50	22-2335
	本荘高等学校グラウンド			●	●	●	●	●	●	16,000	0	22-0832
●	尾崎小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	5,000	600	24-1236
●	本荘東中学校	●	●		●		●	●	●	12,400	700	27-2311
●	文化交流館カダーレ	●	●	●	●	●	●	●	●	4,750	430	22-2500
●	市民交流学習センター	●		●		●	●	●	●	1,000	250	24-4344
	本荘ステーションホテル			●	●					110	0	23-3611
●	本荘南部コミュニティ防災センター	●	●	●	●	●	●	●	●	0	40	24-3855
	由利工業高校グラウンド			●	●	●	●	●	●	8,150	0	22-5520
●	由利本荘総合防災公園	●	●	●	●	●	●	●	●	20,000	3,000	22-0001
	石脇公園グラウンド			●	●	●	●	●	●	8,500	0	24-6399
●	新山小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	4,750	750	22-1420
●	本荘北中学校	●	●	●	●	●	●	●	●	14,000	900	22-0321
●	石脇体育館	●	●	●	●	●	●	●	●	0	500	74-8038
●	職業訓練センター	●	●	●	●	●	●	●	●	0	250	23-5502
	田尻野消防センター	●	●	●	●	●	●	●	●	50	0	—
	松ヶ崎八幡神社境内			●		●				500	0	28-2611
	光禅寺境内			●		●				160	0	—
	神沢緑地広場			●		●				2,050	0	24-6355
	神沢配水池敷地			●		●				200	0	22-0453
	松ヶ崎運動広場			●	●	●	●	●	●	2,500	0	28-2001
	折林八幡神社境内			●		●				160	0	28-2611
	芦川配水池敷地			●		●				250	0	22-0453
	親川御嶽神社境内			●		●				1,150	0	28-2611
	深沢運動広場			●	●	●	●	●	●	280	0	—
	三川公民館前広場			●	●	●	●	●	●	330	0	23-6606
●	松ヶ崎公民館	●		●	●		●	●	●	1,000	100	28-2001



いざというときに

避難所との兼用	指定避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
		洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	屋外	屋内	
●	松ヶ崎体育館	●	●	●			●	●	●	0	360	28-2780
	北内越運動広場			●			●	●	●	9,000	0	—
●	北内越公民館	●	●		●		●	●	●	900	350	22-0319
	県立大学本荘キャンパス					●				13,500	0	27-2000
	南内越運動広場				●		●	●	●	2,500	0	22-0316
	由利高等学校グラウンド				●		●	●	●	18,000	0	22-3219
●	南内越公民館・体育館	●	●		●		●	●	●	0	620	22-0316
●	小友小学校	●	●		●		●	●	●	5,500	370	22-4017
●	小友公民館	●	●		●		●	●	●	1,150	450	22-0318
	石沢運動広場				●		●	●	●	5,000	0	29-2111
●	石沢体育館	●	●		●		●	●	●	0	310	29-2111
●	ウッディホールこだま	●	●		●		●	●	●	0	130	29-2501
●	旧石沢小学校	●	●		●		●	●	●	4,750	390	—
●	山内公民館	●	●		●		●	●	●	0	20	—
●	子吉小学校	●	●		●		●	●	●	6,400	360	24-2990
●	子吉公民館	●	●		●		●	●	●	700	260	22-0425
●	子吉地区コミュニティ防災センター	●	●		●		●	●	●	0	50	—
●	秋田県立ゆり支援学校	●	●	●	●	●	●	●	●	5,000	300	27-2630

矢島地域(緊急避難場所11箇所(うち避難所5箇所))

	矢島ふれあい公園			●		●	●	●	6,500	0	55-4951
	矢島多目的運動広場			●		●	●	●	7,350	0	56-2540
	矢島高等学校グラウンド			●		●	●		7,000	0	55-3031
	矢島ソフトボール場			●		●	●	●	6,400	0	56-2540
	消防署矢島分署			●		●	●		500	0	55-2111
●	矢島小学校	●		●		●	●	●	2,850	490	56-2069
●	矢島中学校	●	●	●		●	●		7,300	950	56-2062
●	矢島体育センター	●		●		●	●	●	1,000	550	56-2540
●	矢島コミュニティセンター日新館	●	●	●		●	●	●	2,150	350	56-2203
	矢島保育園	●	●	●		●	●	●	2,750	0	27-5656
●	矢島福祉社会館	●		●		●	●	●	0	120	56-2205

岩城地域(緊急避難場所13箇所(うち避難所6箇所))

	上新谷自治会グラウンド			●	●	●	●	●	1,450	0	—
	国立病院機構あきた病院			●	●	●	●	●	1,400	0	73-2002
	旧道川中学校グラウンド			●	●	●	●	●	2,150	0	73-2011
	岩城総合支所駐車場			●	●	●	●	●	1,450	0	73-2011
	二吉自治会グラウンド			●	●	●	●	●	2,200	0	—
	岩城多目的グラウンド			●	●	●	●	●	5,000	0	73-2468
	旧道川小学校グラウンド			●	●		●	●	2,150	0	—
●	岩城小学校	●	●	●	●	●	●	●	5,000	600	62-5030

避難所との兼用	指定避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
		洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	屋外	屋内	
●	岩城会館	●	●	●	●	●	●	●	●	0	300	73-2468
●	亀田出張所	●	●	●	●		●	●	●	0	200	72-2001
●	岩城中学校	●	●	●	●	●	●	●	●	9,000	650	73-2212
●	岩城総合体育館	●	●	●	●	●	●	●	●	0	700	73-2468
●	亀田体育館	●		●	●		●	●	●	0	350	73-2468
由利地域(緊急避難場所10箇所(うち避難所5箇所))												
	旧前郷小学校グラウンド				●		●	●	●	6,000	0	—
	鳥海山木のおもちゃ美術館駐車場				●		●	●	●	3,700	0	—
	旧西沢小グラウンド				●		●	●	●	6,300	0	—
	由利緑地公園多目的グラウンド				●		●	●	●	8,900	0	—
●	由利小学校	●	●	●		●	●	●	●	5,450	600	32-8171
●	由利中学校	●		●		●	●	●	●	10,200	600	53-2526
●	由利体育館	●	●	●		●	●	●	●	550	770	53-2879
●	B&G由利海洋センター	●	●	●		●	●	●	●	0	450	53-3166
●	コミュニティセンター善隣館	●	●	●		●	●	●	●	0	360	53-2336
	西滝沢水辺プラザ		●	●		●	●	●	●	3,800	0	53-3939
大内地域(緊急避難場所10箇所(うち避難所8箇所))												
●	岩谷小学校		●		●		●	●	●	5,850	400	65-2220
	旧下川大内小学校	●	●	●		●	●	●	●	5,300	0	—
	旧上川大内小学校	●		●		●	●	●	●	5,750	0	—
●	大内農村環境改善センター	●	●	●		●	●	●	●	0	380	65-2210
●	上川大内出張所	●	●	●		●	●	●	●	0	140	67-2301
●	下川大内出張所	●		●		●	●	●	●	0	80	66-2001
●	大内中学校	●	●	●		●	●	●	●	9,200	750	65-2105
●	由利本荘市総合体育館	●	●	●		●	●	●	●	10,000	1,200	62-0500
●	大内小学校	●	●	●		●	●	●	●	5,000	380	66-2010
●	岩谷体育館	●	●	●		●	●	●	●	0	330	65-2210
東由利地域(緊急避難場所18箇所(うち避難所13箇所))												
	旧住吉小学校跡広場				●		●	●	●	1,750	0	69-2110
	東由利運動場				●		●	●	●	5,000	0	69-2310
	旧大夢生涯学習センター グラウンド				●		●	●	●	2,450	0	69-2310
	老方館グラウンド				●		●	●	●	1,150	0	69-2310
●	東由利小学校	●	●	●		●	●	●	●	4,350	350	69-2500
●	東由利中学校	●	●	●		●	●	●	●	3,600	550	69-2410
●	八塩生涯学習センター	●	●	●		●	●	●	●	1,450	370	69-2310
●	東由利体育館	●	●	●		●	●	●	●	0	210	69-2310
●	総合開発センター有鄰館	●	●	●		●	●	●	●	0	130	69-2310
●	八塩館	●		●		●	●	●	●	0	170	69-3606
●	住吉館	●	●	●		●	●	●	●	0	200	69-3508



いざというときに

避難所との兼用	指定避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
		洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	屋外	屋内	
●	玉米会館	●	●		●		●	●	●	0	140	69-2855
●	大蔵館	●	●		●		●	●	●	0	200	69-2864
●	高瀬館	●			●		●	●	●	0	210	69-3603
●	袖山館	●			●		●	●	●	0	120	69-3602
●	老方館	●	●		●		●	●	●	0	130	—
●	東由利克雪管理センター	●			●		●	●	●	0	170	69-3500
	「黄桜温泉」湯楽里(駐車場)	●	●		●		●	●	●	1,100	0	69-2611
西目地域(緊急避難場所11箇所(うち避難所4箇所))												
	特別養護老人ホーム「ひまわり」駐車場			●		●				5,000	0	32-1133
	坊主森			●		●				140	0	—
	御月森グラウンド			●	●	●	●	●	●	5,000	0	—
	中高屋公民館広場			●	●	●	●	●	●	430	0	—
	出戸交流センター敷地内			●	●	●	●	●	●	600	0	—
	西目高等学校グラウンド			●	●		●	●	●	10,500	0	33-2203
●	西目小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	10,000	650	33-2305
●	西目中学校	●	●	●	●	●	●	●	●	18,000	950	33-2304
●	西目公民館シーガル	●	●	●	●	●	●	●	●	0	450	33-2315
●	B&G西目海洋センター	●	●	●	●		●	●	●	0	500	33-4128
	津波避難タワー	●	●	●	●	●	●	●	●	60	0	—
鳥海地域(緊急避難場所14箇所(うち避難所10箇所))												
	上田野グラウンド				●		●	●	●	9,000	0	57-2201
	旧直根小学校グラウンド				●		●	●	●	11,000	0	57-2201
	旧笹子小学校グラウンド				●		●	●	●	6,000	0	57-2201
	健康広場				●		●	●		5,750	0	57-2205
●	紫水館	●	●		●		●	●		5,000	380	57-3020
●	直根公民館	●			●		●	●	●	1,050	130	58-2111
●	笹子公民館	●	●		●		●	●	●	1,050	160	59-2311
●	小川農村環境改善センター	●			●		●	●	●	420	170	57-2205
●	鳥海小学校	●	●		●		●	●	●	3,850	450	27-6311
●	鳥海中学校	●	●		●		●	●	●	6,000	1,050	57-2309
●	鳥海学習センター	●	●				●	●	●	3,900	100	57-2881
●	直根学習センター	●	●		●		●	●	●	5,000	550	58-2320
●	笹子学習センター	●	●		●		●	●	●	2,200	380	59-2311
●	鳥海トレーニングセンター	●	●		●		●	●		4,250	550	57-2205

●宿泊施設

	宿名	電話番号	住所
本荘	佐々木旅館	24-3003	八幡下148-1
	森下旅館	22-1601	給人町20-4
	安楽温泉	22-0637	大堤下4
	ホテルアイリス	24-5115	肴町5
	本荘ステーションホテル	23-3611	花畠町1丁目30
	本荘グランドホテル	23-4511	岩渕下254
	ホテルルートイン由利本荘	28-0001	井戸戻50
矢島	三船旅館	56-2032	矢島町館町50
	旭旅館	56-2223	矢島町七日町字羽坂21
	ハーブ民宿憩いの家	56-2612	矢島町立石字悪戸138
由利	ペンション駒の王子	53-3110	西沢字南由利原427-7
大内	総合交流ターミナル ぽっぽろっこ	62-1126	岩谷町字西越36
	かすみ温泉	66-2418	葛岡字落合43
	小羽広館	67-2542	岩野目沢字池ノ沢1
西目	伊庭旅館	33-3722	西目町沼田字新道下2-190
	にしめ湯っ娘ランド	33-4422	西目町沼田字新道下1112-1
鳥海	休養宿泊施設 鳥海荘	58-2065	鳥海町猿倉字湯ノ沢103-1
	旅館しらかば荘	58-2219	鳥海町猿倉字湯ノ沢21-15
	つり堀旅館三四郎	58-2534	鳥海町猿倉字板平6
	ホテル フォレスター鳥海	58-2888	鳥海町猿倉字奥山前8-45
	湯の沢温泉 ホテルまさか	58-2188	鳥海町猿倉字湯ノ沢52
	民宿 横丁	57-2663	鳥海町伏見字川添73-5

●農家民宿

宿名	電話番号	住所	
開墾の里	鳥海	57-2384	鳥海町才ノ神字上原119-5
自然満喫家	矢島	55-3351	矢島町坂之下字御嶽の下29-1
弁天の宿	東由利	69-3039	東由利老方字五升畑46-1
黄桜の宿 くし野	東由利	74-5127	東由利館合字前田19-4
農家民宿 やしお	東由利	050-7788-2643	東由利館合字白山66

●道の駅

名称	電話番号	付帯施設
道の駅「岩城」	73-3789	岩城温泉「港の湯」・オートキャンプ場・コテージ・直売所・物産コーナー・レストラン
道の駅「おおうち」	62-1126	温泉宿泊施設「ぽっぽろっこ」・レストラン・直売所・物産コーナー
道の駅「東由利」	69-2611	黄桜温泉「湯楽里」・レストラン
道の駅「にしめ」	33-4260	直売所・レストラン・物産コーナー
道の駅 「清水の里・鳥海郷」	59-2022	直売所・レストラン

火災になつたら

消防本部通信指令課 ☎22-4292

火災発生時には119番へ

まず大声で「火事だ！」と家族や近所に知らせることが大切です。落ち着いてすばやく行動しましょう。

- 消火…家の中の火災のとき、消火器などで初期消火できる目安は、天井に火が移る前までです。天井に火が移ったら安全な場所へ避難してください。
- 避難…人命を第一に考えてお年寄りや子ども、病人をまず安全な場所へ避難させましょう。
- 通報…近所へ大声で「火事だ」と知らせるとともに、119番へ通報してください。

「火事です。由利本荘市〇〇町〇〇の〇〇前で〇〇が燃えています」と正しくはっきりと通報しましょう。携帯電話・PHSからも通報できます。

消防本部予防課 ☎22-4287

火災になる前に！

- 消防法により、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられています。
生命・財産を守るために設置をお願いします。

- 取付けが義務
・寝室(全ての階)
・階段の上(寝室が2階以上の階にある場合)
●取付けをおすすめ
・台所

設置されている方は、点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張り、定期的に作動確認し、電池切れや故障の場合は速やかに交換をお願いします。



いざというときに

被災者の見舞金は

問 福祉支援課または各総合支所市民サービス課

火災などで被害を受けた方に、焼失の程度により見舞金(20,000円～300,000円)や毛布などを支給します。

被害の証明は

問 火災は由利本荘市消防署 ☎22-0011

その他(水害、地震、落雷)は危機管理課

☎24-6238

災害があった場合、損害状況を証明するため、り災証明書が必要になる場合があります。り災証明書は、火災は消防署、その他の災害は危機管理課または各総合支所で発行します。

消防団は

問 消防本部総務課 ☎22-4282

または各総合支所市民サービス課

由利本荘市消防団は、本部と市内各地域に8分団があり1,400人以上の方が活躍しています。

●入団資格

市内に居住、勤務または通学する18歳以上の健康な方

●身分など

・非常勤特別職の地方公務員となります。

・条例に基づき、年報酬、出動報酬を支給します。

・活動に必要な被服を貸与します。

・公務災害補償、退職報奨金(5年以上)、表彰などの制度があります。

・「学生消防団活動認証制度」による活動証明書の発行や「消防団応援の店」で特典を受けることができます。

防犯の心がけ

泥棒の被害に遭わないために

・隣近所で協力して留守を頼みましょう。

・主鍵のほかに補助鍵をつけましょう。

・現金や貴重品は自立たないところに数カ所に分けて、預金通帳と印鑑は別々に保管しましょう。

・家のまわりを玄関灯や防犯灯などで明るくしておきましょう。

・被害に気づいたら警察署、交番、駐在所に一刻も早く届け出をしましょう。

110番のかけ方

・110番はあわてず、落ち着いて要領よくかけることが大切です。

・何があったか。けんか、交通事故、強盗など

・いつ、どこであったか。発生の時間、場所、近くの目標物など

・犯人は。人数、人相、特徴など

・何で逃げたか。車両ナンバーや色、型など

・逃げた方向は。○×通り方向、○×市方面など

銃砲刀剣類は

問 由利本荘警察署 ☎23-4111

●発見した銃砲刀剣類は直ちに警察署へ

●銃砲刀剣類の所持には許可が必要です。

警察署(公安委員会)に所持許可申請をして、公安委員会の所持許可を受けてください。申請には費用が必要です。警察署にご相談ください。

犯罪被害者の相談は

●秋田県警察本部「犯罪被害者支援室」

問 秋田市山王4-1-5 ☎018-863-1111

●(公社)秋田被害者支援センター

問 秋田市旭北栄町1-5 ☎0120-62-8010

●秋田地方検察庁被害者ホットライン

問 秋田市山王7-1-2 ☎018-862-5572

特殊詐欺の被害の相談は

問 由利本荘警察署 ☎23-4111

近年は「オレオレ詐欺」のほか、新たな手口による特殊詐欺の被害が増加しています。

●市役所職員や金融機関をかたり、口座番号など個人情報を聞き出す。

●還付金があると言って、電話でATMの操作を指示する。

●未払金があるとの電話をし、電子マネーを購入させ、電子マネーの番号を聞き出す。など

不審電話や被害があった場合は、すぐに警察署へご相談ください。



秋田県警の相談窓口

区分	電話番号	備考
県民安全相談センター	018-864-9110 (#9110)	総合相談窓口
性犯罪被害相談電話	0120-028-110 (#8103)	性犯罪被害等に関する相談
やまびこ電話(少年相談)	018-824-1212	少年の悩み事相談窓口
暴力追放110番	018-862-0110	暴力団等に関する相談
サイバー犯罪等相談	018-865-8110	平日は8:30~17:15。夜間休日は内容によって対応できない場合があります。
県民の声110番	018-824-0110	警察業務に関する要望・意見・苦情など
運転免許関係	運転免許センター (018-824-3738)	運転免許の発行・更新に関する相談
落し物・拾い物	お近くの交番・駐在所へ	

交通事故

交通事故が起きたら

問 由利本荘警察署 ☎23-4111

事故の当事者はただちに車両の運転をやめ、負傷者がいれば救護し、同時に車両部品などによる道路の危険を防止するため、必要な措置をとってください。また、速やかに警察署や交番、警察官まで事故の発生を届けてください。

ケガをした場合は、医師の診断を受けてください。

交通事故の相談は

●交通事故相談

問 秋田県生活センター交通事故相談窓口
☎018-836-7804

交通事故に関する相談全般。

交通事故証明などの発行は

問 自動車安全運転センター
秋田市新屋南浜町12-1 運転免許センター内
☎018-863-8811

保険の請求などに必要な交通事故証明書など、交通に関する証明書が必要な場合は、自動車安全運転センターの窓口に直接申請するか、郵便振替で申請することができます。申込用紙は各警察署、交番、駐在所にあります。

●交通に関する証明書

交通事故証明書、無事故・無違反証明書、累積点数証明書、運転記録証明書、運転免許経歴証明書

自動車保管場所証明書などの発行は

問 由利本荘警察署 ☎23-4111

普通車・大型車を新規登録(新車を購入したとき)したり、変更登録(引っ越しなどで使用の本拠地を変更したとき)、移転登録(中古車購入などで所有者変更するとき)したりしたときには、保管場所証明書が必要です。由利本荘警察署に申請してください。

交通災害共済・不慮の災害共済に加入しましょう。

問 生活環境課または各総合支所市民サービス課

●秋田県市町村交通災害等共済

加入すると、万一の交通事故や不慮の災害で被害を受けた場合に共済金が支払われます。万一のときに備えて加入しましょう。

【加入できる方】

本市に在住し、住民登録をしている方

【加入窓口】

市役所生活環境課、各総合支所市民サービス課、子吉、小友、石沢、南内越、北内越、松ヶ崎の各公民館、秋田銀行、北都銀行、ゆうちょ銀行、郵便局、羽後信用金庫、秋田しんせい農業協同組合の各店舗窓口(金融機関での受付は7月末まで)

【掛 金】

交通災害共済 年額300円

不慮の災害共済 年額700円

【共済期間】

4月1日～翌年3月31日

(年度中加入の場合は、加入申し込みの翌日からその年度終了までの期間)

海の「もしも」は118番

海上で事件や事故に遭遇したときは、緊急通報用電話番号「118番」にご連絡ください。

また、海難人身事故や油の排出、不審船、密航・密輸事犯の情報を得た場合なども「118番」に通報してください。携帯電話、船舶電話からも利用できます。



いざというときに



相談

暮らしの相談コーナー

相談内容	相談日(時間)	受付場所(電話番号)		
市民相談(日常生活での困りごと)	平日(8:30~17:15)	市役所	市民課	市民相談室 24-6251
市民相談(市民相談員)	毎週木曜日(13:15~17:00) (予約制)	市役所	市民課	市民相談室 24-6251
消費生活相談(消費生活相談員)	平日(9:00~16:00)	市役所	市民課	消費生活センター 24-6251

●県庁・市役所

名称	電話番号	住所
秋田県庁	(代)018-860-1111	秋田市山王4-1-1
由利本荘市役所	(代)24-3321	尾崎17

●水道・下水道・ガス

名称	電話番号	住所
市企業局水道課	22-2326	表尾崎町5
市企業局下水道課	24-6336	表尾崎町5
市企業局ガス課	22-0402	表尾崎町5

●ごみ収集

名称	電話番号	住所
市役所生活環境課	24-6253	尾崎17

●総合支所

名称	電話番号	住所
矢島総合支所	(代)55-4951	矢島町矢島町21-2
岩城総合支所	(代)73-2011	岩城内道川字新鶴潟50
由利総合支所	(代)53-2112	前郷字御伊勢下4-1
大内総合支所	(代)65-2211	岩谷町字日渡100
東由利総合支所	(代)69-2110	東由利老方字橋脇112
西目総合支所	(代)33-4610	西目町沼田字弁天前40-61
鳥海総合支所	(代)57-2201	鳥海町伏見字赤渋28-1

●税金

名称	電話番号	住所
市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等)		
市役所税務課(市県民税・軽自動車税)	24-6302・6303	尾崎17
市役所税務課(資産税)	24-6304・6305	
市役所税務課(地籍調査)	24-6257	
市役所税務課(国保税)	24-6306	
国税(所得税・相続税・消費税等)		
本荘税務署	22-2335	給人町17
県税(自動車税等)		
秋田県総合県税事務所由利支所	23-4105	水林366

●医療保険・年金

名称	電話番号	住所
国民健康保険・国民年金・高齢者医療保険		
市役所市民課(国保)	24-6245	尾崎17
市役所市民課(年金)	24-6245	
市役所市民課(高齢者)	24-6244	
健康保険・厚生年金・国民年金		
本荘年金事務所	24-1111	表尾崎町21-2

広 告

行政に関するご相談

総務省の「行政相談委員」にご相談ください

毎月、相談所を開いています。

※詳しくは、市広報紙でご確認ください。

相談無料
秘密厳守

「行政相談委員」は、総務大臣から委嘱を受けた、行政に関する身近な相談相手です



総務省行政相談センター

きくみみ秋田

秋田市山王七丁目1番3号(秋田合同庁舎4階)

<行政相談専用ダイヤル> 行政苦情110番

☎0570-090110



行政相談マスコット
キクーン

(秋田行政監視行政相談センター)

● 福祉

名称	電話番号	住所
障がい者福祉・生活保護		
市役所福祉支援課	24-6314	瓦谷地1
高齢者福祉・介護保険		
市役所長寿生きがい課	24-6322	尾崎17
高齢者総合支援		
地域包括支援センター	24-6345	瓦谷地1 (鶴舞会館2階)
児童福祉		
市役所こども未来課	24-6319	尾崎17

● 健康相談

名称	電話番号	住所
健康相談・健康診査(がん検診)		
市役所健康づくり課	22-1834	瓦谷地1
エイズ相談		
県由利本荘保健所	22-4120	水林408

電話相談

● 悩みに関する相談

名称	電話番号
・児童・青少年の悩み(不登校等)	
＊本人及び保護者等の相談窓口	
市教育委員会教育研究所	22-2707
・児童等の虐待に関する通報・相談	
秋田県中央児童相談所	(代)018-862-7311
秋田県子ども家庭相談電話	0120-42-4152
市役所こども未来課	24-6319
・暴力に関する相談窓口	
＊DV(夫婦間の暴力)に関する相談	
秋田県女性相談所	018-835-9052
＊暴力に関する相談	
由利本荘警察署	(代)23-4111
・消費生活相談	
秋田県生活センター	018-835-0999
・心の悩み相談	
秋田いのちの電話	018-865-4343
こころの電話相談	018-831-3939

● 法律相談

名称	電話番号
秋田弁護士会法律相談センター	018-896-5599 (予約受付)
秋田県司法書士会総合相談センター	018-824-0055 (予約受付)
法テラス秋田	0570-078386



相談



市政情報

議会

問 議会事務局 ☎24-6386

議会ホームページへ



市議会

市議会は、住民を代表する機関として、住民自治の理念に基づき、長(執行機関)とは対等な立場で施策の審議、決定を行う機関です。

定例会と臨時会

市議会は年4回開催される「定例会」(3月、6月、9月、12月)と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

本会議

定例会および臨時会において本会議場で審議する会議を行います。本会議では、市政に関わる重要な議案について審議し決定します。

また、市の事務全般について市長などの考えを聞く会派代表質問や一般質問などが行われます。



委員会

委員会には常任委員会、議会運営委員会および特別委員会があります。委員会は、本会議で審議される案件について事前に詳しく調査、審査を行います。

●常任委員会

3つの常任委員会を設け、それぞれが所管する議案の審査や、市の事務の調査を行っています。

●特別委員会

特定の事項について、調査や審査するときに設けられます。

請願と陳情

市政などについて要望がある場合、市議会に請願・陳情ができます。請願は市議会議員の紹介が必要ですが、陳情には不要です。市議会が採択し、措置されることが適当であると認めたときは、関係機関にその実現を要請します。

傍聴

本会議は、どなたでも傍聴できます。本庁舎5階の傍聴者入り口に、注意事項を掲示しておりますので、傍聴の際は遵守ください。

委員会の傍聴については、審査室の都合等がありますので、希望される方は事前に議会事務局までお問い合わせください。

市議会だより

議会や議員の活動の内容をお知らせするために、年4回、定例会ごとに発行し、全世帯に配布します。

選挙

問 選挙管理委員会 ☎24-6390

選挙管理委員会ホームページへ



あなたの一票を

選挙は、私たちが政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も基本的かつ重要な機会です。あなたの大切な一票を、忘れずに投票しましょう。

選挙権

選挙権のある方は日本国民で満18歳以上の方です。ただし、地方選挙(都道府県知事・市町村長・都道府県及び市町村議会の議員)の場合は、その選挙区内の同一市町村に住民票が作成され3ヶ月を経過していなければなりません。

投票は

選挙のつど、ハガキによる投票所入場券を発送します。投票所は入場券に記載していますので、確認のうえ、来場し投票してください。

●代理投票

目の不自由な方、または病気やけがなどで候補者の氏名等が書けない方などは、代理による投票ができます。

選挙公報

選挙のときには、選挙管理委員会が発行する選挙公報を配布します。選挙公報には投票日、立候補者などが記載されていますので、投票の参考にしてください。

当日投票所へ行けない方は

●期日前投票

投票日に投票所へ行けない方は、公示(告示)日の翌日から投票日の前日までの間に投票できる期日前投票制度をご利用ください。期日前投票所は、入場券に記載されております。入場券をご持参のうえ、お越しください。

●不在者投票

(1) 滞在先での不在者投票

由利本荘市の選挙人名簿に登録されている方で、仕事、旅行等で他の市区町村に滞在中のため由利本荘市で投票できない方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

由利本荘市に投票用紙の請求をしてください。

(2) 指定病院等での不在者投票

指定されている病院や施設に入っている方は、その病院などで不在者投票ができます。病院長または施設長に申し出てください。

(3) 郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいを持つ方などで、「郵便投票証明証」の交付を受けている方は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。



個人情報保護と情報公開

個人情報保護制度

問 総務課 ☎24-3321

市では、住民登録をはじめ、税、年金、健康保険、福祉、教育など市民の皆さんとの日常生活に深くかかわりのあるさまざまな仕事の中で、各種の個人情報を電子計算機等で管理し、正確、迅速、効率的な住民サービスに努めています。

これら電子計算機等で処理される個人の情報を保護するため、市では個人情報保護条例を制定し、個人の権利利益の保護を図っております。

条例では、皆さんの個人情報を適正に管理するため、情報の利用や提供などについて厳しい制限を定めています。

情報公開制度

問 総務課 ☎24-3321

市では、開かれた市政を目指して、情報公開制度を設けています。この制度は、市民の皆さんに市政への理解と信頼を深めていただくとともに、公正で透明な市政を確立することを目的としています。

●情報公開制度

市の情報は、市の広報紙を中心に各種刊行物などを通じて、市からの情報提供として市民の皆さんにお知らせします。

情報公開制度は、これらの情報提供に加え、市政情報の公開を求める市民の権利を条例で保障し、市が保有している行政情報(公文書)を、市民の皆さんのが請求に応じて、原則として公開する制度です。申請などのお問い合わせは総務課へご連絡ください。

●制度を実施する機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、企業管理者、固定資産評価審査委員会、議会

●公開を請求できる人

公開の請求はどなたでもできます。

●公開を請求できる行政情報

職員が職務上作成または取得し、決裁・供覧等の手続きが終了したもので、職員が組織的に用いる文書、図面、写真、フィルム、電子磁気的記録。

●公開できない行政情報

- ・法令等により公開することができないとされている情報。
- ・個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報、または個人の利害関係を害するおそれのある情報。
- ・法人等に関する情報で、公開すると明らかに不利益を与えると認められる情報。
- ・公開すると公正な市政執行等に支障を生ずるおそれのある情報など。

●自己情報の公開等の請求

自分に関する行政情報は、見て知ることができます(公開請求)。また自己情報に誤りがあれば、訂正を求めたり(訂正請求)、法令等の規定する範囲内で削除を求めたりすることができます(削除請求)。

●公開できない自己情報

- ・法令等により公開できないとされている情報。
- ・個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報。
- ・公平または適切な行政執行を著しく妨げられるおそれのある情報など。

●請求の方法と公開等の決定

行政情報の公開の請求は、所定の開示請求書に必要事項を記入し、公開を請求する機関に提出してください。原則として、開示請求書が提出された日の翌日から15日以内に、請求のあった文書を公開するか非公開とするかを決定し、請求者に通知します。やむを得ない理由があるときは、決定期間が30日まで延びることがあります。

●公開の方法

情報の公開は、通知された日時、場所において閲覧、または写し(コピー)を交付します。

●非公開に不満があるときは

請求した行政情報が非公開と決定された場合、その決定に不服のあるときは、その行政機関に対して3か月以内に行政不服審査法による審査請求をすることができます。

審査請求を受けた場合、市は学識経験者で構成される情報公開・個人情報保護審査会に諮り、その意見を尊重し、決定を再検討します。

●公開の費用

閲覧は無料、写しの交付は白黒1枚につき20円(A3判を超えるものは1枚200円)、カラー1枚につき50円(A3判までの大きさに限る)です。

光ディスク(CD-R)に複写したものの交付は、1枚につき100円に情報1件につき100円を加算した額となります。





医療機関 マップ①

松ヶ崎診療所

内科・小児科・消化器内科・内視鏡内科
往診・訪問診療

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前8:30~12:30	○	○	○	○	○	○
午後3:00~ 7:00	○	○	○	○	○	○

休診日：日曜日・祝日・木曜日午後
土曜日午後

由利本荘市神沢字浜辺111-1
TEL 0184(28)2040



さとうハートクリニック

由利本荘市神沢字浜辺86
0184-27-3233
FAX 0184-27-3255

セントラルハートクリニック

◎内科 ◎循環器内科

医療法人
さとうハートクリニック

国道7号線沿い(由利工業高校入口近く)
0184-23-8600

特定医療法人 庄和会 内科 菅原病院

精神科

受付時間 午前7時30分~11時
診療時間 午前9時00分~12時
休診日 第2・4・5土曜・日曜・祝日・年末年始
●秋田県認知症疾患医療センター ※予約制
相談窓口 平日。午後1時30分~午後4時30分
〒015-0012 秋田県由利本荘市石庭田尻33
0184-22-1604
ホームページ <http://www.showa-kai.or.jp>

わかまつ内科クリニック

院長 若松秀樹

日本糖尿病学会 糖尿病専門医
日本消化器病学会 消化器専門医
日本消化器内視鏡学会 消化器内視鏡専門医

診療時間・休診日	月	火	水	木	金	土
8:30~12:00	○	○	○	○	○	休
15:00~17:00	○	○	○	○	○	休

休診日：水曜・日曜・祝日

0184-22-7521 由利本荘市東梵天297-1 <http://website2.infomix.net/827000001/>

さけみ小児科クリニック

日本小児科学会 小児科専門医 / 院長 酒見喜久雄
副院長 石井治佳

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:30~12:00	●	●	●	●	●	●	休
午後 2:00~ 5:30	●	●	休	●	●	休	休

・健診 月・火・木・金 / PM2:15~3:00
・予防接種 月・火・木・金 / PM2:00~3:00
(MR.BCG, フルバク, ピップ, 日本麻疹, 水痘)
・若くかけられることなく、不活化ポリオ, B型肝炎

由利本荘市西梵天73 **0184-28-5101**

医療法人 佐藤病院

理事長・院長 佐藤泰和
〒015-8555 秋田県由利本荘市小人町117番地3
TEL 0184-22-6555 FAX 0184-23-2224

老方診療所

所長 佐藤護
〒015-0211 秋田県由利本荘市東由利老方字老方14番地
TEL 0184-69-2866 FAX 0184-69-2866
<https://www.satohospital.jp>



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです

**独立行政法人国立病院機構
あきた病院**
秋田神経難病医療センター
院長 奈良正之
〒018-1393
秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40
TEL 0184-73-2002 FAX 0184-73-2370
<https://akita.hosp.go.jp>

**かざ ひら しん りょう じょ
風平診療所**
診療時間
午前 8:30~午後 12:30
午後 3:00~午後 5:00
(土曜日午後及び日曜・祝日休診)
☎73-3333

**診療科目:内科
中央線診療所**
院長 桑山 明久
月・火・水・木 / AM8:30~12:00
PM2:00~ 5:00
金曜・土曜 / AM8:30~12:00
(午後休診)
休診日 / 日曜日・祝日
☎(0184)27-2301 P 有り
〒015-0834 由利本荘市岩渕下39-2
(由利中央線岩渕下バス停前)

**内科・消化器内科
渡邊医院**
平日 午前8時30分~12時30分
午後1時30分~5時30分
木曜日 午前8時30分~正午
土曜日 午前8時30分~午後1時
休診 日曜日、祝日
由利本荘市前郷字家岸79-20
TEL.0184-53-3611

**内科・消化器内科
加賀医院**
胃カメラ・大腸検査
各種健診・予防接種
由利本荘市鳥海町伏見久保12-9
TEL(0184)57-3456

川上クリニック
消化器内科・心臓内科・内科
院長 川上 宏一
診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~12:30	●	/	●	●	●	14:30	●
午後 2:00~ 6:00	/	/	●	●	●	▲	/

▲第3日曜日のみ休診となります。※祝祭日は休診となります。
 〒015-0074 由利本荘市桜小路38-7 斎藤ビル1F
 TEL.0184-74-7867 FAX.0184-74-7866

しぶやこまちクリニック
婦人科・内科
日本産婦人科学会認定 産婦人科専門医 院長 渋谷 守重
診療内容
●子宮ガン・卵巣ガン検診・妊婦検診
●更年期障害の漢方薬治療
診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:30~12:30	○	○	○	○	○	○	○
午後 2:30~ 5:30	○	○	○	○	○	○	○

白利本荘市余沼下43番地1
 TEL:0184-24-0030 FAX:74-4088



生活ガイド



医療機関 マップ②

■消化器内科 ■消化器内視鏡内科 ■肝臓内科
日本内科学会認定総合内科専門医
日本消化器病学会認定消化器病専門医
日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡専門医
日本肝臓学会認定肝臓専門医 猪股正秋

猪股医院
由利本荘市給人町6-2 TEL 0184-22-4800

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30-12:00	○	○	○	○	○	○
15:00-17:00	○	○	○	○		○

佐々木産婦人科医院
母体保護法指定医・日本産科婦人科学会認定 産婦人科専門医
院長 佐々木 英昭

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00~12:30	●	●	●	●	●	●	/
午後2:00~ 6:30	●	●	●	/	●	17:30まで	/

休診日/日・祝日・木曜の午後
分娩応急室 ☎(0184)22-2358
由利本荘市給人町37-1 FAX 22-5120

整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科
土田整形外科医院
土田 正夫 土田 恒久

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:00	●	●	●	●	●	●
14:00~17:00	●	●	/	●	●	/

休診日:日・祝(臨時休診あり)
秋田県由利本荘市砂子下53
☎0184-22-4500

内科、消化器内科、臨床検査科
梵天内科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	
15:00~18:00	●	●	●	●	●		

休診日:土曜午後・日曜祝日
ご相談・お問い合わせはこちらから
由利本荘市東梵天171-1 ☎(0184)28-0015
FAX 0184-24-0022



生活習慣病チェック

自発的な改善を!

医師の指示などで強制的に生活を改善しようとしても、ストレスがたまって効果が薄いことがあります。ですから、自ら進んで健康習慣を身につけることが望ましいといえます。「下の表」で自分の健康習慣の数をチェックしてみましょう。数が多いほど生活習慣病発症のリスクが少なくなります。

「生活習慣病」とは、生活習慣が発症や進行に大きく関係する慢性の病気。

遺伝的になりやすい人もいますが、生活習慣を見直すことでかなり予防することができるのです。



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです

由利本荘市 内科・胃腸内科
胃がん検診・大腸がん検診・胃カメラ検査(経鼻内視鏡あり)
いとう内科医院
院長 伊藤秀幸 日本消化器学会会員 脾亢症専門医
日本消化器内視鏡学会会員 胃癌専門医

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
午前8:30~12:00	●	●	●	●	●	●	/
午後2:30~ 5:30	●	●	●	●	●	/	/
休診日	日曜、祝日、水・土午後						

由利本荘市大内三川字三川9(国道105号線沿い)
TEL.0184-62-1050

内科 呼吸器内科 アレルギー科
奥山内科医院
院長 奥山俊介

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
8:30~12:00	●	●	●	●	●	●	休
14:00~17:00	●	●	休	●	●	休	休
16:00まで診療 / 16:00~17:00まで訪問診療 第3土のみ休診							

由利本荘市花畠町2丁目57-2
TEL.0184-22-5031

きくち医院
院長 菊池四郎

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前8:30~12:00	○	○	○	○	○	○
午後3:00~ 5:00	○	○	○	○	○	○

■休診日/日曜日・祝日・木曜
由利本荘市西目町沼田字新道下2-71
TEL.0184-32-1077

みなさまのかかりつけ薬局
西目調剤薬局
代表取締役管理薬剤師 須田泰彰

開局時間/AM8:30~PM7:00	月曜日/AM8:30~PM5:00	土曜日/AM8:30~PM6:00
西目町沼田		

TEL.0184-33-4880
FAX.0184-33-4877

- 毎日朝食を食べている
- たばこは吸わない
- 1日平均7~8時間は眠っている
- 定期的に運動・スポーツをしている
- 栄養バランスを考えて食事をしている
- 每日そんなに多量の酒は飲んでいない
(日本酒1合以下かビール大瓶1本以下)

守っている健康習慣の数が健康習慣指数 7~8:良好 5~6:中庸 0~4:不良

- 労働は1日9時間以内にとどめている
- 自覚的なストレスはそんなに多くない



歯科医院 マップ

平日18:30・土曜日17:00まで
診療
 歯科 小児歯科 健康口腔外科

しんどう歯科クリニック
 院長 斎藤健太

診療時間／平日 午前 9:00～13:00
 午後 14:30～18:30
 土曜日 午前 9:00～12:30
 (変更の場合有り) 午後 14:00～17:00
 休診 日／木曜・日曜・祝日

由利本荘市砂子下7-3 駐車場あり(10台)>
 新規・急患随時対応 TEL.0184(28)1123

**医療法人
斎藤歯科診療所**
 日本歯周病学会 歯周病専門医 院長 斎藤 光博

診療時間 9:00～13:00/
 14:00～18:00
 休診日 日曜、祝、
 第2・第4木曜

0184-24-4182
 由利本荘市美倉町47-1
0120-244182

**歯周病
治療・予防**
 訪問診療も
行っています



あいば歯科クリニック
 AIBA DENTAL CLINIC

痛みの少ない治療とやさしい治療を心がけています。

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
8:30～12:30	●	●	●	休診日	●	休診日	
14:30～18:30	●	●	●	休診日	●	14:00～16:30	休診日

子供の歯ならび予防矯正に取り組んでいます。
 ☎018-0604
 由利本荘市西目町沼田字弁天前 40-317
TEL:0184-33-4300 Pあり
<http://aiba-dc.art.coocan.jp/>



歯の健康維持の為歯科の主治医をもとう

現代の食生活は虫歯や歯周病を増やしただけでなく、思考力や集中力、生活習慣病などにも影響を及ぼしているといわれています。

今恐れられている歯周病の主な原因是生活習慣です。偏った食生活や夜行性、喫煙、過度の飲酒など生活習慣の乱れと歯磨き習慣の乱れは表裏一体。また、糖尿病、ホルモン変調、心身症なども歯周病の原因といえますので、それぞれの専門医にも相談してください。

歯はその人の一生にかかわってきます。

だから年齢の「齢」は「歯」なのです。歯と健康をトータルに考えるためには、信頼できる“歯の主治医”をもちたいものですね。



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです

小松歯科医院

診療科目：歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科

●診療時間●

AM9:00~PM1:00
PM2:30~PM6:00

●休診日●

日曜・祝日

春木曜日は休診の場合
がございますので電話
でご確認下さい。

東由利館合字館前23-2
TEL: 0184-69-3838

志村歯科医院

歯科医師 志村 勝

予約制

初診の際はTEL下さい

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~13:00	●	●	●	●	●	9:00	休
14:30~18:00	●	●	●	休	18:00	18:00	休

羽後本荘駅徒歩3分
由利本荘市花畠町1丁目4 ☎0184-22-1787

SAHARA Dental Clinic

さら歯科クリニック

歯科/小児歯科/矯正歯科/歯科口腔外科



診療時間	月	火	水	木	金	土
AM9:00~PM1:00	○	○	○	○	○	○
PM2:30~PM6:30	○	○	○	○	/	○○

休診日は、日曜日、祝日

歯の健康相談もいたします。

☎ (0184) 74-4118

由利本荘市中梵天100-1(秋田銀行本荘東支店となり)



歯科	小児歯科	歯科口腔外科
御門歯科クリニック		

御門歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~13:00	●	●	●	●	●	9:00	休
14:30~19:00	●	●	●	●	●	17:00	休

由利本荘市本田仲町72
FAX兼 ☎ (0184) 23-8241

しっかり予防！歯周病予防診断チェック

- 歯に歯垢がたまっていないか？
- 歯ぐきが赤く充血し、腫れていないか？
- 歯を磨いたときに出血しないか？
- 歯ぐきがむずがゆい感じがしないか？
- 口の中が嫌なにおい(口臭)がしないか？
- 食べ物がよく歯にはさまらないか？
- 水を飲むと歯や歯ぐきにしみないか？
- 朝起きたとき、口の中がねばついていないか？
- 歯が少しぐらぐらしないか？
- 歯ぐきが腫れ、痛まないか？
- 硬いものが噛みにくくないか？

- 歯が長く見えるようになっていないか？

ひとつでも心当たりがある場合は、早めに歯科検診を！



ごあいさつ

由利本荘医師会は、由利本荘市・にかほ市の病院、診療所で働いている医師が加入しております、140名の会員がおります(令和4年6月1日現在)。そのうち由利本荘市の広大な地域には、由利組合総合病院をはじめとする6病院と、38の診療所があります。私たち医師会会員は、由利本荘市、にかほ市の市民への医療の提供と健康管理を担っており、行政、議会、歯科医師会、薬剤師会などの団体と連携・協力し、学校医や予防接種、事業所健診、産業医などの活動、また介護・福祉事業、保健事業への協力など様々な活動を行っております。

病院は、専門医療や入院、手術、救急外来、高度医療などの診療を担い、また地域の診療所では、患者さんにとって身近で安心して任せられる、なんでも相談できる「かかりつけ医」として、診療に当たっております。眼科、整形外科、婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科などの専門医療を担っている診療所もあります。小児科の先生方は、乳幼児健診の他、休日にも診療を行うなど、子供たちの病気に一所懸命に当たっております。

医師会は、医療機関間の連携・協力を進めるとともに、市民に信頼される身近な存在として、市民が必要とする医療、より良い医療の提供を目指し、地域医療に貢献してまいります。市民の皆様のご協力のほどよろしくお願ひいたします。



一般社団法人 由利本荘医師会

〒015-0885 秋田県由利本荘市水林456-4
TEL:0184-22-0054 FAX:0184-22-6738

由利本荘歯科医師会

ごあいさつ

由利本荘市の皆様こんにちは、由利本荘歯科医師会です。

人生100歳と言われる時代になりました。昔に比べたら本当に二倍です。人生後半でも楽しく過ごすためにはお口の健康維持はとても重要です。

お口には栄養摂取だけでなく「人と一緒に食べる」「楽しく会話する」「口元が与える印象の良し悪し」など多くの役割があり、まさに「社会との接点」です。

「話す・食べる」+「笑う」、お口は日常生活だけでなく、デート、パーティー、会食など、飲食と会話は人生の様々なイベントや生きる楽しみの中心にある欠かせないものです。実際に、コロナ禍で飲食会話を制限された世界はすごく味気ないものではなかったですか？

また同時に、お口はやはりエネルギー摂取のかなめでもあります。当然、体力維持・気力維持のかなめと言えます。

しっかり食べられなければ気力体力を保つことができません。気力体力が落ちれば外出や人付き合いが減ってしまいます。…そうすると会話が減り、食にも关心がなくなって栄養状態が悪くなり、そうするとさらに気力体力が下がって…という悪循環におちいってしまうのです。

食べにくくなる事をきっかけにして社交性の低下と栄養不良の悪循環におちいり、やがて引きこもりや寝たきりにつながってしまうおそれがあるのです。これを「オーラルフレイル(の悪循環)」と言います。フレイルとは衰えの始まりの意味です。

このオーラルフレイルは40歳代から始まると言われています、衰えの坂を下ってからまた登るのは大変です、良い状態を維持することが肝要であり楽な道です。

おいしく食べる+楽しく話す=笑顔を増やす。これが歯科医院の本当の役割だと思います。数年に一回痛いところの治療のためにシブシブではなく、数ヶ月ごとの定期検診など積極的メンテナンスで良い状態を保つために歯科医院をお役立て下さい。

ごあいさつ

本荘由利支部は、由利本荘市とにかく市の薬局薬剤師や病院薬剤師を中心に150名余の会員がおります。私たち薬剤師は、地域の皆様の健康の向上および増進に寄与するため、日々研鑽に努め、医薬品の安全、安心な供給・処方せんによる調剤業務・情報提供・服薬指導はもちろんのこと、「地域包括ケアシステム」の一員として多職種と連携しての在宅医療への参画・セルフメディケーションの推進・そして学校での学校環境衛生活動やくすり教育、医薬品の乱用も視野に入れた薬物乱用防止活動にも積極的に取り組んでいます。

これからも地域の皆様に信頼をして頂ける「かかりつけ薬剤師」を目指し「かかりつけ薬局」「健康サポート薬局」など保険調剤のみならずあらゆる医薬品や健康に関してご相談頂けるよう努力して参ります。

もっと身近に、ずっとそばに。

薬や健康のことをかかりつけ薬剤師に相談してください。



一般社団法人 秋田県薬剤師会
本荘由利支部 支部長 菅井勝也

決めよう、1つの頭尾に
隠そう、個體できる
「かかりつけ薬剤師」を!



一般社団法人 秋田県薬剤師会

本荘由利支部

事務局 〒015-0051 由利本荘市川口字家後151-1(由利調剤薬局)

TEL:0184-22-8090 FAX:0184-23-1565



由利本荘市商工会



事務局(本所): 〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1-4 TEL 0184-23-8686 FAX 0184-23-8688

商工会は、地域に密着した総合経済団体です。

商工会事業概要

商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」にもとづいて設立され、全国の市町村に1,648(令和3年4月現在)の商工会があり、約80万の事業者が加入しています。全国的なネットワークと高い組織率(地域事業者の約60%が加入)を有し、国や都道府県の小規模企業支援策(経営改善普及事業)の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。さらに各都道府県には商工会連合会があり、広域的に地域事業者のみなさまを支援いたします。

由利本荘市商工会の事業概要

● 経営改善普及事業

小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、経済産業大臣や都道府県の定める資格を持つ経営指導員が相談や支援に従事しています。

①創業支援 創業塾の開催をはじめとして、事業所の皆様の開業をサポートします。

②事業承継 事業承継計画書の策定や実行支援を行います。

③経営計画策定支援 ご商売のさまざまな場面に対応するため経営計画の策定を支援し経営の革新をお手伝いします。

④各種補助金の活用 経営計画を実施するにあたり補助金等の活用を支援し、計画の実現を後押しします。

⑤販路拡大支援 商工会というスケールメリットを活かした販路開拓を支援します。

*具体的には右のQRコードをご参照ください。

仮想工業団地

由利本荘市仮想工業団地
Yurihonjo City Factory Database



ふらっとゆりほん

由利本荘市のおでかけをもっと楽しく!
ふらっと!ゆりほん



● 地域振興事業

地域の「総合経済団体」として、また中小企業の「支援機関」として、経済活動を通じた元気な地域づくりと商工業振興のため、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉の増進など、さまざまな事業に取り組んでいます。

① 国の経済対策

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を活用した国の給付金申請支援や県、市が実施する各種支援策の実行部隊として「キャッシュレス決済ポイント還元事業」や「プレミアム商品券発行事業」を実施し、地域唯一の経済団体としての役割を担っています。

② 地域経済波及効果の最大化

「鳥海ダム建設工事」や「由利本荘沖洋上風力発電事業」を地域経済の活性化に結び付けるため、選定事業者と地元商工業者の懇親橋となり、事業説明会の開催や選定事業者に対する意見具申活動を行います。



生活ガイド

一般社団法人 由利本荘医師会医療機関一覧(由利本荘市内会員)

地区	医療機関名	所 在 地	電話番号
本荘	浅野耳鼻いんこう科医院	由利本荘市表尾崎町17-4	22-5883
	猪股医院	由利本荘市給人町6-2	22-4800
	奥山内科医院	由利本荘市花畠町2丁目57-2	22-5031
	川上クリニック	由利本荘市桜小路38-7	74-7867
	小松医院	由利本荘市館宇石沢館6	29-2013
	こまつ皮フ科クリニック	由利本荘市中梵天87-1	74-6171
	さけみ小児科クリニック	由利本荘市西梵天73	28-5101
	佐々木産婦人科医院	由利本荘市給人町37-1	22-2358
	さとうハートクリニック	由利本荘市石脇宇田尻6-53	23-8600
	佐藤病院	由利本荘市小人町117-3	22-6555
	しぶやこまちクリニック	由利本荘市赤沼下434-1	24-0030
	清水泌尿器科内科医院	由利本荘市鶴沼123	22-3100
	菅原病院	由利本荘市石脇宇田尻33	22-1604
	鈴木小児科	由利本荘市一番堰117-17	44-8282
	たにあい糖尿病・在宅クリニック	由利本荘市川口字高花105-3	27-1313
	中央線診療所	由利本荘市岩渕下39-2	27-2301
	土田整形外科医院	由利本荘市砂子下53	22-4500
	早川眼科医院	由利本荘市裏尾崎町4	22-1815
	本荘整形外科	由利本荘市花畠町2丁目32-1	28-0288
	本荘第一病院	由利本荘市岩渕下110	22-0111
	梵天内科クリニック	由利本荘市東梵天171-1	28-0015
	前田眼科	由利本荘市東梵天192-3	28-5500
	松ヶ崎診療所	由利本荘市神沢字浜辺111-1	28-2040
	まつだあかちゃんこどもクリニック	由利本荘市東梵天174-1	22-0009
	みうらアレルギー呼吸器内科クリニック	由利本荘市松街道36	74-7355
	由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後38	27-1200
	由利本荘医師会病院	由利本荘市水林456-4	22-0054
	わかまつ内科クリニック	由利本荘市東梵天297-1	22-7521
	休日応急診療所	由利本荘市堤脇30	24-3917
矢島	大井医院	由利本荘市矢島町七日町字柳木田68	56-2871
	木村医院	由利本荘市矢島町七日町字七日町39	56-2005
	佐藤医院	由利本荘市矢島町七日町字曲り渕128-1	56-2065
岩城	国立病院機構あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40	73-2002
	風平診療所	由利本荘市岩城内道川字馬道44-7	73-3333
由利	渡邊医院	由利本荘市前郷字岸79-20	53-3611
大内	いとう内科医院	由利本荘市大内三川字三川9	62-1050
	伊藤医院	由利本荘市中田代字板井沢114-7	67-2321
東由利	小松医院	由利本荘市東由利館合字館前7	69-2531
	老方診療所	由利本荘市東由利老方字老方14	69-2866
西目	きくち医院	由利本荘市西目町沼田字新道下2-71	32-1077
鳥海	加賀医院	由利本荘市鳥海町伏見字久保12-9	57-3456
	鳥海診療所	由利本荘市鳥海町伏見字久保8-2	57-2003
	笹子診療所	由利本荘市鳥海町上笹子字堺台105	59-2321
	直根診療所	由利本荘市鳥海町中直根字茅野65-3	58-2004

由利本荘市 歯科医療機関名簿

●市外局番は(0184)です

地区	医療機関名	郵便番号	診療所所在地	電話番号
本荘	あらまち歯科医院	015-0065	由利本荘市荒町字改65-1	23-6487
	おおくま歯科クリニック	015-0836	由利本荘市赤沼下423-1	23-6633
	大坂歯科医院	015-0013	由利本荘市石脇字田尻22-31	24-4156
	金子歯科医院	015-0861	由利本荘市御門224-2	24-1550
	工藤歯科医院	015-0072	由利本荘市裏尾崎町10	22-4515
	五味デンタルクリニック	015-0051	由利本荘市川口字家後79-1	22-8453
	御門歯科クリニック	015-0077	由利本荘市本田仲町72	23-8241
	斎藤歯科診療所	015-0801	由利本荘市美倉町47-1	24-4182
	さいとうデンタルクリニック	018-0402	由利本荘市東梵天190-1	74-3110
	さはら歯科クリニック	015-0851	由利本荘市中梵天100-1	74-4118
	志村歯科医院	015-0075	由利本荘市花畠町1-4	22-1787
	しんどう歯科クリニック	015-0875	由利本荘市砂子下7-3	28-1123
	鈴木歯科クリニック	015-0014	由利本荘市石脇山の神11-1115	27-1182
	武田歯科医院	015-0811	由利本荘市桶屋町24	22-5208
	東京ホワイト歯科	015-0051	由利本荘市川口字八幡前252-1	22-1882
西目	藤丸歯科クリニック	015-0803	由利本荘市中堅町18-1	22-5023
	藤原歯科医院	015-0021	由利本荘市大浦字八走124-1	24-5270
	山田歯科医院	015-0803	由利本荘市中堅町42	22-0253
	あいば歯科クリニック	018-0604	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-317	33-4300
	西目はまなす歯科	018-0604	由利本荘市西目町沼田字新道下2-19	33-4055
大内	鈴木歯科診療所	018-0731	由利本荘市大内三川字白山田86-1	65-2685
矢島	佐藤医院歯科	015-0404	由利本荘市矢島町七日町字曲り渕128-1	56-2045
	ほかり歯科医院	015-0404	由利本荘市矢島町七日町字柳木田1-21	55-4325
鳥海	いしだ歯科診療所	015-0501	由利本荘市鳥海町伏見字山添75-5	57-2211
由利	佐々木歯科医院	015-0341	由利本荘市前郷字前郷207	53-3037
東由利	小松歯科医院	015-0221	由利本荘市東由利館合字館前23-2	69-3838
岩城	藏小路歯科クリニック	018-1218	由利本荘市岩城龜田大町字藏小路11	62-5858
	二古歯科診療所	018-1305	由利本荘市岩城二古字横砂子1-67	74-7388



本荘由利支部 会員薬局一覧

●市外局番は(0184)です

薬局名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX
AIN薬局由利本荘店	015-0834	由利本荘市岩渕下68-2	28-0233	28-0234
イケダ調剤薬局	018-0711	由利本荘市岩谷町字日渡147-1	65-2047	65-2327
池田薬局あら町店	015-0065	由利本荘市荒町字真城72	74-7021	74-7031
池田薬局岩城店	018-1301	由利本荘市岩城内道川字馬場44-17	74-7656	74-7657
池田薬局おおうち店	018-0731	由利本荘市大内三川字三川11	62-1011	62-1012
池田薬局開光堂店	015-0072	由利本荘市裏尾崎町4-3	24-2381	44-8175
池田薬局かわぐち店	015-0051	由利本荘市川口字八幡前261	23-7071	23-7070
池田薬局コアラ調剤店	015-0858	由利本荘市西梵天75-4	28-5055	28-5056
池田薬局すみれ調剤店	018-0901	由利本荘市中田代字板井沢112-8	62-3077	62-3088
池田薬局たで沼店	015-0852	由利本荘市一番堰117-14	44-8075	44-8095
池田薬局大門店	015-0874	由利本荘市給人町7-3	74-9151	74-9155
池田薬局中央店	015-0834	由利本荘市岩渕下108-2	25-8067	22-2011
池田薬局つるまい店	015-0862	由利本荘市小人町223-1	74-4131	74-4132
池田薬局マカベ調剤店	015-0051	由利本荘市川口字家後150-1	22-0611	23-5050
池田薬局わかば店	015-0013	由利本荘市石脇字田尻野6-11	22-3912	22-1866
上原調剤薬局	015-0875	由利本荘市砂子下49-6	22-2728	24-0432
おいかた調剤薬局	015-0211	由利本荘市東由利老方字老方13-7	62-4122	62-4133
大越調剤薬局あかぬま店	015-0836	由利本荘市赤沼下437番地	24-0541	24-0548
大越薬局	015-0809	由利本荘市本荘117	22-3903	23-5011
オレンジ薬局	015-0834	由利本荘市岩渕下40-1	28-1201	28-1202
クオール薬局石脇店	015-0012	由利本荘市石脇字田尻3-129	27-2589	27-2590
サン薬局	015-0075	由利本荘市花畠町4-32	23-7338	27-1570
西目調剤薬局	018-0604	由利本荘市西目町沼田字新道下2-90	33-4880	33-4877
日本調剤本荘薬局	015-0834	由利本荘市岩渕下98-2	28-1212	28-1214
ハート薬局	015-0802	由利本荘市表尾崎町18-4	28-1881	28-1882
長谷川薬局	018-0604	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-150	33-3055	33-2372
ひかり薬局	015-0851	由利本荘市中梵天87-5	74-3936	74-3937
ファミリー薬局	015-0843	由利本荘市東梵天173-1	28-0800	23-8200
ふしみ薬局	015-0501	由利本荘市鳥海町伏見字久保13-6	27-6222	27-6223
本荘駅前調剤薬局	015-0075	由利本荘市花畠町2-32-3	28-4550	23-3577
本荘ひがし調剤薬局	015-0843	由利本荘市東梵天297-8	74-4161	74-4162
ほんてん調剤薬局	015-0843	由利本荘市東梵天192-4	44-8398	44-8399
前郷調剤薬局	015-0341	由利本荘市前郷字家岸81-1	53-2827	53-2837
松ヶ崎調剤薬局	015-0033	由利本荘市神沢字浜辺86番	27-3233	27-3255
マリーナ調剤薬局	015-0013	由利本荘市石脇字田尻野6-50	28-5522	28-5523
まるさん薬局	015-0404	由利本荘市矢島町七日町字下山寺105-1	27-5501	27-5502
みちかわ薬局	018-1301	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢22番地1号	62-6722	62-6723
やしま薬局	015-0404	由利本荘市矢島町七日町字曲り渕123-1	27-5005	27-5002
由利調剤薬局	015-0051	由利本荘市川口字家後151-1	22-8090	23-7365~6

かかりつけ薬剤師で

トータルな健康管理を



くすりの正しい飲み方も忘れずに。

くすりと上手につきあう「5つのチェック」。

くすりの名前をチェック くすりには製薬会社個別の「商品名」とくすりの成分につけられた「一般名」があります。両方を聞いておきましょう。服用期限もお忘れなく。

効果チェック このくすりは何に効くのか。当たり前のようでは勝手な自己判断をしてしまいかがちです。

注意事項をチェック 飲むタイミング(食後とか食間など)、服用後の運動は?、保管場所は?など細かい注意事項があるはずです。

副作用チェック どんなくすりも副作用はあります。不安がるのではなく、知識をもっていれば危険な副作用を避けたり、素早く対処することができます。

飲み合わせチェック くすりとくすり、くすりと食べ物(飲み物)の飲み合わせにも要注意。牛乳やビールで飲むと効果のなくなるものもあります。さまざまなくすりによるトラブルを避けるためには自分の「くすり記録」をつけることをおすすめします。

医療機関や薬局で用意している「おくすり手帳」などを活用して、くすりと上手につきあいましょう。

くすりQ&A

Q1:「食後」と指示されたくすりは、食後何分後くらいまで飲めばいいの?

A:食後に飲むことが指示されている主な理由は、空腹時に飲むと胃を荒らすおそれがあるからです。そこで、胃に食べ物が入り、胃の粘膜に薬物が直接影響を及ぼさない時間帯、具体的には30分から1時間と考えればいいでしょう。

Q2:くすりを飲み忘れたとき、次回に2倍の量を飲んでもいいの?

A:くすりには、その作用が最も有効で副作用を防ぐという意味で、安全な適量が決められています。一度にたくさん飲み過ぎると副作用が出やすくなりますから、2回分まとめて飲むのはやめてください。飲み忘れは極量避けましょう。特に心臓疾患などで医師の管理下で薬物治療を行っているような場合は、必ず医師や薬剤師に相談しなければなりません。



“かかりつけの薬剤師さん”をもとう。

最近日本でも「医薬分業」が進んできました。これは病院や医院で診察を受けたうえで、医師の処方せんを外部の薬局にもっていき、薬を受け取るという仕組み。欧米では早くから行われてきました。薬の専門家である薬剤師の役割が今、あらためてクローズアップされています。

かかりつけ医がいるように、これからは“かかりつけ薬剤師”をもって、一人ひとりの薬の情報を把握したトータルな健康管理が必要でしょう。

薬の重複や飲み合わせなども薬剤師がチェックしています。

体質や副作用の経験、複数の科でもらっているくすりの調整など、何でも気軽に相談できる“薬剤師さん”が身近にいてくれると安心ですね。





リフォームの基礎知識①



リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。

この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2~3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



秋田県知事許可（般-3）第82117



鳶工事一式

枠組・単管・ぐさび・吊り足場

株式会社 齋藤工業

由利本荘市二十六木字岡本53番地1

TEL.0184-74-6420

屋根工事 外壁工事
雨どい工事 リフォーム

屋根の困った!! おまかせ下さい。

雨漏り汚れ、割れが目立つサビがひどい色あせてきためぐれてるぐらつき他

お気軽にご相談下さい
お見積り無料

・一级建築施工管理技士
・一级建築板金技能士
のいる会社

一般建築板金 **有**マルマサ工業

由利本荘市石脇字田尻28-680

TEL.0184-23-2798

FAX.0184-23-8317



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

Natural Spaces

自然派夢空間

木造注文住宅・店舗
リフォームの設計監理及び施工

有限会社 夢の家北原
一級建築士事務所

由利本荘市水林26
TEL 0184-22-4045
www.kitanoie.com

屋根・外壁・その他リフォーム工事承ります

OGAWA 108 BANKIN
SHEET METAL ROUTE FACTORY

有限会社 小川板金
代表取締役 小川 昌治
由利本荘市薬師堂字谷地228-3
TEL 44-8558
FAX 44-8557

新築・建替及び増改築・リフォーム
ガーデニング・ガス機器工事・ガス機器販売取付
給排水設備工事

有限会社 ライフサービス
家づくり **ステア**

由利本荘市川口字家後190-4
フリーダイヤル 0120-089-012
FAX 0184-24-0261
<http://www.s-lifeservice.co.jp/>

屋根のことは、
プロにおまかせ下さい。
小さな工事もお気軽に！

一般建築板金業
秋田県知事許可(般-26)第81327号

横山板金
横山 栄一

〒015-0231 由利本荘市東由利黒淵泡ノ瀬52-2
TEL. (0184) 69-3412
FAX. (0184) 69-2065

快適な住空間と
優れたデザインを。
新築・リフォーム・土地・中古

suimiae
すまいえ不動産
(一級建築士事務所)
代表取締役 佐藤 刚
株式会社すまいえ不動産
由利本荘市岩渕下48
TEL 0184-74-3855

●宅地建物取引業免許／秋田県知事(2)第2150号
●建設業登録／秋田県知事(般-30)第81153号
HPはコチラ [すまいえ不動産](#) 検索

屋根全般 のご用命、ご相談は
当社までお気軽に連絡ください

見積・点検無料

《 営業品目 》

● 和・洋瓦新築屋根施工	● 修理・雨漏り・保守工事
● アスファルトシングル材施工	● 雨 瓦 工 事
● 雪 止 工 事	● 板 金 工 事
● 葺き替え工事	● その他・屋根全般工事



建設業登録／秋田県知事許可(般-27)第81391号

株式会社 みなど瓦
TEL. 0184-74-6016
FAX. 0184-74-5548

事務所：秋田県由利本荘市石脇字尾花沢62-96
資材置場：秋田県由利本荘市西目町出戸宇浜山6-55

よりよい住まいのご提案



S W スーパーウォール工法・高気密・高断熱住宅
住まいのリフォーム・増改築

有限会社 佐龍工務店
一級建築士事務所

由利本荘市館字狩ヶ沢65-5
TEL 0184-29-2610
FAX 0184-29-2250

一般建築塗装工事専門 内装塗装 壁紙工事

丈夫な塗装はしっかりした塗装から
塗装のことなら 池田

県知事許可(般-4)第11916号
池田塗装
代表 池田 啓三
由利本荘市西目町沼田字新道下238
TEL (0184) 33-3850
FAX 33-3425
詳しい事業内容はHPをご覧ください
HP <http://www.akita-ikeda-toso.com/>



三和シャッター工業株式会社 代理店
有限会社 サンワ本荘販売

取扱商品

- 各種シャッター
- オーバースライダー
- 各種ドア(アパート・防火製品)
- 間仕切製品
(パーティション(アルミ・スチール)トイレスース)

由利本荘市石脇字田尻野32-26
TEL . 0184-22-8280
FAX . 0184-24-3589
e-mail:ad4wc3@bma.biglobe.ne.jp





リフォームの基礎知識②



住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけではなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



お気軽にご相談ください

建築、橋梁、各種塗装工事

元佐藤塗工

代表取締役 佐藤 浩明

〒015-0858 由利本荘市西梵天79-5
TEL (0184) 22-8524
FAX (0184) 24-0730

屋根・壁・塗替え

一級建築塗装業

小松塗装店

代表 小松 司

由利本荘市給人町59
TEL. 0184-22-5263
FAX. 0184-24-0565

塗装のことならご相談ください！

SAWA Home Service

佐和住宅サービス

代表 佐々木 和男

住まいのリフォーム水廻りの事なら
何でもおまかせ下さい

新築・増改築・リフォーム
ユニットバス・システムキッチン
トイレ・ボイラー等

由利本荘市赤坂ノ下36
TEL&FAX 0184-23-1648
自宅 0184-22-7827

どんな小さな事でも御相談にのります

秋田県知事許可(般-1) 第50061号
(一般建築
新・増改築 リフォーム)

佐藤住宅

佐藤 秀平

(事務所・作業所)
由利本荘市石脇字田尻野4-31

☎ 23-7839
(携帯電話) 090-8920-9694



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

一般建築塗装
住宅塗替・各種
保護と美化のために!!

梶原塗装

一般建築塗装工事・一級技能士
梶 原 和 夫

由利本荘市岩城二古字横砂子58-31

☎ 73-2401 (FAX共通)

そこに生き そして何かが生まれる

有限会社 新生ハウス

代表取締役 吉田 誠一

営業種目

- 一般建築 設計・施工
- 店舗改装 リフォーム工事
- パリアフリー工事
- ※手続は一切当社で引受け致します。

〒018-1301

由利本荘市岩城内道川字三嶽堂72-30

TEL (0184)73-2557

FAX (0184)62-6255

屋根工事専門店 何でもご相談下さい



西目瓦製造株式会社

クラッシュ瓦 ~教材、園芸資材等に~



秋田県環境リサイクル製品
環境に優しい瓦の新しいカタチ

<http://www.n-kawara.com/>
西目瓦製造株式会社 検索



見積無料 販売・修理・点検お任せ下さい

本社

秋田県由利本荘市西目町出戸字浜山3-84
TEL:0184-33-2009 FAX:0184-33-3632

秋田営業所

秋田県秋田市保戸野すわ町9-50
TEL:018-864-6999 FAX:018-864-6993



新築・リフォーム・増改築
キッチン周り (LIXIL・TOTO等)

秋田県知事許可(般-02)第50156号

有限会社 湯田建築

代表取締役 湯田 秀一

〒015-0014 秋田県由利本荘市石脂字山ノ神11-291

TEL 0184-23-1003 FAX 0184-23-1418

E-mail:yuda-ken@maroon.plala.or.jp

板金工事の事なら
何なりとご相談ください

屋根・外壁・各種板金工事
トヨ工事・板金加工・ステンレス加工



三浦ルーフ工業

三浦 正敏

由利本荘市矢島町木在字下木在34

☎ 56-2305 (FAX共通)

男装は
無料です 塗装でチェンジ!!

○外壁塗装全般

○屋根塗装

○内装塗装全般

○防水



塗装のことなら
お気軽にどうぞ

吉田塗装店

代表 吉田 孝広

由利本荘市岩谷蘿字蘿285-2

TEL・FAX 0184-65-3863





知っておきたい－葬儀編－

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう

日常生活の中で、できるだけ考えたくないこともかもしれません、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近は死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まっています。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。



◆ 臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようにになります。

弔事の流れ

臨 終

通夜の準備

通 夜

葬儀・告別式

出棺・火葬

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守つたのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で靈柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。
※葬儀・告別式の前の前に行う場合もあります。

火葬・骨上げ

還骨回向

精進落とし

追善供養

年忌法要

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になつて箸で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。
※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目にに行う初七日法要を、縫り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ(最終の年忌法要)とする場合が多くなっています。

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。



葬具祭壇一式・花輪・靈柩車・仏壇・仏具

由利本荘市美倉町17



有限会社 小島造花店

TEL 0184-22-0619
FAX 0184-22-0641

お墓の形いろいろ

現在、墓地や靈園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。

鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。

近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。

また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。



和型



最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下に上台石(じょうだいいし)、下台石(げだいいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいいし)を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。

和型供養塔



現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。



洋型



芝生墓地やガーデニング靈園、西洋風靈園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。

デザイン墓石



伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。ただし、墓地や靈園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

— 温もりあふれる心のセレモニー —

ゆり葬祭センターでは

ホール葬儀の他、自宅葬、寺院葬、家族葬、法要も承っており、どなた様でもご利用いただけます。



お客様のご予算、ご要望に応じた
ご葬儀をご提案いたします。



株式会社サイネックス ゆり葬祭センター

虹のホール ゆり

〒015-0051 由利本荘市川口字八幡前41-1
TEL.0184-23-7716 FAX.0184-23-7717
ご遺体安置室完備 フリーダイヤル 0120-2468-08

株式会社サイネックス ゆり葬祭センター

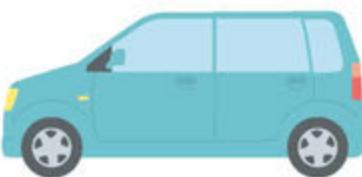
〒015-0852 由利本荘市一番堰200-1 TEL.0184-27-1718 FAX.0184-27-1715





愛車の健康法

日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避することができます。その為のアドバイスを紹介します。



意外と気付きにくいワイパーの交換

雨の日になくてはならないワイパーですが、劣化していくと拭きムラができたりびびり(拭き跡)が残り、かえって視界が悪くなることも。日頃から点検し、できれば1年に1度交換しましょう。



ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無いか点検しましょう。



エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000~10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6ヶ月~1年ごと)と言われています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。



エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来ますが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。





**YAMASHINA
GROUP**

民間車検場(指定工場)
特定自主検査実施工場
農協共済指定修理工場

山科整備工場

山科運輸株式会社

輸送部・整備工場／由利本荘市矢島町元町字間木86
輸送部／TEL 0184-56-2001 FAX 0184-56-2109
整備工場／TEL 0184-56-2434 FAX 0184-55-2414
E-mail(共通)／yamashinaseibi@iaa.itkeeper.ne.jp
本社／由利本荘市矢島町七日町字曲り渕158-1



陸運支局指定整備工場
陸運局指定レンタカー業務
秋田県車体整備協会会員

黒木自動車工業(株)

□車検整備	□新車販売
□板金塗装	□中古車販売
□レンタカー	

〒015-0011 由利本荘市石脇字田頭71-2
TEL (0184) 22-3263
FAX (0184) 22-7769

大切な車のために



排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。



燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



車のこと Q&A



Q 車の維持費は年間でどのくらいかかりますか？

A 使う用途や車種によって違いはありますが、車の維持費は大きく4つに分類されます。ガソリンなどの燃料費、定期点検・車検、部品、消耗品などのメンテナンス費、年間の任意保険料、自動車税も必要になってきます。

他にも、保管場所によっては駐車場代なども考えられますので、車を購入する前には、これらも併せて考慮することが大切です。

Q 車種によって支払う税金に違いはありますか？

A 平成14年から、排出ガスや燃費の性能など環境に配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに異なる税額となる「グリーン税制」が実施されています。

これによって電気や天然ガスなどの低燃費自動車などは、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減されています。一方で一定の車齢を越えたディーゼル車などに対しては、増税もあります。

細かな基準と条件がありますので、しっかり確認しておきましょう。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

自動車板金塗装は車体整備士のいる専門工場が安心!!

(有)吉尾ボデー

自動車特定整備工場 吉尾ボデー



車検・定期点検・一般整備・溶接・フレーム修正
車の事なら当社へ！

東北運輸局認定工場 認証番号第6-40509号

TEL.0184-74-2543

由利本荘市岩城亀田町鶴岡44-1

新車・中古車・車検・整備・板金
オイル交換・ボディーメンテナンス・レッカー…
お車の事なら信頼と低価格の店 株式会社 M-FLATへ

株式会社 **M-FLAT**
TEL/FAX 0184-74-7370



東北陸運支局 認証工場

T015-0011
由利本荘市今市郷字赤ハゲ2番地285
営業時間 08:00~18:00
定休日 水曜日

<http://m-flat.spcar.jp>

新車、中古車販売・高価買取・整備・板金

株式会社 **OMS**

由利本荘市川口家後 81-1

TEL.0184-74-5454

FAX.0184-74-5455

編集後記

「由利本荘市 暮らしの便利帳」は、由利本荘市にお住まいの皆様方へ、市の行政情報を届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、市民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけよう、官民協働事業として由利本荘市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「由利本荘市 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、由利本荘市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- 「由利本荘市 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和4年5月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

由利本荘市 暮らしの便利帳

令和4年9月発行

発行

由利本荘市／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 秋田営業所
〒010-0001 秋田県秋田市中通4-1-2
TEL.018-833-6700

※掲載している広告は、令和4年8月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。



生産者の愛情が注がれた全国の逸品の数々

日本は 「特産品」で あふれている



わが街とくさんネットで気軽に取り寄せ

注文方法は
どれでも
OK!



電話



FAX



インターネット



CHECK!

わが街
とくさん
ネット

詳しくは [わが街とくさんネット](#)

GO

SCINEX 株式会社サイネックス 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5丁目3-15
TEL:06-6766-3360 FAX:06-6766-3345



雪の
茅舎



田屋
ISHIWAKI
TAYA

発酵小路 田屋

Open 10:00-17:00 木曜定休日

www.hakkokoji-taya.jp

自然のチカラ



株式会社 齋彌酒造店

www.yukinobosha.jp

※お酒は20歳になってから

